

令和7年 第1回定例会

# 宇検村議会会議録

令和7年3月4日開会  
令和7年3月14日閉会

宇 検 村 議 会

令和 7 年第 1 回宇検村議会定例会

令和7年3月議会

# 令和7年第1回宇検村議会定例会会期日程

3月4日（火）開会～3月14日（金）閉会 会期 11日間

| 日 次  | 月 日   | 曜 日 | 会 議 ・ 休 会 ・ その他    |
|------|-------|-----|--------------------|
| 第1日  | 3月4日  | 火   | 本会議（開会・施政方針・議案審議）  |
| 第2日  | 3月5日  | 水   | 一般質問               |
| 第3日  | 3月6日  | 木   | 一般質問               |
| 第4日  | 3月7日  | 金   | 予算審査特別委員会          |
| 第5日  | 3月8日  | 土   | 休 会                |
| 第6日  | 3月9日  | 日   | 休 会                |
| 第7日  | 3月10日 | 月   | 予算審査特別委員会          |
| 第8日  | 3月11日 | 火   | 予算審査特別委員会          |
| 第9日  | 3月12日 | 水   | 休 会                |
| 第10日 | 3月13日 | 木   | 現地視察・常任委員会委員・全員協議会 |
| 第11日 | 3月14日 | 金   | 本会議（議案審議・閉会）       |

# 令和 7 年第 1 回宇検村議会定例会

第 1 日

令和7年3月4日

令和 7 年第 1 回宇検村議会定例会会議録  
令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 1 号）

○開会の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 令和7年度施政方針

○日程第 6 承認第 1 号 専決処分（令和6年度宇検村一般会計補正予算）について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 7 議案第 1 号 令和7年度宇検村一般会計予算について

○日程第 8 議案第 2 号 令和7年度宇検村国保事業特別会計予算について

○日程第 9 議案第 3 号 令和7年度宇検村国保施設事業特別会計予算について

○日程第 10 議案第 4 号 令和7年度宇検村介護保険事業特別会計予算について

○日程第 11 議案第 5 号 令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について

○日程第 12 議案第 6 号 令和7年度宇検村簡易水道事業会計予算について

○日程第 13 議案第 7 号 令和7年度宇検村集落排水事業会計予算について

（以上7件一括上程・説明・委員会付託）

○日程第 14 議案第 8 号 令和6年度宇検村一般会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 15 議案第 9 号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 16 議案第 10 号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 17 議案第 11 号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 18 議案第 12 号 令和6年度宇検村集落排水事業会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

| 議席番号 | 氏名         | 議席番号 | 氏名         |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 川 上 真 理 議員 | 2 番  | 倉 本 富 夫 議員 |
| 3 番  | 壽 山 新太郎 議員 | 4 番  | 海 原 隆 家 議員 |
| 5 番  | 肥 後 充 浩 議員 | 6 番  | 杉 浦 治 俊 議員 |
| 7 番  | 吉 永 常 明 議員 | 8 番  | 喜 島 孝 行 議員 |

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|         |           |     |         |
|---------|-----------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 保 枝 力 人 君 | 書 記 | 森 妙 子 君 |
|---------|-----------|-----|---------|

1. 説明のため出席した者の職氏名

|         |           |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 村 長     | 元 山 公 知 君 | 会 計 課 長   | 柳 百々代 君   |
| 副 村 長   | 植 田 稔 君   | 教育委員会事務局長 | 藤 貴 文 君   |
| 教 育 長   | 村 野 巳代治 君 | 建 設 課 長   | 栄 平四郎 君   |
| 総 務 課 長 | 原 田 俊 昭 君 | 住民税務課長    | 小 松 洋 仁 君 |
| 保健福祉課長  | 松 井 学 君   | 産業振興課長    | 柳 栄 治 君   |
| 企画観光課長  | 辰 島 月 美 君 |           |           |

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行君）

ただいまから、令和7年第1回宇検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（喜島孝行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、吉永常明議員、川上真理議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（喜島孝行君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から3月14日までの11日間と決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（喜島孝行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。お目通しを願いたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（喜島孝行君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

#### ○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。令和6年第4回定例議会報告後の行政報告を行います。

皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

12月16日、新しい宇検診療所の完成を祝い開所式を行いました。

12月23日、奄美振興特別委員会が東京であり、出席いたしました。

12月24日、南部振興協議会で鹿児島県へ要望活動を行いました。

1月10日、JAL本社ビルを訪問し、赤坂会長と面談し懇談いたしました。

1月11日、東京奄美会賀詞交歓会が東京であり、出席いたしました。

1月14日、宇検村の地域公共交通検討会を役場で行いました。

1月30日、奄美やんばる広域圏交流推進協議会が名護市であり、出席いたしました。

2月3日、赤土山バイパス整備促進期成同盟会の総会に出席し、早期実現へ向けた要望活動実施を確認いたしました。

2月6日、第43回大島本島南部町村議会議員大会が瀬戸内町であり、出席いたしました。

2月7日、名誉村民渡博文氏を偲ぶ会が元気の出る館であり、出席いたしました。

2月26日、赤土山トンネル早期実現へ向けて塩田県知事へ要望活動を行いました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

#### ○議長（喜島孝行君）

これで、行政報告は終わりました。

### △ 日程第5 施政方針

#### ○議長（喜島孝行君）

日程第、令和7年度施政方針の説明を行います。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

#### ○村長（元山公知君）

令和7年第1回宇検村議会定例会に開会にあたり、村政運営に関する私の基本姿勢と所信の一端を申し上げ、村議会議員並びに村民の皆様に、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が村長に就任し6年が経ちました。これまで所管の業務や災害対応等を通して職責の重さを日々感じながら、村民の生命、財産、安全・安心な生活を守るため、職員とともに村政運営に取り組んでまいりました。議会議員並びに村民の皆様には、ご理解、ご協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

私は、さらに元気な村づくりを基本理念に、これまで島らしさ全開を掲げ、稼げる産業の振興、



快適な生活環境、健やかな暮らし、広がるつながり、心豊かな人づくりを柱として、議会議員並びに村民の皆様のご理解をいただきながら、村民の声に耳を傾け、アンテナを張り、さまざまな情報収集を行い、透明性がありスピード感のある村政運営に努めてまいりました。改めまして本村の発展のため全力で邁進することをお誓い申し上げます。

今年度の施政方針も、私が公約した五つの柱と第6次宇検村総合振興計画の基本構想に掲げた六つの基本方針を軸に、基本的な考え方を説明させていただきます。

まず、基本方針1のきらりと光る稼げる産業を育む村づくりの持続可能な農林業の振興については、本村の基幹産業である農業について、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構、宇検村元気の出る公社等と連携し、農地の確保・集積化を推進するとともに、遊休農地の解消を図り、農地に有効活用につきましても、令和6年度の策定した地域計画の更なる充実に向け、農地中間管理事業を活用した農地の流動化や、多面的機能支払交付、金水土里サークル活動による集落の環境保全などの取り組みを促進し、生産者の技術向上を目的に、定期的に各品目の講習会の周知や個別指導を行い、栽培技術や経営能力の向上を目指してまいります。

また、新規就農者の支援を拡充するため、認定新規就農者支援制度の検討を進めるとともに、初期投資や生活支援に対する補助制度の整備を目指してまいります。

更に、農業支援対策として、園芸作物等のブランド協力金の助成を継続し、生産者の意欲向上とブランド化への参画を促進し、タンカンの選果場選果手数料の補助を通じて生産者の経済的負担を軽減、初期生産コストの負担軽減を図ってまいります。具体例としましては、マンゴーの生産につきましては、新規栽培者への参入を支援し、農業用パイプハウスリース事業を拡充し、特に気候変動による災害リスクを軽減し、生産の安定化を目指すため、引き続きリース料の一部助成を行ってまいります。

また、パッションフルーツにつきましては、引き続き苗木助成金を継続し、園芸作物の生産拡大と経営基盤の強化を図ります。更に、サトウキビにつきましては、出荷助成金、収穫に係るハーベスターの大型機械使用料、運搬助成金を引き続き行うことで、面積、生産量拡大と単収のアップを促進してまいります。

新規に令和7年度から奄振事業を活用し、奄美大島内の市町村と連携したフルーツブランド化推進事業を実施する予定であります。特産品であるタンカンや津之輝等の特産品を中心に、K-GAP取得に向けたブランド化を推進し、選果場の利用を促進するとともに、品質データを基にした改善提案を行い、生産量の安定化と高品質化を目指し、農家の経営安定とリスク軽減を図るため、自然災害や不測のリスクに備えた農業共済制度の加入を促進し、農業者への制度説明会や個別相談を実施して加入率の向上を目指してまいります。

次に、露地野菜等の生産者が安定して出荷できる体制づくりを支援していくために、生産向上を目指した栽培指導の強化、販路拡大のための物流費補助の検討、また地域住民との連携を深めるため地産地消を促進するイベントやケムムの館の活用を推進してまいります。

次に、令和10年度新規採択予定の中山間地域総合整備事業については、令和2年度から行いましたふるさと探検隊、地域支援事業による各集落、各校区でのワークショップでの要望事項や、農業委員の農家への聞き取りの成果の実施に向けて地元説明会や事業への地元合意形成を図ってまいります。

令和5年度に試験的に実施したそば栽培については、検証成果を基に秋まき品種を活用した栽培の現地適応性を引き続き検証します。これにより栽培面積の拡大や安定供給ができるようにし、地域農業の新たな柱としての基盤構築を目指します。

また、農作物への被害軽減を目的とし、効果的な鳥獣被害対策を講じます。現在実施している資材購入費助成金による補助に加え、県の鳥獣被害交付金を活用し、カラス箱わなを新たに設置し、被害の抑制を図り、併せて、捕獲活動の効率化を進めるため、地域住民や猟友会との連携を強化してまいります。

宇検村元気の出る公社は、地域の農業振興や環境保全、雇用創出等において欠かせない存在であり、今後もその存続価値は大きいと考えられます。しかし、持続的な運営を行うためには、作業の効率化や経費削減、堆肥の販売価格、更に農機具使用料の見直しを行い、持続可能な経営努力を継続することが不可欠と考えられます。公社の活動をより効果的にするために、村としても適正な管理受託の在り方を検討してまいります。

次に、畜産事業については、令和8年度に実施予定の畜産クラスター事業において、鶏舎の造成・増設や肉用牛生産農家への大型機械導入に向けた検討を進め、畜産農家への支援体制を強化します。これらの取り組みにより、飼育規模の拡大と生産効率の向上を図り、地域畜産の競争力を高め、安定した収益基盤の確立を目指してまいります。

次に、森林資源は本村の重要な財産であり、地域の自然環境や景観の保全に寄与するとともに、産業資源としての役割を担っています。令和7年度も森林資源の持続的な利用を図るため、森林再生事業を推進し、世界自然遺産登録後の地域として、環境に配慮した森林整備や保全活動を継続し、地域の森林が持つ多面的機能を活用します。また、森林環境贈与税を有効活用し、地域の森林管理体制の強化や環境教育への取り組みを進めてまいります。

また、令和7年度よりかごしま林業大学が創設され、地域の林業を支える労働者の育成を目的に、技術指導や研修を行い、林業労働の魅力を発信し、地元の若者を中心に新規参入者を増やすための施策を展開します。本村も県や関係機関と連携し、次世代に向けた持続可能な森林づくりを実現し、地域経済の活性化と林業の基盤強化を図ってまいります。

次に、焼内の海で輝く活力ある水産業の振興についてですが、やけうち湾の水産資源を活用し、漁業者の経営安定を図り、離島特有の高輸送コストが課題となる中、輸送コスト補助事業を活用し、生産性向上を推進し、水産物の販路拡大を図り、地域産品の競争力向上を目指してまいります。

また、湾内の漁場環境を整備し、水産資源の保全と持続的利用を図り、増殖場2カ所の設置を実施

し、漁場の生産性向上を目指してまいります。更に、海洋汚染防止のため、湾内の清掃活動や環境保全啓発活動を地域住民や漁業関係者と連携し推進してまいります。

次に、地域の連携が育む商工業の振興についてですが、昨年度は5年ぶりに宇検村やけうちどんと祭りが開催されました。引き続き令和7年度も11月開催の秋祭りとして宇検村商工会を中心に盛大に開催する予定であります。

また、宇検村観光物産協会とタイアップし、造成された体験メニューを販売し、宇検村交流人口の拡大と、観光産業発展の相乗効果を図ってまいります。11月の第1日曜日と固定して毎年開催することにより、郷友会や同窓会など、どんと祭りが帰省のきっかけの位置付けとなり、村民が集うイベントになるよう、関係団体との連携を強化してまいります。

商工業の振興については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム率を前年度より上げたどんと券を4月から販売できるよう準備を進めてまいります。広く村民へ利用していただくために、令和6年度から販売元や利用期間を変更し実施しましたが、村民からの意見、要望を踏まえながら、更に利便性の良い商品券の発行努めてまいります。

また、農林水産物等輸送コスト支援事業については、県本土との流通条件不利性を改善し、生産・産業振興の推進を図るため、奄美群島振興交付金を活用し、農林水産物や加工品、黒糖焼酎等の輸送費補助を継続してまいります。

人口が減少する中、働き手不足の常態化を解消するため、特定地域づくり協同組合、結いワーク宇検村協同組合が令和6年度設立されました。現在、事務職員と働き手の2名体制の組合ですが、安心して仕事に従事できる環境を広くPRし、定住人口の増加・人口流出の抑制・安定した働き手の確保を目指してまいります。

次に、宇検村の自然と歴史を伝える観光振興についてですが、宇検村観光基本計画のモットーである風に触れ、土に触れ、人に触れ、五感で感じる心旅を展開するため、宇検村観光物産協会では年間を通して様々な仕掛けを繰り広げております。村内での宿泊や観光、農業や漁業体験などを組み合わせた体験型観光メニューも造成しており、宇検村元気の出る公社旅行部門の開所により、ツアーを販売することが可能になったため、観光組織や事業者等と連携し、宇検村オリジナルツアーの販売に力を入れてまいります。

世界自然遺産登録で追い風が吹く中、奄美大島へ来島する観光客をはじめ、島内の方もターゲットとし、観光促進を通して経済活性化や関係人口の拡大に向けて取り組みます。暮らしと文化そのものが地域の宝・地域資源となり、観光産業の一端となりながら、地域の暮らしや文化が先々も継続していけるよう、観光により地域づくりに努めてまいります。

次に、基本方針2の快適な生活を支えるむらづくりの合理的な土地利用の推進についてですが、令和7年度も、現在進めている芦検地区を中心に地籍調査事業を継続し、地権者間の合意形成を支援し、住民説明会を通じて調査の重要性和進捗状況を共有してまいります。

また、引き続き航空レーザー測量技術を活用して、山間部やアクセスが困難な地域の測量作業を

迅速に進めるとともに、全体事業の期間短縮を図り、地域住民の財産権保護や公共事業の円滑化に寄与し、地域社会の発展に資する取り組みを継続してまいります。

次に、交流を促進する交通基盤の整備についてですが、社会資本整備を進めていくことにより、現在だけでなく未来にわたり本村の安全・安心の確保、持続可能な地域社会の形成、経済成長の実現を達成し、その先には真の豊かさを実感できる村を構築できるよう、計画を着実に実施してまいります。

まず、県道整備については、村内の3集落を結び、主要地方道名瀬瀬戸内線につながる重要路線であるため、土砂崩壊による交通途絶の防止、見通し不良箇所の解消、地域住民の安全を確保するため一般県道曾津高崎線・平田工区の改良工事を継続して整備してまいります。今後の計画として、道路交通の安全確保や交通規制の解消を図るため、阿室工区の整備、また線形不良や幅員狭小による大型車の離合困難、土砂崩壊による交通途絶を防止するため、生勝工区の整備を行う予定であります。

主要地方道、湯湾新村線・赤土山工区については、整備による改変が大きいことと多額の事業費を要することや、世界自然遺産区域内の整備となることから、特に自然環境に配慮する必要があることが課題となっており、国道58号を補完する代替道路・緊急輸送道路としての機能や、物流活動や地域間交流の活性化及び希少動植物保護の観点からも、新たなルート案、トンネル化の検討の含め環境と生態系に配慮しながら、早期完成を目指し県及び関係機関に強く要望してまいります。

その他の県事業については、砂防事業、土石流対策では久志川、名柄川を引き続き整備し、地滑り対策事業で湯湾地区を計画しております。急傾斜地崩壊対策事業では、久志1地区、芦検池城地区、下朝戸地区を継続事業で整備してまいります。

村道整備については、地域住民や観光客が安全・安心に利用ができる道路空間の確保を目指すと同時に、災害時の迂回路としての機能も図れるよう、国庫補助事業で引き続き宇検船越線・屋鈍曾津高崎線の改良工事を行ってまいります。

また、老朽化し通行に支障のある舗装路面や腐食し機能が低下している安全施設の維持を図るため、赤土山線・田検名音線の維持補修工事を行います。

橋梁に関しましては、業務委託にて点検を行い、修繕・更新・撤去を検討し、利用者の安全確保が図れるよう計画的に整備してまいります。

村単道路整備については、走行時の安全確保のため、区画線の修繕工事や災害時の避難・迂回路確保のため補修工事を行います。

また、高潮時の冠水対策や緊急車両通行道路の整備工事を継続して名柄集落で進めてまいります。

港湾整備については、継続して湯湾港、須古地区の岸壁補修やエプロン舗装を行い、老朽化対策による施設の延命化と機能回復を図り、建設資材等の安定供給確保に努めてまいります。

漁港整備については、継続補助事業により宇検漁港海岸保全施設長寿命化計画に基づいた老朽化

施設の延命化、機能回復整備を行ってまいります。また、未指定漁港、生勝地区の係留施設修繕工事を行い、利用者の安全確保に努めてまいります。

河川整備については、河床低下による護岸背面の吸出し防止対策工事や護岸補修工事、管理道路舗装工事を村内10河川で行い、農地利用者や近隣住民の安心・安全につなげてまいります。

次に、公共機関の維持と利便性の向上についてですが、公共交通の利用者及び担い手の減少が進んでいる中、交通公共機関の確保・維持に取り組むため、令和6年度に奄美大島地域公共交通計画を広域と各市町村で策定いたしました。地域公共交通は、移動のための手段ではありますが、教育や医療福祉、観光など様々な分野に関係し、村民の暮らしを支える土台となっております。村内で運行している屋鈍線と宇検線の2路線に加え、湯湾管内のマジンスローカーの運行のみでは村民のニーズに対応できていないため、本村の公共交通の課題解決に向け取り組んでまいります。

村内にある既存の組織、団体等が参画した連携・協働の取り組みを進め、村民が村内公共交通を担える仕組みづくりを検討してまいります。

高校生通学バス助成金につきましては、定住、U・Iターンの促進及び地域公共交通機関利用の促進を図るため、通学バス利用料及び帰省等のバス利用料の助成を引き続き実施してまいります。

次に、利便性を高める情報通信技術の活用についてですが、デジタル社会への移行は住民生活の快適さを伴うことが必須であります。住民への情報発信は防災無線に加え公式LINEの充実と利用者拡大を図ってまいります。避難所において情報が送受信できるよう、各集落公民館にWi-Fi整備を行います。健康体操、健康教室や郷友会とのイベントなど、日常での利用も期待され、村民福祉の向上が図られます。令和7年度も適宜地域に合った機器やシステムを導入し、住民サービスの向上に努めてまいります。

業務においては、6年度末から勤怠システムを導入しており、引き続き電子契約、電子決済など、業務のスマート化を進め、職員間の情報共有による効果が住民サービスの向上につながるようと止めてまいります。

次に、快適な生活をつくる住環境の整備についてですが、住居不足の状況を打開する施策として、宇検村民間賃貸住宅補助金制度を制定し公募をかけたところ、賃貸住宅4戸が建築され、令和7年4月から運用が開始される予定となっております。新築された住宅は、宇検村の定住促進や人口増加につながり、地域の活性化が図れると期待しております。

また、定住促進空き家活用事業による空き家の改修についても、3件を見込み、予算を計上しております。

一方、防災・衛生・景観など周辺環境に悪影響を及ぼす危険廃屋の撤去については、土地や家屋の未登記や相続の問題など、村の施策では解決できない壁がありますが、法的手続き事務作業を進め、急を要する物件に対し行政代執行が講じられるよう努力してまいります。

公営住宅の整備については、宇検村公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅ストック総合改善事業として年次的に住宅廻りの外壁や屋上防水の修繕等を計画的に実施し、住環境整備に努めて

まいります。本年度は須古美長良住宅2号棟を整備いたします。

次に、良質で衛生的な生活環境づくりについてですが、簡易水道事業については、前年度に引き続き湯湾地区の本管布設工事及び湯湾・須古・石良地区内の宅内引込み工事と湯湾浄水場・部連配水地の機械設備更新を行い、安全で安心な生活用水の供給に努めてまいります。

ごみ処理につきましては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、適切な方法で処理を行います。

また、ごみの減量・リサイクル化を推進するために家庭用ごみ処理機の購入費補助、ごみの分別や適切な出し方等について普及啓発に取り組んでまいります。

合併浄化槽の設置の推進につきましては、家庭から排出されるし尿及び生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、国・県の補助事業を活用し、合併浄化槽の設置の促進に取り組んでまいります。

集落排水事業は、住民の生活環境の向上と地域資源の保全に欠かせない重要なインフラ整備の一環であります。施設の老朽化対策や事業の効率化を進めることで、持続可能な運営体制を確立し地域の快適な生活環境を守るため、継続して事業を推進してまいります。

農業集落排水事業では、芦検処理施設の機器類の更新と湯湾地区と田検地区の統合に向けての調査測量を行います。

漁業集落排水事業では、令和7年度より施設の更新事業が採択され、今年度は事業実施に向けた実施設計を進め、水質浄化機能の向上を目的とした最新設備の導入を検討し、地域の環境保全に寄与してまいります。

昨年度から移行された公営企業法会計では、財務状況の的確な把握と効率的な事業運営を進め、収支バランスを考慮しつつ住民負担を抑えるための料金体系の見直しを検討し、持続可能な運営体制を確立するために、専門家や関係機関の協力を得て管理業務の効率化を図ってまいります。

次に、安心・安全な地域社会づくりについてですが、自然災害の被害発生を軽減するため、河川護岸等の整備も柔軟に対応したいと考えております。村内県道の維持管理につきましては、権限移譲交付金で除草、路傍樹管理を実施してまいります。村内の県道、村道の除草等維持管理については、民間事業者と元気の出る公社への業務委託により、除草、路傍樹管理、交通に支障のある枝木の排除を適正に実施してまいります。

次に、地域防災力の強化についてですが、村民が安心して暮らせる村づくりは、最も重要な施策の基本とするものであります。自助・共助の意識向上を図るための自主防災組織の充実と活動への支援として、研修機会や防災備蓄品などの公助に務め、連携して地域防災力の強化を図ってまいります。

また、昨年1月の能登半島地震以降、日向灘においても震度6弱、震度5弱と2回、比較的大きな地震が発生し、南海トラフ地震も心配されます。防災訓練も台風、大雨想定に加え、今年も地震津波想定訓練も行なってまいります。避難所体制もWi-Fi整備を行い、情報共有に努めてまいります。

す。

次に、交通安全・防犯体制の充実についてですが、交通安全、防犯体制につきましては、村内を巡回する青色回転灯パトロール車両が9台と充実し、村内の危険箇所改善に貴重な意見が反映されております。今後も宇検村安心安全まちづくり推進協議会との連携を図ってまいります。

そのほか災害対応、防災対策には、消防職員、団員の統率の取れた体制が必須であり、今後も資質向上のための研修受講をより充実かつ積極的に行ってまいります。

次に、基本方針3の魅力あふれる人と自然が調和するむらづくりの、豊かな自然環境を次世代につなぐ地域社会についてですが、ごみの不法投棄対策につきましては、年間を通して村内の林道や主要道路沿いなどのパトロールを行うことにより、不法投棄の抑制に努めてまいります。

海岸漂着物対策事業につきましては、国の補助を活用し海岸漂着物の回収、処分を行うことにより、海岸の景観・環境保全に努めてまいります。

ノネコ・ノラネコ対策事業につきましては、今後も村内に生息する希少種を守るため、ノネコ・野良猫の減少を目的とした事業を関係自治体・関係団体と連携し、推進してまいります。飼い猫につきましては、適正飼養、動物愛護の意識の向上、自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とした不妊手術やマイクロチップ装着の助成を継続し、村内のノネコ・野良猫の発生減対策に努めてまいります。

人と自然が共生する未来の宇検村を実現するため、引き続き里海づくり事業を展開してまいります。シマの暮らしを支える自然環境は、気候変動と生物多様性の損失という地球規模の課題に直面し、宇検村の海もかつての豊かさを失っています。シマの暮らしが豊かになる里海づくりが、あわせて社会的課題の解決になるよう、①生物がたくさんいる海、自然環境、②人が集まる海、人口、経済、③怖くない安心・安全な海、防災、気候変動の3点を方針に、広く村民の声を反映しながら海域管理計画の策定を進めてまいります。

次に、村の宝である人と自然が輝く交流についてですが、令和7年10月に宇検村で国際サシバサミットが開催されます。サシバの越冬地である奄美大島の環境は、獲物が潤沢に存在する豊かな環境であることを証明し、自然環境の指標となっております。サシバの保護や生息する自然環境の保全など、共有する自治体や国が一堂に会する国際サシバサミットは、奄美大島宇検村の価値や知名度を世界に発信する絶好の機会と捉えています。村民をはじめ奄美大島全市町村の協力をいただきながら、国際サシバサミットの成功に向け取り組んでまいります。

村の最上位の計画である第6次宇検村総合振興計画と国の総合戦略の整合性を図りながら策定を進めている第3次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略が3月中に完成する予定であります。宇検村における人口減少と村の衰退に歯止めをかけ、地方創生を目的とした実行型の計画の実現を目指し、新たにプロジェクトマネージャー制度を導入いたします。地域、民間、行政等をつなぎ、実質的にプロジェクトをマネジメントする人材の確保と産学官協定を締結している日本航空、上智大学、伊藤忠商事の人的・物的資源、各専門性も事業執行に活かしながら、村民の豊かな暮らしのた

めに第3次総合戦略を着実に進めてまいります。

また、現在の地域おこし協力隊制度を活用しつつ、併せて、3カ月以内の短期間、地域で活動する地域おこし協力隊インターン制度を活用し、地方移住や定住という目的でなく、一時滞在し地域活性化や課題解決に参加できる学生や若者等の人材をキープできる仕組みづくりに努めてまいります。

毎年実績を伸ばしているふるさと納税につきましては、新たな事業者や農家等の参入と返礼品の拡大を更に図りながら、納税者の志に応える施策を生かしていけるよう事業の充実に努めてまいります。

次に、共生・協働で魅力ある地域社会づくりについてですが、誰もが安心・安全に夢や希望を持って多様な生き方を選ぶことができる地域づくりを目指し、村内小中学校へ専門の講師を派遣し、学び合い事業を展開いたします。併せて、当該校区の地域の方々も対象として実施し、人権・ジェンダー平等の理解とその意識の根付いた地域づくりを促進してまいります。

人権啓発活動の推進については、各関係機関と連携し、人権問題についての理解を深め、人権の尊重される村づくりに努めるため、特設人権相談所を開設等、継続した人権活動に取り組んでまいります。

宇検村内で外国人労働者を必要とする事業者が年々増加している現状を踏まえ、多文化共生社会の実現に向け取り組んでまいります。外国人住民が村内で安心して仕事と生活ができるよう、平等な社会参画や情報が提供できる環境づくりに努めてまいります。

次に、基本方針4の健やかでぬくもりのある支えあいの村づくりの、みんなで支え合う地域福祉の充実についてですが、村民が互いに支えあいながら安心して暮らすことができる地域共生社会を実現するため、令和7年3月末に策定される宇検村地域福祉計画・地域福祉活動計画を基に行政・社会福祉協議会・その他関係機関との連携を図りながら、地域福祉の推進に努めてまいります。

次に、健康で安心して暮らせる予防・医療の充実についてですが、感染症対策については、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ等の定期接種を積極的に実施し、国や県と連動し対策をしつかりと講じ、村民の安心と安全が図れるよう取り組んでまいります。

保健事業につきましては、宇検村健康増進計画第2期いきいき健康うけん21、国保データヘルス計画、後期高齢者データヘルス計画に則し、本村の健康課題であります脳卒中を含む循環器疾患予防を推進してまいります。

令和6年度から開始された第2期いきいき健康うけん21では、特定健診受診率・特定保健指導の実施率向上、生活習慣病の重症化予防、1人当たり医療費の抑制などを主な取り組み計画としております。

国保保健事業、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、村民が自ら健康づくりに取り組めるように支援し、健康寿命の延伸・QOL生活の質の向上を目指してまいります。

特定健診・長寿健診・各種がん検診受診率の向上、各種予防事業について、受診しやすい環境整



備を行うとともに、特に若年世代から健診受診・運動習慣の継続など、発症予防に力を入れて取り組んでまいります。

国保施設事業につきましては、令和6年12月に完成しました新診療所において診療機器の整備を行っており、関係医療機関との連携強化を図り、住民への健康・医療・介護サービスの向上に向けた医療機能強化と情報連携を積極的に行い、住民が安心して暮らせるシマづくりを目指します。

次に、未来を育む子育て支援の充実についてですが、妊産婦、子育て世帯、子供を誰一人取り残すことなく、切れ目のない相談支援体制の充実を図るため、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行うこども家庭センターの開設に向けて体制整備を行ってまいります。併せて、令和6年度から配置しているこども支援コーディネーターを中心に、地域・行政・学校をつなぎ、きめ細やかな支援体制の強化に努めてまいります。

令和7年3月末に策定される第3期宇検村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てを社会全体で支援する総合的、計画的な施策を推進してまいります。

令和7年度から新たに次世代の担い手となる人材育成一環として「可愛しゃん くわあまがあば旅すむろ」プロジェクトを進めてまいります。このプロジェクトは早い段階から様々な職業に触れ、見識を広げることで、子供たちが夢や希望を持てる体験や自分の将来像を描く上で刺激となる機会の提供ができるよう努めてまいります。

次に、いきいきと暮らせる高齢者福祉の充実についてですが、高齢者福祉についてですが、現在、美人草グループの活動が注目を集めています。高齢者の方々が歩んで来たこれまでの人生経験を生かしながら、生きがいや喜びを感じることでできる場や活動を、今後も支援してまいります。

また、グループポイント事業等を利用し、高齢者が支え手となる活動への参加促進や、生涯学習等の視点を含めた高齢者の社会参加機会の確保、交流の場をつくり、高齢者の介護予防を促進いたします。

村内に居住する高齢者に対し、長寿を祝福し健康で楽しく生活できるよう敬老年金の支給、バス無料乗車券の交付を引き続き実施してまいります。

介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画を基にどうくさ体操等の通いの場、通所型サービスC、訪問型サービスCを中心とした予防施策を引き続き重点的に進めていくと同時に、買い物移動といった生活支援の体制づくりに取り組んでまいります。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年には、要介護認定者数の増加が見込まれています。2040年を見据えた村の介護保険サービスの在り方についての検討も行なってまいります。

次に、自分らしくを支える障害者福祉の充実についてですが、令和6年度から令和8年度までの3カ年計画として策定された障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を基に障害福祉サービスの充実を図ります。障害のある方が居宅介護や生活介護を利用しながら、住み慣れた地域で地域との関わりを持ちながら、自分らしく安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

障害を理由とする差別の禁止、地域社会における共生、障害者の自己決定の尊重及び意志決定の

支援、アクセシビリティの向上、総合かつ計画的な取り組みの推進を基本的視点とし、本村に住む人々が生きがいと楽しみのある生活を送り、一人一人が尊厳を持ちながら生き生きと住み続けられる村づくりを推進してまいります。

次に、自立に向けた社会保障の充実についてですが、生活困窮者への自立を支援するため、各種制度の適正な運用、周知を図り、各関係機関と連携を取り、困窮状態に至る前段階からの支援に努めてまいります。

また、生活困窮者・世帯には、健康面での不調を抱えるケースも多いことから、専門職による予防的な介入にも努めてまいります。

次に、基本方針5のふるさとを愛し、明日へはばたく心豊かでたくましい人を育む村づくりの、生きる力をはぐくむ学校教育の推進についてですが、令和7年度におきましては、宇検村教育振興基本計画に基づき、ふるさとを愛し、明日へはばたく、心豊かでたくましい人づくりを教育行政推進の基本目標とし、その推進についてはふるさとの豊かな風土や教育的な伝統を生かし、ふるさとに立つ教育を視点として引き続き取り組んでまいります。

学校教育におきましては、生きる力を備えた元気な宇検村の子どもの育成を目標とし、村内の児童生徒それぞれに密着した学習指導や道徳教育、生徒指導、人権教育、読書活動等を推進するとともに、教育相談員・スクールソーシャルワーカーの活用やいじめ防止基本計画に基づいた対策を推進してまいります。

また、児童生徒の健やかな成長のために、学習者主体の授業や部活動、一校一運動の実践、食育など、一層の充実を図り、学校給食の無償化及び各種大会出場への助成も引き続き継続してまいります。併せて、防災・安全に関する指導の充実・危険予知・回避能力の育成・防災訓練等の実施・各教科等における安全指導の充実にも努めてまいります。

なお、中学校の部活動につきましては、国の提言等を踏まえ、土曜・日曜の活動を地域へ移行する準備を昨年に引き続き進めてまいります。

本村の児童生徒の学力は、今年度の4月に小学6年生、中学3年生を対象として実施された全国学力・学習状況調査の結果において、小学校は実施教科である国語・算数に関して県平均とともに上回る結果となりました。一方で、中学校は実施教科である国語・数学ともに県平均を下回る結果となり、学年間による学力の差に課題も見られます。その課題解決のため、村教育研究会による教職員の研修会や各学校における構内研修会等を実施し、複式・少人数クラスにおける個別最適な学級の充実を図ってまいります。

また、令和7年度は既に整備されておりますタブレット端末器の更新時期となっており、児童生徒一人1台のタブレット端末の有効活用も引き続き図ってまいります。併せて、昨年度の小学校に続き、中学校で使用する教科用図書の改訂に伴い、デジタル教科書を導入することで主体的・対話的で深い学びの更なる推進を図ってまいります。

また、日常の学校生活に困り感を持っている児童生徒に対する特別支援教育支援員による支援、

英語教育小学校専科指導教員及び英語指導助手A L Tの活用による外国語教育の充実、奄美大島、徳之島、沖縄島を含む及び西表島の世界自然遺産登録を契機に開催しておりますやけうちっ子環境学習・世界自然遺産博士講座も引き続き取り組んでまいります。

体調不良などやむを得ず学校に登校できない児童生徒に学びの場を確保し、家庭学習など自主的に学習を促進するため、タブレット端末の持ち帰りも引き続き進めてまいります。更に、学校における教職員の働き方改革を推進するため、令和4年度に校務支援システムを導入しており、システムを活用することで教職員の公務負担軽減を図ってまいります。併せて、施設の整備や点検補修、学校緑化に努めるとともに、児童生徒減少対策については、名柄校区・阿室校区活性化対策委員会と連携を図りながら、親子山村留学制度を継続して推進してまいります。

また、田検小中学校の共同調理場や各併設校の調理場の今後についてですが、令和3年度の学校給食のあり方検討委員会において検討協議の結果、建設候補地の選定と総合給食センター方式での整備を進めていく方向での検討結果の報告がありました。よって、令和6年度より給食センター建設のため建設予定地の実質調査が終了しております。また、令和7年度に関しましても設計委託を予定しており、給食センター建設へ向けての準備を進めてまいります。

次に、多様なニーズに応える社会教育の充実についてですが、結いの心で生き生きと学ぶ活力ある宇検村民の育成を目標として、令和7年度においては主に次の事業等に取り組んでまいります。

まず、令和5年度より村誌民族編の編纂業務を再開しており、令和9年度を完成の目標として取り組んでおります。

日頃から宇検村を元気づけるために取り組みや活動を行っております宇検村連合青年団の活動等についてですが、令和4年度からの取り組みとして地域食堂、子ども食堂・、マリンスポーツ体験・スマブラ大会・グルメフェス・各集落支援、豊年祭支援を実施しておりますが、今後もこのような村の連合青年団の取組・活動に対しまして、村としましても引き続き支援をしていきたいと考えております。

更に、継続的な取り組みとして、今後の児童生徒の成長を見据え、家庭教育や家庭教育学級の充実、PTA活動や子供会、社会教育関係団体の活動の充実を図り、子育ての機運醸成に努めてまいります。更に、村民が継続的に学ぶことのできる公民館講座や図書室などの充実を図り、村民の利用促進を図ってまいります。

また、児童生徒の健全育成事業につきましては、宮城県七ヶ宿町との相互交流事業を継続しています。昨年の夏には七ヶ宿中学校の1・2年生を受け入れ、12月に宇検村の中学1年生を派遣することができ、スキー体験等を通じて七ヶ宿中学生との交流を深めることができました。引き続き中学1年生を対象として、継続して事業を実施してまいります。

また、沖縄県との平和交流事業につきましても、令和4年度から近隣の瀬戸内町と大和村も加わり、児童生徒を対象に今年度で5回目の平和交流事業を実施することができました。悲慘な戦争のことを学びながら、交流を通して関係を深めた子供たちに改めて平和学習交流事業の大切さを感じま

した。今後とも幅広い年代で平和交流の輪が広がるよう取り組んでいく考えであります。

また、子供たちが英語を自然な方法で学び、コミュニケーション能力を育むことを目指し、難しい発音を早い段階で習得して楽しく実践的に学習することを目的に、乳幼児が言葉を覚えるのが2歳から3歳と想定されることから、村内の保育所の年長組から小学校3年生ぐらいまでに、生の英会話に触れられることで、より速い英会話ができるよう、ウケンキッズイングリッシュを昨年に引き続き実施してまいります。レッスンは100%英語で進め、体を使ったアクティビティやジェスチャーを活用し、子供たちが直感的に英語を理解できる環境を提供し、子供たちが講師と一緒に楽しく学んでいけるよう雰囲気を大切にしながら、基本的な英語スキルを身につけられるレッスンであります。このプログラムを小学3年生まで続けることで、子供たちは英語を自然な形で習得し、将来の学習に対する意欲を育み、本村ならではの英語教育を進めてまいります。

その他の事業では、中学3年生のテーブルマナー教室や茶道教室・新春書初め会、やけうちっ子体験チャレンジスクールや一般社団法人アスリートネットワーク、つなGO7奄美大島事業と連携したスポーツ教室の実施などについても、引き続き実施してまいります。

次に、生涯スポーツを通じた健康づくりと仲間づくりを推進するため、令和6年度に宇検村陸上競技場大規模改修事業として再整備を行いました。村陸上競技場も完成が近く、令和7年度には5年ぶりとなります村民体育大会も開催する予定にしております。また、引き続き再整備検討委員会では、運動公園全体の再整備計画につきましても、今年度以降も協議を重ねていただき、検討結果の報告を行っていただきたいと考えております。

次に、健康づくりや仲間づくりを促進する生涯スポーツの推進についてですが、村体育協会を中心とした社会体育推進体制の整備を進め、来年度本村で開催される県体大島地区大会、バレーボール男子競技と大島地区スポーツ少年団剣道競技の大会運営につきましても、各競技団体と連携を図りながら大会運営の準備を進めてまいります。スポーツ少年団の健全育成、毎週月曜日夜間の体育館無料開放も継続してまいります。更に、スポーツ推進委員や関係団体などの協力を得ながら、村内の社会体育施設の点検を実施し、事故防止に努めながら効果的な活用を進めてまいります。併せて、高校生・大学生などのスポーツ合宿誘致についても引き続き推進いたします。

次に、次代につなぐ地域文化及び芸術活動の振興についてですが、今後も文化協会や公民館講座の講師の先生方と連携を図りながら、文化芸術活動の普及・振興に努めてまいります。文化財保護につきましても、今後も有形・無形文化財についての保存・継承を推進してまいります。

宇検村振興育英基金につきましては、奨学金対応事業を引き続き実施し、必要に応じて学校教育、社会教育、文化、体育事業への助成なども検討してまいります。

次に、基本方針6の村民とともに力強い自治をつくる村づくりの、時代に対応した行政運営と人事管理についてですが、法改正や国の施策など時代に対応した弾力的な行政運営を行っていくためには、業務の量や働き方など職員の適切な配置が必要であります。WEB勤怠管理システムの導入により、時間外勤務の管理や事務分掌の見直しを行い、職員の健康管理を進めてまいります。定年延

長により職員の年齢構成に偏りが生じないように、適宜職員採用を実施し、年齢構成の平準化を進めます。令和5年度からDX部署を設け、職員の業務のスマート化に取り組んでいます。会議システムや勤怠管理システムによるペーパーレス化と庁内のスピーディな事務処理を目指します。役場全体の徴収事務においても、コンビニ収納できるように取り組んでまいります。住民の声や要望に応えるだけでなく、行政需用を的確に捉えるために、積極的に村民とのコミュニケーションを図ってまいります。その上で、政策立案から予算化まで総合的に行動できる職員として資質向上を図るため、外部機関とも連携した職員研修を実施してまいります。

次に、財政の健全化についてですが、国の経済活動は雇用・所得環境の改善が続き、個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いています。この景気回復過程での国の税収増加により、年々地方交付税も増加していますが、物価上昇による工事費の増や人件費、委託料、旅費等、経常的経費の歳出も増加しています。こうした景気回復の傾向を歓迎するも、地方税など自主財源や地方交付税などの依存財源の大幅増加は見込めないので、健全な財政運営には歳出の抑制が必要にほかなりません。村としましては、今後も事業の優先順位をしっかりと検討し、単独事業の後年度執行など、各分野で連携を図り計画的に予算執行するよう努めてまいります。

歳入につきましても、財源に補助事業や有利な起債、ふるさと納税制度などを積極的に導入し、国の予算動向を注視しながら、地方交付税を適正に見込んで財政調整基金で補い予算編成を行ってまいります。これまでと同様、財政健全化を進めていくことは当然のことですが、目的財源としての基金の適時使用など、村民に必要な予算は積極的に活用するとともに、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、今年度以降の取り組みについてですが、今後の建設予定事項としましては、防災会館、給食センター、役場庁舎建設に加えて空家改修事業や民間賃貸住宅の建設支援等、住宅不足解消へも取り組んでまいります。更に、継続的な事業として、土砂処分場整備工事の第1期工事を進めてまいります。建設に当たっては将来的に財政を圧迫することがないように、実施時期を見極めながら計画的に事業を進めてまいります。

以上、令和7年度の村政運営に対する所信と施策について概要を申し述べましたが、村政運営につきましては、これからも宇検村に住み続けたい、行ってみたいといわれる村民の誇れる宇検村を目指し、シマらしさ全開を合言葉に職員一丸となって取り組んでまいりますので、議会議員並びに村民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和7年度の施政方針といたします。村民の皆様、心をひとつに、笑顔あふれる宇検村を築いていきましょう。以上であります。

#### ○議長（喜島孝行君）

これで、令和7年度施政方針の説明を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前11時00分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第6 承認第1号 専決処分 令和6年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第6、承認第1号、専決処分、令和6年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第1号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第1号は、令和6年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に1,734万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ52億3,277万1,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（壽山新太郎君）

歳出のほうで、19節の扶助費は分かるんですけど、3節の職員手当45万、これはどういったものなのか、説明をお願いします。

○住民税務課長（小松洋仁君）

お答えします。これは該当者を抽出したり、関係する事務処理を行うために、どうしても時間外の勤務が必要になってくるということで、この分計上させていただいております。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにありませんか。

○5番（肥後充浩君）

扶助費で500世帯と80名ということで計上されていますけれども、これはもう支給、始まっているんですか。そして、人事異動とか、子供なんかの転入転出とかありますので、3月いっぱいには是非支給とか、そういったのが全部終わってもらいたいとは思っているんですけども、そういった家庭への支援ですので、その辺はどうなっていますか。

○保健福祉課長（松井 学君）

これがですね、国のほうからも年度内に支給を完了することとされておりますので、私の課の分

については、53名がもう支給済み、1件が今手続中ということで、この方も今月の中旬までには支給が完了する予定になっております。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

○住民税務課長（小松洋仁君）

低所得世帯支援給付金のほうです。こちらのほうもプッシュ型という形で、こちらのほうから該当者の方のほうに給付をするというやり方で、現在のところ407世帯が対象になっておりまして、もう既に振り込みのほうは終了していると聞いております。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号、専決処分、令和6年度宇検村一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

承認第1号、専決処分、令和6年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第1号 令和7年度宇検村一般会計予算について

△ 日程第8 議案第2号 令和7年度宇検村国保事業特別会計予算について

△ 日程第9 議案第3号 令和7年度宇検村国保施設事業特別会計予算について

△ 日程第10 議案第4号 令和7年度宇検村介護保険事業特別会計予算について

△ 日程第11 議案第5号 令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について

△ 日程第12 議案第6号 令和7年度宇検村簡易水道事業会計予算について

△ 日程第13 議案第7号 令和7年度宇検村集落排水事業会計予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第7、議案第1号、令和7年度宇検村一般会計補正予算についてから、日程第13、議案第7号、令和7年度宇検村集落排水事業会計予算についてまでの7案を一括議題とします。

本7案について提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第1号から議案第7号までの提案理由のご説明をいたします。

議案第1号は、令和7年度宇検村一般会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ40億4,369万7,000円とするものです。

議案第2号は、令和7年度宇検村国保事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億5,238万9,000円とするものです。

議案第3号は、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ6,741万4,000円とするものです。

議案第4号は、令和7年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億2,023万9,000円とするものです。

議案第5号は、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,060万9,000円とするものです。

議案第6号は、令和7年度宇検村簡易水道事業会計予算についてですが、収益的収支は収入2億2,121万8,000円、支出1億4,822万3,000円、資本的収支は収入8,370万円、支出1億6,004万2,000円です。なお、資本的収支の不足額7,634万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額458万1,000円、当年度損益勘定留保資金4,949万8,000円及び当年度利益剰余金処分別2,226万3,000円で補填いたします。

議案第7号は、令和7年度宇検村集落排水事業会計予算についてですが、収益的収支は収入1億2,397万5,000円、支出1億2,996万8,000円、資本的収支は収入1億207万2,000円、支出1億4,294万3,000円です。なお、資本的収支の不足額4,087万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額262万8,000円及び当年度損益勘定留保資金3,824万3,000円で補填いたします。

以上、7件のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

本7案については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

ご異議なしと認めます。

本7案については、全員で構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

これから、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を議員控室と定めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

---

再開 午前11時10分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果をお知らせします。

委員長に壽山新太郎議員、副委員長に倉本富夫議員が決定しました。

以上、互選の結果をお知らせしました。

#### △ 日程第14 議案第8号 令和6年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第14、議案第8号、令和6年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第8号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第8号は、令和6年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算から2,457万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ52億819万3,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（吉永常明君）

まず最初に、歳入のほうをお伺いします。歳入の9ページの村税の6,200万とあるんですけど、これ、金額は間違いありませんよね。それをちょっと説明をお願いできますか。

○住民税務課長（小松洋仁君）

これは大きく変動することのある課税所得額が増加したことにより、税額自体が増加しているということで、この数字で問題ないというところです。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにありませんか。

○5番（肥後充浩君）

4ページの明許繰越費のことでちょっとお尋ねしますが、13億548万4,000円の繰越なんですけれども、村の予算が40億で13億というのはなかなか大きいと思いますので、このうちの発注済、それと来年度7年度に対して発注する分の大体の金額的なもの等が分かれば、その辺を教えてくださいませんか。

○建設課長（栄 平四郎君）

お答えします。土木費のところをお答えします。土砂処分場の調査測量委託は発注済です。村内川田線冠水対策事業も発注済です。社会資本整備交付金事業は宇検船越線が来年度5月に発注予定です。屋鈍曾津高崎線は発注されております。次の道路メンテナンス事業は山木橋、湯湾橋になりますが、山木橋のほうは未発注、二つとも未発注になっています。湯湾港のメンテナンス工事は未発注です。あと一番最後に災害復旧事業ですが、12月に災害査定を受けた8億余りの災害になりますが、湯湾の大棚線の地滑りと宇検の地滑りになります。これはまだ未発注です。5月に発注する予定になっています。以上です。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

○5番（肥後充浩君）

11ページの雑入でハロージャンボ宝くじ交付金というのが雑入になっていますけれども、これはなぜ雑入なのか、そこを教えてください。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。この雑入項目、毎回こちらのほうで受けてございます。

○5番（肥後充浩君）

これは使い道とか、そんなのちゃんと分かっているもので、雑入で入れるんですかね。その辺はやっぱりちゃんと歳入の項目の中に何か上げていかなければいけないんじゃないですかね。その辺はどうですか。

○総務課長（原田俊昭君）

この交付金でございますが、この交付金の使い道は各集落順番よくやっていたりしていましたが、そうやって内容を具体的に協議しながら進めていくということで雑入で受けるようになっていくと認識しております。毎回そのようにしてございます。

○5番（肥後充浩君）

普通の一般の宝くじのほうは、ちゃんとその項目をもって再入されていると思うんですけど

も、これだけが別ということは、雑入の意味は全然違うんじゃないですかね。

○総務課長（原田俊昭君）

雑入の項目の中にスポーツ振興宝くじ助成金とかもございまして、そういったわけですね、同じ内容の歳入ということで、雑入のほうで受け入れてございます。

○5番（肥後充浩君）

こうやって雑入の意味的には、項目が、受け入れる項目がなくて、そして出すのもどこに出すのか分からないとか、そういった材木の売上金とか、そういったのを使うための雑入だと思って、私は理解していたんですけども、こうやって交付金としてちゃんとくるんだったら、やはり交付金の受入でして、そして歳出もその先は分かっていますので、そこから繰り入れられたということで、雑入、歳出の場合に雑入から雑入の金が入ってきて、その雑入は何ですかとしかならないわけですから、できたらそういうふうに来年度からしてもらったほうがいいと思うんですけども。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。このお金ですけども、鹿児島県市町村振興協会から入ってくるお金でございまして、毎年度決まって入ってくるものではございません。そういったわけで雑入で受け入れております。

○5番（肥後充浩君）

実質的には毎年申請して、毎年金は入ってきていると思うんですけども、その辺は私も詳しく内容を見てない、その雑入の項目がどんなのに値するのかとか、交付金としては交付金がどんな形のものになっているのかという、法律的なそれはちょっと見ていないので詳しくは分からないんですけども、それが正しければそれはもう仕方ないと思いますけれども、やはり今回は陸上競技場とか、あんなところは大きなもの入ってきていますので、やはりはっきり分かるのは雑入として、その出先もやはり交付金としてくるわけですから、その辺もまたもう一回調べて、また後で教えてもらえたらと思います。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、令和6年度宇検村一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第8号、令和6年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第15 議案第9号 令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第15、議案第9号、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第9号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第9号は、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に150万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億5,089万8,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

7ページの歳入で、諸検査等収入で150万貰って、その150万そのまま医薬材料費に回しているというのは、何か検査して金をもらったけれども、その検査の薬代にそのまま金を回すと、そう考えていいんですかね。

○保健福祉課長（松井 学君）

もちろん検査するためには医薬材料費が必要ですので、この歳入の諸検査等収入に関しましては、保険適用外の分が現在予算より大きく上回っているということで、医薬剤料費が歳出のほうで足りなということで、財源がこちらのほうから充当するというので、今回は計上させていただいております。以上でございます。

○議長（喜島孝行君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第9号、令和6年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第16 議案第10号 令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第16、議案第10号、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第10号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第10号は、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてですが、規定の予算から5,700万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億9,458万3,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第10号、令和6年度宇検村介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第17 議案第11号 令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第17、議案第11号、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第11号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第11号は、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に401万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,932万8,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、議案第11号、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。  
議案第11号、令和6年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第18 議案第12号 令和6年度宇検村集体排水事業会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第18、議案第12号、令和6年度宇検村集体排水事業会計補正予算についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第12号について、提案理由のご説明をいたします。  
議案第12号は、宇検村集体排水事業会計補正予算についてですが、収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ220万円を追加するため、議会の議決を求めるものです。  
よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。  
これから、質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、令和6年度宇検村集落排水事業会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第12号、令和6年度宇検村集落排水事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前11時29分



# 令和 7 年第 1 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和7年3月5日

令和7年第1回宇検村議会定例会会議録  
令和7年3月5日（水曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

7番 吉永 常明 議員

3番 壽山 新太郎 議員

2番 倉本 富夫 議員

5番 肥後 充浩 議員

○散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

| 議席番号 | 氏 名        | 議席番号 | 氏 名        |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 川 上 真 理 議員 | 2 番  | 倉 本 富 夫 議員 |
| 3 番  | 壽 山 新太郎 議員 | 4 番  | 海 原 隆 家 議員 |
| 5 番  | 肥 後 充 浩 議員 | 6 番  | 杉 浦 治 俊 議員 |
| 7 番  | 吉 永 常 明 議員 | 8 番  | 喜 島 孝 行 議員 |

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 保 枝 力 人 君 書 記 森 妙 子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 村 長 元 山 公 知 君     | 会 計 課 長 柳 百々代 君   |
| 副 村 長 植 田 稔 君     | 教育委員会事務局長 藤 貴 文 君 |
| 教 育 長 村 野 巳代治 君   | 建 設 課 長 栄 平四郎 君   |
| 総 務 課 長 原 田 俊 昭 君 | 住民税務課長 小 松 洋 仁 君  |
| 保健福祉課長 松 井 学 君    | 産業振興課長 柳 栄 治 君    |
| 企画観光課長 辰 島 月 美 君  |                   |

## △ 開 会 午前9時30分

### ○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

### ○議長（喜島孝行君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

## △ 日程第1 一般質問

### ○議長（喜島孝行君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

7番、吉永議員。

### ○7番（吉永常明君）

皆さん、おはようございます。令和7年第1回定例会にあたり、昨日、元山村長より令和7年度の施政方針が示されました。その中から何点か、通告に従い、一般質問をさせていただきます。まず最初に、基本方針1の中から1番目に、持続可能な農林業の振興について。

①新規就農者の支援について伺います。

②フルーツブランド化推進事業について伺います。

3番目に、農作物の鳥獣被害について伺っていきます。

2番目に、水産物の振興について、①増殖場2カ所設置について具体的に伺っていきます。

3番目、商工業の振興について、去年からどんと祭りが再開され、11月開催に固定をしていくってことなんで、そこら辺についてまた質問をしていきたいと思います。

次に、基本方針2について。1つ目、交通基盤の整備について。

①今回、阿室校区、生勝校区の整備についてというふうに施政方針に謳っているんで、そこら辺を伺ってきたいと思います。

2番目に生活環境づくりについて、漁業集落排水事業の施設の更新事業の内容について伺います。

3番目、安心・安全な地域づくりについて。

①今年度より、県道・村道の除草等の維持管理について、民間業者と元気の出る公社の業務委託について伺っていきます。

4番目に、本年度予算の就農事業等財源についてございます。

最後に、阿室へき地保育所の今後のあり方について伺ってきたいと思います。あとは、通告席にて、再質問をさせていただきます。

### ○議長（喜島孝行君）

ただいまの吉永議員の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、吉永議員のご質問にお答えいたします。

まず、施政方針についての基本方針1の1点目の持続可能な農林業の振興についての1問目、新規就農者の支援について伺うのご質問ですが、新規の就農については大きく3通りあり、①自分で起業する、②農業法人などに就職し、将来的に独立する、③経営を受け継ぐと、どこで何を作るかによって支援内容は様々であります。そこで、新たに農業を始める方を支援するための取り組みは、国、県、JA等と連携した支援制度があり、資金面、技術面、経営面など多岐にわたるサポートを提供し、新規就農者の育成と農業の活性化を目的としております。それぞれ要件や申請期限があるため、事前に詳細を確認し、準備を進めることが重要であり、これらの支援制度を活用することで新規就農者が安心して農業を始めることができるよう、大島市長農政普及課、宇検村、農業委員会、JAが連携し、情報共有を行い、新規就農を希望する方の目標をより具体的なものとして、農地の集積に係る事業規模と品目の設定等について、経営に向けたフォローアップを行い、今後は、新規就農者の支援を拡充するため、認定新規就農者支援制度の検討を進めるとともに、初期投資や生活支援に対する補助制度の整備を目指してまいります。

次に、2問目のフルーツブランド化推進事業について伺うのご質問ですが、奄美フルーツアイランド確立事業は、奄振事業を活用し、奄美大島全域におけるたんかん及び津之輝を対象としたブランド化を推進する事業計画です。実施期間は令和7年度から令和9年度までの3カ年とし、奄美大島5市町村が協力して取り組みます。事業内容としましては、①フルーツブランド確立推進員の配置、②各農家の技術レベル、面積、経営状況等に応じた指導プランの作成と営農指導、③選果場利用促進、④商品コンセプト作成や消費地へのPR活動、⑤GAP認定、鹿児島ブランド認定に向けた取り組み活動として、現在宇検村が単独で行っているブランド協力事業と連携し、生産技術の安定と品質向上への意識を高め、関係機関で協力し、生産農家の高収益を目指してまいります。

次に、3問目の農産物の鳥獣被害について伺うのご質問ですが、今年度の農作物の鳥獣被害については現在調査中ではありますが、イノシシ被害については、被害はあるものの、電気柵等を設置した圃場では被害が減少したという農家の声も聞かれるため、宇検村鳥獣対策資材購入費補助を活用した設置を今後とも呼び掛けてまいります。また、有害駆除や自治体による追い払い駆除に関しても継続して行っていく考えであります。カラスの被害対策については、箱罟の活用や、昨年12月と今年1月の区長会にて黒テグスでの対策の紹介を行い、被害は減少しています。ネズミに関しては、クマリンの配布を行い、効果を高めるために一斉防除を呼びかけ、サトウキビにおいて被害は減少しており、今後も継続して一斉防除等を農家とともに行ってまいります。ヒヨドリ被害については、把握はしていますが、被害額、被害面積の算出が難しく、圃場周辺の伐採の周知徹底や防鳥網にて作物を被覆する等の対策を呼び掛けています。防鳥網の被覆に関しては、保護鳥が錯誤捕獲されてしまった等の報告もあるため、設置した圃場に関しては見回りを増やしていただくよう周知徹底をしてまいります。

次に、2点目の水産物の振興についての増殖場2カ所設置について伺うとのご質問ですが、本村における増殖場の設置につきましては、増殖場は、稚魚の育成及び親魚の産卵場を確保することを目的として設置されるものであります。令和3年度に設置された奄美地区広域漁場整備事業次期計画策定に関する要望調査において、本村は宇検村漁業協同組合と協議を行い、主にハタ類の育成を目的とした増殖場2カ所および魚礁1カ所の設置を要望し、令和7年度において増殖場2カ所の設置が採択されました。設置予定地は屋鈍外濱沿岸であり、事業主体は鹿児島県であります。ただし、現時点では具体的な設置時期や機種は未定となっています。今後、実施主体である鹿児島県及び宇検村漁業協同組合と十分に協議を行いながら、計画を着実に進めていきたいと考えております。

次に、3点目の商工業の振興についてのどんと祭り11月開催について伺うとのご質問ですが、令和元年以来のどんと祭りは、船漕ぎ大会やパレードなど多くのプログラムで構成されていて、2日間の祭りを縮小し、花火をメインに秋祭りという新たな試みで開催いたしました。来場者数は推定で5,000人、車両は1,200台から1,300台と、予想をはるかに超える大盛況の祭りでありました。反省点や改善点も多くありましたが、実行委員会の協議において、令和7年度以降、11月の第1日曜日と固定して開催していく旨を決定したところであります。

次に、基本方針2の1点目、交通基盤の整備についての阿室校区、生勝校区の整備について伺うとのご質問ですが、阿室校区の整備については、阿室から屋鈍間の災害時における孤立集落解消を図るため、令和4年度から災害リスク調査を実施し、令和5年度に測量設計が完了しております。令和6年度から、県単道路整備災害防除事業にて用地買収を推進中であり、用地取得登記が済み次第、工事着手予定となっております。

次に、生勝校区の整備ですが、芦検から生勝間の未改良ボトルネック区間の解消を図るため、令和6年度、土地関係者との調整が進み、事業採択を受ける同意が得られたため、令和8年度の新規事業採択に向けて令和7年度概算要望をする予定となっております。

次に、2点目の生活環境づくりについての漁業集落排水事業の施設更新事業の内容について伺うとのご質問ですが、令和7年度から更新事業が採択予定となっており、更新内容につきましては、現在、水産庁、県漁港漁場課と協議中ではありますが、供用開始から20年経過し、施設の老朽化が見られることから、処理施設の機械、電気設備の更新、管路施設の見直しにより維持管理費を軽減させ、一般会計からの補助額を極力減少させ、港湾内や周辺海域の水環境保全に努めたいと考えております。

次に、3点目の安心・安全な地域社会づくりについての県道・村道の除草等維持管理について、民間業者、元気の出る公社への業務委託について伺うとのご質問ですが、現在、権限委譲により補助される県道の除草等維持管理は、名瀬・瀬戸内線、宇検大都から名柄間、湯湾・新村線、湯湾から赤土山間、曾津高崎線、名柄から屋鈍間、約52km区間と路傍樹管理であります。本年度は民間業者1社へ委託しておりましたが、令和7年度より民間業者と元気の出る公社が行う予定としており、両者とも年2回以上の除草作業を行う年間契約の予定であります。

次に、村道の除草等維持管理ですが、村道5路線、約22 k mを民間業者へ委託し、残り6路線約23 k mを元気の出る公社が維持管理作業を行い、両者とも年1回から3回以上の除草作業を行う年間契約の予定であります。

次に、4点目の、本年度予算の主な事業と財源について伺うとのご質問ですが、一般会計においては、今年度も昨年度と同規模で、総額40億4,300万円余りの予算を計上しております。うち、主な事業で最も多額の予算を計上しているのは災害復旧費です。湯湾・大棚線の測量設計業務委託費1億1,900万円であります。2年前の豪雨災害ですが、地滑り認定に時間を要しているため、7年度の予算計上になりました。財源は国庫2分の1補助と起債を見込んでおります。また、復旧工事では大量の土砂を除去することになりますので、今年度予算には土砂処分場整備工事7,050万円を計上しております。処分場整備経費の財源は単独費用となりますが、復旧工事の期間と土量を考えると必要な工事であると考えております。ほか総務費で湯湾生活館改修工事3,200万円、農業費で粉碎機購入が4,000万円、土木費で、芦検防災道路実施設計業務委託1,600万円、名柄集落冠水対策工事1,500万円、この4件についても財源は起債となります。40億規模の予算が続いておりますが、住民の要望や安心・安全、先送りできない効果的なタイミングを検討した上での予算計上であります。また、特別会計においては、集落排水事業で阿室・平田地区の漁業集落排水処理施設の更新事業が新たに開始されるため、測量設計費として3,000万円予算計上いたしました。

次に、阿室へき地保育所についての、阿室へき地保育所の今後のあり方について伺うとのご質問ですが、現在の阿室へき地保育所の園児は、3歳児2名、4歳児2名の計4名です。令和7年度については、3歳児1名が入所予定で5名となりますが、令和8年度は3名、令和9年度は1名、令和10年度には対象者が0人となります。集落座談会でも申し上げましたが、休園などの判断につきましては、保護者や地域の意見を参考にしながら判断したいと考えております。以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○7番（吉永常明君）

順番を追って質問していきたいと思いますが、ちょっと先に予算についてちょっと質問をさせていただきます。今回、村長の施政方針の中に予算的なことが載っていなかったんですけど、従来ずっと施政方針の中に、この最後の、今答弁ありました予算の中の金額が載っていたんですけど、今回それを載つけなかったのはなんか意味があるんですか。ちょっとそれだけを先に。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。特別載せなかったのに意味はございません。今まで載せていたのもですね、毎年施政方針を作る上で、前年度の参考にいたします。ですが、今回、いろんな見直しと言いますか、当初予算の説明をする機会もございますので、そちらのほうでは載せていなかったということでございます。

○7番（吉永常明君）

やっぱりこうして答弁を見たら、今回新規で土砂の捨て場とか湯湾の生活館とか、こういう大きな事業の形成、いいことっていうか、やっぱ村民にとっては非常にありがたいことなんで、そういうのもこうちゃんと規制方針で村長の口から述べたほうが、やっぱり村民も頑張ってるなというふうに思うと思うんで、そこら辺は遠慮しないでどんどんアピールしてもいいんじゃないかなと思うんだけど、村長どうですかね。

○村長（元山公知君）

ありがとうございます。そのようなご意見をいただきましたので、また来年に向けてしっかりと庁内で協議して、はい、載せるようにしたいと思います。

○7番（吉永常明君）

今回、予算書が一般質問の締め切り後に入ったんで、質問の中には具体的な金額とかも書いてませんが、答弁書を見て、今回も40億、当初で、去年と同じなんですけども、前年度が当初で40億で、この3月の補正を入れると52億。そしたら、今年度も多かった、前年並みとしたら50ちょっとぐらいの最終的な予算になると思うんですけど、財源としては、起債が、交付税も今回1億ぐらい、こう増えているんですけど、起債も基金からも6億9,000万ぐらいになっているんですけど、そこら辺の兼ね合いは、課長、どうなんですかね。

○総務課長（原田俊昭君）

この財源についてでございますが、本当に1番大きなのは災害復旧費でございます。この災害復旧費の関係が2年前の豪雨災害のところでありまして、過年度災害ということになりまして、となりますと、補助の率が90%、100%でなくなってきます。そこら辺で今後心配されます。また、調査委託料についても、国庫が2分の1しかつかないということで、そこら辺で起債、あと、災害復旧でまた単独で出したのもございまして、そこら辺で、大きく、一般の財源取り崩しをして予算を計上することになりました。

○7番（吉永常明君）

非常に厳しい財政の中での村政運営だと思うんですけども、まあまあ切り詰めるところは切り詰め、やっぱり使うところはちゃんと使って、メリハリをつけた予算編成を今後またやっていただきたいと思います。また詳しいことについては、細かいことについてはこの後予算審査がありますので、そこでまた質問させていただきたいと思います。

次に、先にちょっと阿室へき地についてお伺いします。村長の答弁の中で話すと、もう令和10年度にはゼロになります。そうした中で、その後のことを保護者を通して保護者との話し合いなどは設けてるのか、ちょっとそこら辺のお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（松井 学君）

お答えします。地域において、その保育所だったり学校だったりっていう存続問題は非常に重要な課題と認識しておりまして、現在、先ほど村長の答弁にありましてとおり、令和10年度には0人になるということで、現時点ではまだ保護者だったり、来年度も1名増えますので、話はしていないで



すけれども、庁舎のほうでは、今度減る中であり方をどうするかというのは、方向性を示せないといある程度はいけないだろうと。その際には、やはり保護者だったり地域の皆さん、特に区長さんとか代表の方々と意見を交換して、その休園のあり方とか、復活するときはどうするのかとか、そこら辺の話し合いは今後持つべきだろうと考えております。うちらも1番懸念しているのが、令和9年度1名になる、それも年長さん、小学校就学前になるということで、そのときに1番判断が難しいのかなと考えております。1人でもへき地保育所は存続することは可能なんですけれども、就学する前において、やはり集団で学ぶことってかなり多いと思うんですね。協調性だったりとか思いやりだったりとか、そういうのも含めて保護者と話、今後していけないといけないのかなと、課の中では協議は進んでおります。以上です。

○7番（吉永常明君）

答弁の中にも書いているように、今年度5名で、令和8年度3名、さっき答弁された令和9年度1名で、そうした中で、その3名、1名の中でもやっぱり当然職員は必要なので、継続していくのかどうか、そこら辺はどうなんですか。

○保健福祉課長(松井 学君)

現時点では、3名になってもまだ複数人数でいろんなことが学べるがあるので休園というのは考えておりませんが、先ほど申し上げたとおり、1名になった場合どうなのかというのは少し掘り下げて協議していくべきことだろうと考えております。

○7番（吉永常明君）

そうした中で、当然話をするときには、令和9年じゃなくて、令和8年なり今年度に保護者を通しての話し合いは設ける考えですかね。

○保健福祉課長(松井 学君)

時期に関しましては、今年度か来年度かまだちょっと決めてはないんですけれども、必ずその保護者も含めて話し合いは前もってすべきことだろうと思います。ちなみに、田検保育所のほうもどんどん人数が減っている状況の中で、令和9年度は田検保育所で25名という予想が立っておりますので、全体的に村内の園児が減っていく中で、保育所のあり方というのは、へき地保育所だけではなく、田検保育所も含めて、全体として今後のあり方は検討していかなければならない事項だと思いますが、あくまでもこの数字は転入による増は加味しておりませんので、今年の移動だったり来年の移動だったりでも数字が動く可能性がありますので、あくまでも現状の話ということでご理解いただけたらと思います。

○7番（吉永常明君）

当然令和10年、現状の数字から数えていくと令和10年にはゼロになります。そうした中で、先ほど課長から話があった1名の時になった時にどうするかってことは、結局それを、例え田検保育所と一緒になったときには当然親の負担もなるだろうから、そこら辺もどうするかっていうことを含めて、今後保護者と話し合いをぜひやっていただきたいと思います。以上です。

次に、基本方針1の中の新規就農者支援についてなんですけど、以前も何年か前も新規就農者支援ということで、1人に対して金額で150万を5年間というのがありましたけど、それとは全く別の考えでいいんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

施政方針でうたいました、新規就農者の支援というのは、現在なかなか新たに農業を進めるという方が少ない中で、相談としては役場に年に何回かいただいております。そういった方を農業につなげるためというか、宇検村のほうに住んでもらって農業していただくために、国とか県とか様々な支援はありますが、なるべくその方のニーズに沿ったような形で、例えば営農して収入が上がるまでの間の生活支援を、地域おこし協力隊の制度を利用するとか、また違う方法で支援する形があるのかとか、例えば、他の市町村で言いますと、研修センターみたいなのがどこもあるんですが、宇検村はそういった研修センターもないので、それに近いような取り組みを近隣市町村にお願いするとか、また独自でこうやっていくとか、そういったところを今後検討しながら、相談があった方がなるべく宇検村のほうでしっかりと営農ができるような形の体制を作っていきたいと考えております。

○7番（吉永常明君）

先ほどの村長の答弁の中に、認定新規就農者支援制度の中に、初期投資や生活費に対する補助制度の整備というふうに答弁がありました。その補助制度っていうのは、結局金額での補助になるんですよね、そこら辺。

○産業振興課長（柳 栄治君）

その支援の対象者につきましては、もちろん新しく始める方、そして今、宇検村に居住を置きながら農業を規模拡大して行うとか、そういった方に対しての支援も含めて検討が必要だと考えています。

○7番（吉永常明君）

その支援の補助の金額などは、今のところどれぐらいとかっていうのは全く未定。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現在、村として優先的に話を進めているのは、地域おこし協力隊の制度を使えば、3年間、そういった収入等の住宅、そういったものの助成があるので、それで3年準備期間を置いた上で、例えば元気の出る公社の営農に対してそこで取り組みを行ってもらって、その後、その農地を賃貸借等で契約を結んでそのまま続けていくとかいう形ができればいいとは、村としては思っていますが、その方が何を選定されて栽培されるのかとか、そういったものでも支援内容は変わってくると思いますので、なるべくニーズに沿った形でできればと考えています。

○7番（吉永常明君）

僕自身の周りでもUターンしてきた人が何人かいて、やっぱりそういう人なんかが集落の中で荒れ地を開墾して、今たんかんとかいろんなのを植えてるんですよ。だから、そういう人なんかはも

う何も言わないでやってるんだけど、やっぱりそういう人なんか、例えばたんかんを植えるのであればたんかんの苗の補助とかそういうのもやっぱこの、そんなに大きな農業をしているわけじゃないですけども、やっぱりそれでもこうちょっとずつちょっとずつ、こうやっている人がちょっといるので、そういう人なんかの支援は考えていないですか。含まれていないんですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員のおっしゃった、例えばたんかんの苗の補助という話も以前から議員の方からの質問等でもあったところではあるんですが、他の市町村とかとそういう情報共有で話し合いをした時に、どうしてもそういった少ない本数とかの苗木の補助に対して効果を追っていくところがなかなか難しい。その方が実際に買って畑に植えているとかいうのも、極力その助成を出した段階で現地で確認をするんですけど、その後、そこで継続して栽培が行われていなかったりとか、そういったこともあるので、村独自の、単独での支援というところは今検討しているところではあるんですが、先ほど言った、新たに始める、現在兼業でされている方が規模を拡大する、そういったところにも、果樹支援対策とか産地パワーアップ、そういった事業も規模が少なくても活用できますので、そういったところも聞き取りを行って、なるべく国・県の補助を使いながら、それに伴わない方に対してはまた今後検討をしていきたいと思います。

○7番（吉永常明君）

せっかくこうして村が支援をしていただくんで、幅広く農業員を活用しながら、農業員、各地区に大体おりますんで、そういう人なんかの情報をもとに、やはり改めて大きく農業する人だけでなく、さっき言われたような、個人で小さなだけでもやっている人がいっぱいいますんで、各地区に。だから、そういう人なんかにもなるべく幅広く支援ができるような施策をぜひ考えていっていただきたいと思います。

次に、フルーツアイランドについてなんですけども、これ、今のところたんかんと津之輝だけが対象になるんですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

この取り組みは、奄美大島の5市町村で推進の方を鹿児島の方から呼んで事業を行っていくという計画であります、今のところはたんかんと津之輝に絞った形で、一応5カ年計画ではあるんですが、その中でまた事業を進めながら他の品目も考えていきたいというところです。

○7番（吉永常明君）

たんかんと津之輝を作ってる人であれば誰でも参加できるっていうか、参加できる仕組みなのかな。

○産業振興課長（柳 栄治君）

この事業はですね、推進委員の方にこの事業を行っていただくことによって、農家の技術レベル、また面積、経営状況、そういった指導プランの作成、それと、農協、市町村の職員に対しての技術向上、それによってたんかん、津之輝の品質を向上させることによって奄美たんかんというブ

ランド化を、今後、経営アップ、取得に向けて取り組みを行っていくというものですので、その個人に対して支援するという形じゃなくて、その事業を通して、巡回だとかその農家に対しての指導、そういったものを幅広く行っていくというものであります。

○7番（吉永常明君）

そうした中で、そのフルーツブランド確立推進委員っていうのは、これ、本村は本村の中から誰か選ぶってことですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

推進員という方は、県のOBの方が現在退職されて県本土のほうで活動されているんですが、その方を大島のほうに招いて、その方を中心に行っていくというものであります。

○7番（吉永常明君）

そしたら、一般の人はもう関係ないってこと、関係ないのかな。一般というか、個人的に作っている方は。要は農家、いわゆる農家の人でたんかんや津之輝をたくさん栽培している人なんかを対象にあたるんですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

その推進委員の配置としましては、栽培指導の専門的な技術に加え、ブランド化に向けた商品コンセプトの作成、そして消費地へのPR活動、そういったものを通して推進体制を構築することにより、生産農家を含めた関係団体の自主性を高めて、継続的なブランドの推進化を行っていくということになります。

○7番（吉永常明君）

やろうとしていることは、分かりますけど、非常にいいことなんで、それが村民に幅広く周知できるように今後ちょっと努力をしていただきたいと思います。

次に、鳥獣被害なんですけど、イノシシ、カラスは例年被害があります。イノシシ、カラスはある程度、イノシシは囲いをすると防げる。カラスもある程度上に網を張ったりナイロンを張れば大丈夫。今年の場合は特にヒヨドリの被害が結構多かったんですよ。ヒヨドリの場合は例えばたんかんの木だったら、もうたんかんの木全部を下から追わないと、もう下からでも横からでも入ってくるんで。その被害が、今年は、そのたんかんだけじゃなしに、農作物の被害が多い。ほとんどの野菜類の食べられているのを、もうあちこちで、もう宇検村だけでなく、隣の瀬戸内もそうですし。そういうの聞いている中で、このヒヨドリ自体が渡り鳥でね、何年に1回しか来ないとかという話なんですけど、実は、それがそうか分かりませんが、そのヒヨドリに対しての本当に対策っていうのは、なんか考えておられますか？

○産業振興課長（柳 栄治君）

大島群島において、鳥獣被害防止対策推進会議というのが年に2回ほど開催されます。その中でも、毎年、各市町村からのそういったいろんな鳥獣に対しての被害の報告を受けたり、それに向けての対策の取り組み、そういったものを行いますけど、今回、特に聞き取りのほうでも、ヒヨドリの

被害が多数見受けられたということで情報は共有しておるんですが、なかなか特定して、ヒヨドリに対しての対策をどのような形でするかというのなかなか今検討しているところではあるんですが、先ほど言われたように、木自体にネットをかける以外のところは、今としては話としてなかなかこう難しいんじゃないかというところもありますので、そういったのはまた各市町村、また県とかそういった試験場を通して、今後このようなことが発生したときにどういう対策が最適であるかというところは検討していく余地があると思います。

#### ○7番（吉永常明君）

そうした中で、もうこのヒヨドリの被害を防ぐのはもう農家個人しかないと僕は思っているんですよ。そうした中で、やっぱり行政は、こういう方法があるだろうとか、そういうやっぱり指導を農家にやっていただきたいと思います。というのは、もうその畑を囲むのに行政にどうのこうのってのもなかなかできるもんじゃないし、あとは個人で対策をとるしか方法はないと僕自身は思っているんですけど、そのやり方、こういう方法がありますよとか、こうしたほうがいいですよというやっぱりアドバイスをやっぱり行政はやっていただきたいと思うんですけど、そこら辺、課長、どうなんですかね。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど村長の答弁でもありましたが、12月と1月の区長会のほうで、カラスについては取り組み方法を周知し、また、今後、箱罟の設置等の要望があればという話をしたんですが、ヒヨドリに対しては、先ほども言いましたが、網をかける以外のことに對して今情報を集めているところでありますので、そういったところがこういう方法でというのがあれば、また各講習会や区長会を通して村民の方に周知をしていきたいと思います。

#### ○7番（吉永常明君）

ヒヨドリの被害っていうのは本当に4年に1回なのか何年に1回なのか分かりませんが、それが本来来ないっていう保証もないんで、今後そういうことがあったらなるべく多くの方に行政のほうから指導するようにお願いしておきます。

次に、水産物の振興について。今回初めて増殖場に2カ所設置っていうふうに答弁がありました。その中で、村長の答弁の中に、場所もある程度決まっているみたいなんですけど、実際にそれをいつぐらいやるとかっていうのは決まっているかどうか、ちょっとそこら辺を。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど村長の答弁でも申し上げましたが、場所としては、屋敷の外濱、その先に2カ所設置をするというのは予算が県のほうで計上されております。具体的な時期については、今後また漁協や県のほうと協議を行いながら、その内示決定後、こういった形で発注するかとかいうのもあるので、そこはまた今後協議をさせていただきたいと思います。

#### ○7番（吉永常明君）

村内の漁業者も高齢者で、なかなか遠くまで行って漁協をするっていうのがなかなか最近見られ

ませんので、このように近くにこういう増殖ができて、みんながまた漁業をどんどんどんやるようになれば非常にいいことなんで、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

次に、商工業の振興について。去年からどんと祭りを11月に開催されました。答弁の中には、去年、大体来場者が5,000人ぐらいということなんで、非常に多いかなと思うんですけど、それはたまたま5年ぶりかな、に開催されたから、そういう人数かなというふうに思っているんですけど、今後11月の第1日曜日に固定して周知していきたいという答弁でしたけど、そうした中で、僕は夏祭りしたら船漕ぎだと思っていたんですけど、今後、11月であれば、多分、船漕ぎっていうのはなかなかできないかなと、気候で。そうした中で、現在、船漕ぎ用に村が保有している船漕ぎ用の船、それをどうしていこうと思ってるのか、ちょっとお願いします。

#### ○企画観光課長（辰島月美君）

おっしゃるように、どんと祭り、秋祭りに開催するというところで実行委員会のほうで決定したので、今後船漕ぎ大会というのはプログラムの中に構成されないと予想されます。もちろん話し合いの中でも花火を中心としたどんと祭りを開催しようということで今方向性が決まっているので、船漕ぎ大会に関しては今後行われなと思います。今保有している船の取り扱いについてはまだ協議はなされていませんし、いろいろそういう意見がありましたら、それを加味しながら今後検討していければと思っています。

#### ○7番（吉永常明君）

そこで、その船漕ぎ用の船を、もう村が保有はしているけど、使わないであれば非常にもったいないし、現に宇検村内でも夏祭りをやって船漕ぎ大会をする地域もあります。また、そうした学校校区ごとに祭りもありますから、もし各校区でぜひという、欲しいっていう校区があれば、村も考えて、各校区にそれをあげるとかっていう考えはないですかね。

#### ○企画観光課長（辰島月美君）

行政の中で検討をまだしていない内容なんですけれども、利用していただいて、その文化を継承していく地区があったり、そういう村民のまつりごとがあるんでしたら、大いに利用する方向で考えるべきだと思います。

#### ○7番（吉永常明君）

ぜひ前向きに考えてほしい。今、崎原校区は、崎原の夏祭りで船漕ぎを取り入れているんですよ。そうしたときに、やっぱり船をわざわざここまで、湯湾まで取りに来て、返しに来てっていうのがありますので、ぜひ、もう村が本当に使わないのであれば、もうそれを利用する地域があれば地域に活用してもらおうっていうのも1つの考えだと思うんで、ぜひ庁舎内で検討していただきたいと思います。村長、どうですか、これ。

#### ○村長（元山公知君）

また大変ありがたい意見ですね、その伝統文化の船漕ぎを崎原地区は崎原夏祭りですずっと続けていらっしやって、ですから、今、我々、いろんな各市町村祭りがあって、船漕ぎは奄美市の奄美

祭りの船漕ぎのチャンピオンがもう…のチャンピオンだから、そこがすごい人が集まってとか、瀬戸内とかもやっぱりあるんですけど、やはりこう宇検村の船漕ぎに関しては募集してもなかなか来てくれないっていうのが多かったんで、だんだん、だんだんその船漕ぎが、ちょっと大会がなくなってきたことだと思うんですが、でも、今、阿室の崎原夏祭りでそれをしているということで、今度は宇検村の船漕ぎ大会は崎原夏祭りでのチャンピオンが宇検村のチャンピオンだというふうになると、今度は各地区からもそこに参加させていただけるようなことがあれば、またそこもまた盛り上がっていくと思うので、やっぱこう地域の盛り上がりがやはり我々宇検村の盛り上がりには必ずつながりますので、そこはしっかりと協議して前向きに検討していきたいと思います。

○7番（吉永常明君）

それは要望として挙げさせていただきます。

次に、交通基盤の整備について。今回新たに阿室工区と生勝工区の整備予定が入っているんですけど、具体的に分かれれば、答弁にもこう書いておりますけど、実際これも、阿室と屋鈍間はここ10年で2回ほどってことになってます。それを、多分ここも測量も終わっているってことなんで、多分、阿室と屋鈍工区の中は山側がもう個人地が非常に多くて、多分海岸沿いに道路を増築、つくった話だと思うんですけど、そこら辺の話と、生勝地区、これあまり場所が分からないんだけど、ちょっと、もうちょっと具体的に場所をお願いします。

○建設課長(栄 平四郎君)

阿室校区の整備については、延長が200m、阿室から上がっていきまして、携帯のアンテナがあります。そこから200mぐらいのところ、これも以前から調査に入っているところなんですけど、海側に出す計画で進めているところですが、用地の問題があるということで、県のほうから、まだ着工には至ってない状況になっております。生勝校区の整備になりますが、今、拓洋さんの前、以前からずっと県のほうに要望しているところです。ここに書いてありますとおり、令和8年度の新規事業に向けて事業を進めていくということで、拓洋さんのほうからも事業の採択の同意は得ますので、その事業に入らないと補償費とかいう算定ができないという状況であります。だから、今現在進めている状況になっています。以上です。

○7番（吉永常明君）

ということは、もう今こう、北側の今言われた生勝校区のその拓洋さんの前はもうある程度目処が立ったってことですね。そういう考えでいいんですかね。

○建設課長(栄 平四郎君)

まだその拓洋さんとの補償関係の話とかもまだできていませんので、事業の同意を得ない限りは、そのほうにどれだけの補償をしますよとかいうのが算定ができない状況で、事業には入っていないですよという拓洋さんの許可はもらって進めている状況です。

○7番（吉永常明君）

今、北側はもうそこが1番の問題点になっているんで、ぜひ同意が得られるような努力を今後とも

続けていってください。よろしくお願いします。

次に、漁業排水の件なんですけど、前からいろいろ話をされていて、今回新たに更新事業が採択ってことなんですけど、内容はどのような内容か全然今のところ把握されていませんか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

漁業集落排水の更新事業につきましては、来年度実施設計を行います。本年度、維持管理適正化計画を作成しまして、その中の案としましては、まず、阿室と平田集落のマンホールの数を削減、できれば減らしていく、その宅地の引き込みを残しながら、管路線形についての検討。そして、処理施設については、現在、処理施設の中で水処理を全体的に行っているんですが、真空設備を残しながら、水の処理に対しては既製品の浄化槽を設置するという考えで計画を進めております。

○7番（吉永常明君）

それが実際に進んでいくと、現在使っている処理場はもう使用しないということではないんですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

平田集落、阿室集落の下水に関しましても、真空方式というものを採用しております。真空方式というのは、処理施設の中に真空ステーションというのがあるんですが、その真空を全く自然流下に変えるというところは検討はしたんですけど、やはり建設工事費がかなり課題となるという試算が出たので、真空の設備は処理場の中に残しながら、真空で集めた汚水を浄化槽に移すという形になるので、浄化槽として、処理施設としては真空設備のそこだけは残しながら、水処理は浄化槽で行うという計画であります。

○7番（吉永常明君）

それがもしできたとしたら、現在、漁業集落に入っている一般会計からお金を出しているお金がかなり削減できるっていうふうに考えてよろしいですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

現在、平田の処理場で1番維持管理費的にかかっているのが電気代、そして年間の維持管理委託料、そういったものが既成の浄化槽になることでね、通常の家計との合併浄化槽とかの件数と一緒に費用になりますので、その辺ではだいぶ負担が軽減されるんじゃないかと試算しております。

○7番（吉永常明君）

何年か前からずっとその漁業集落については話をさせてもらっています。そうした中で、やっと前向きに進むようなことになりましたので、ぜひいい方向で話を進めていってください。お願いします。

次に、県道・村道の維持管理なんですけど、従来、今まででしたら民間企業が全部ほとんどやっていたと思うんですけど、今年度から新たに公社も参加してやるってことなんですけど、その公社については、人数的には現状でやるのか、人を増やしてやるのか、そこら辺、まず。



○産業振興課長（柳 栄治君）

公社のほうから運営体制について資料をいただきましたが、草刈り班としては、現在、令和6年度までは6名の体制で行っております。令和7年度からは1人補充して7名体制で、その作業の内容によっては、トラクター、大型機械を作業している、そういった方も活用いただくということで、そういった体制で取り組んでいくということです。

○7番（吉永常明君）

先ほどの村長の答弁の中で、今、民間業者は完全に委託で作業をやって、年間通してもう草刈りをされているんですね、県道の。そうした中で、他の市町村から、宇検村がすごいねって、金あるねって、いつも道路が綺麗って。他の市町村は多分年に2回草刈りをするんだけど、そうした時になると、もうその半年の間はかなり県道の草が生えて、今宇検村はもうほとんど毎日のように今の民間業者やってくれているんですよ。ほとんど草も生えていない、本当にいい管理をしているんだけど、今回公社が入って、民間がやって、従来の、これ年2回っていうふうに答弁されているんですけど、その体制で作業を進める考えなんですか。

○村長（元山公知君）

その民間業者の本当に評価は、いろいろな方面から本当に頑張っていらっしゃるという、伺っています。その中で、その民間業者の方から、ちょっと人間的にちょっと自分たちのところではもうその全体をできないという相談がありまして、果たしてそれから、それではどうするかということで、今度はまた公社のほうでということ、ですから、その今民間の方々がされているように、同じようにって、徹底してできるとはちょっと約束できませんが、できるだけ近づけるように、またやはりこうお褒めの言葉をまたいただけるようにまた頑張っていきたいと思いますので、ぜひまたご理解をいただければと思います。お願いします。

○7番（吉永常明君）

いや、本当、現状宇検村道路、どこ行っても綺麗にされているんで、従来、本当は年2回ずっとやっていたんですけど、好意で、委託なるもので民間業者がやってくれてなっているんですけど、そこまでとは言いませんけど、やっぱりそれに近い形で作業をしていただければありがたいと思いますので、ぜひ公社の方にも頑張ってもらって、いい宇検村の道路であってほしいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（喜島孝行君）

これで7番、吉永議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

---

再開 午前10時45分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、壽山議員。

### ○3番（壽山新太郎君）

場内の皆様、おはようございます。令和7年第1回定例会にあたり、一言所見を申し上げます。まず冒頭に、現在、岩手県大船渡市において大規模な山林火災が発生いたしております。これらの火災により被害を受けられた方々、また避難を余儀なくされている方々に心からお見舞い申し上げますとともに、この火災が1日でも早く鎮火、終息することを心より願っております。

さて、今年に入り、最初の定例会でございます。この定例会におきましては、令和7年の当初予算を中心に、これからの宇検村の方向性を決定する重要な議案審議がございます。重要な議案はしっかりと審議し、議決機関である村議会と執行機関は対等の立場に立ち、相互に均衡を図りながら村づくりを進めてまいり所存でございます。今後も、村民の皆様の声に耳を傾け、ともに協力し合いながら地域社会を盛り上げてまいります。引き続き、ご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、3点について一般質問を行います。まず1点目に、持続可能な農業の振興策について伺います。1項目目に、施政方針の中で、園芸作物等のブランド協力助成金を継続するとありますが、継続するだけでは今後の農業振興には結びつかないと考えております。そこで、今後、村内で頑張っている農業従事者等に対し、現在の物価高等を踏まえた新たな助成項目は設定しないのか、伺います。

2項目目に、近年、様々な災害等が多く発生している状況下にあります。自然災害や不測のリスクに備え、農業共済制度の加入を促進していくと施政方針の中でうたっておりますが、具体的な取り組み、推進策を伺います。

3項目目に、今回のたんかん栽培等におきましては、カラス被害、イノシシ被害はもとより、今年は加えてヒヨドリの被害も深刻であり、たんかん農家をはじめ各農家、多くの被害を受けていると聞いております。こういった状況下の中、さらなる効果的な支援策を講じるべきであるが、見解を伺います。

2点目に、消防団員との意見交換の場での声について伺います。今年1月に、ある消防分団との意見交換会を実施しました。その中の意見で、消防法で消防用設備の火災報知設置が義務付けられておりますが、その意見の中で、未設置店舗家屋が多く、未設置家屋に対する対策を強化する必要があるのではとのご意見がございました。このご意見に対する村当局の見解を伺います。

2項目目に、これも消防団の声でございますが、消火器の取り扱いについてでございますが、消防団員をはじめ住民の方々、特に高齢者の方々から、使用期限経過後の消火器の処分はどうすればいいのか、どこに持っていけばいいのか、処分に困っているとの意見を多く聞きます。こういった素朴な声こそが住民の真摯な声であります。消火器処分に対する対策を伺います。

3項目目に、全国の自治体においては、今後想定されるあらゆる災害等に備え、工夫をそらした

様々な防災訓練を実施しているところでございます。当宇検村におかれましても、年に数回防災訓練を実施してございますが、住民や消防団員より、毎年同じような訓練であり、緊張感がなく、マンネリ化しているとの声を聞きます。防災訓練のさらなる充実化に向けた取り組みが必要と思われるが、村当局の見解を伺います。

3点目に、生涯スポーツの推進対策について伺います。現在、陸上競技場を再整備中でございますが、今後、スポーツ合宿誘致等を積極的に進め、利活用の充実化が重要視されてきますが、具体的な合宿誘致策、また利活用の充実化に向けた取り組み、対策を伺います。以上でございますが、あとは通告席にて再質問をいたします。

**○議長（喜島孝行君）**

ただいまの壽山議員の質問に対して答弁を求めます。

**○村長（元山公知君）**

壽山議員のご質問にお答えいたします。まず、持続可能な農業の振興についての1点目の施政方針の中で、園芸作物等のブランド協力金助成を継続するとあるが、新たな助成項目は設定しないか伺うのご質問ですが、ブランド協力金助成は、現在、たんかんを中心に選果場の光センサーを活用し、客観的指標を持って提供する農産物に品質、信頼性、イメージ等付加価値を与えることで顧客との信頼関係を築く重要な点と捉え、令和2年から始まり、助成事業の周知、メリットが生産者に浸透し、選果場の取り扱いについても、利用者数、取り扱い量ともに増加し、当初の約2倍近くに至っています。現況では新たな助成項目の設定はありませんが、状況を踏まえた意欲的な品目や設定項目は生産者とも話し合い、より消費者のニーズ等を満たすサービスを検討したいと考えております。

次に、2点目の自然災害や不測のリスクに備え、農業共済制度の加入を促進していくとあるが、具体的な取り組みを伺うのご質問ですが、自然災害や不測のリスクに備え、農業共済制度について、現在、本村では6件の農業用施設と1件の家畜共済加入がなされており、加えて、農業収入保険制度加入に向けた要望調査を行っております。農業収入保険制度は、農業経営者の収入減少を補償する制度であり、自然災害や市場価格の下落など予測困難なリスクに対応し、農業経営の安定を支援するものです。制度の主な概要として、対象者は青色申告を行っている農業者、個人、法人となっており、対象品目は一部の加工品を含む全ての農産物となっております。補償内容は、農業者の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補填し、国庫補助のある積立と保険料を支払うとあり、制度のメリットは、前述の様々なリスクに対応し、収入減収による経営不安を軽減し、新たな挑戦と後押しできると考えていますが、制度の内容、保険料、補償内容など十分に理解を得るために、講習会等を活用して広く周知していきたいと考えております。

次に、3点目の農作物への鳥獣被害が深刻だが、今後さらなる効果的な対策、方策等を講じるべきであるが、見解を伺うのご質問ですが、先ほどの同僚議員の質問にもお答えしましたが、農作物への鳥獣対策としましては、現在、電気柵や金網フェンス等設置への資材購入補助を行っております。

す。捕獲による対策としましては、イノシシについては、有害捕獲での対応や鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動によって行っており、カラスについては箱罟を設置し、捕獲しております。今後行っていく対策や支援策としましては、生息環境の整備、地域ぐるみの対策を考えており、生息環境の整備としまして、農地周辺の草刈りや収穫後の作物残渣の適正な処分等を、農家に向けた研修会や広報誌等を通じて周知徹底を行っていきたいと考えております。

次に、消防団員との意見交換の場での声についての1点目の消防法で消防用設備の火災報知機設置が義務付けられているが、消防団員との意見交換の場で未設置家屋が多いとの意見がある。未設置家屋に対する対策を伺うとのご質問ですが、村は住宅用火災報知器の義務化を受け、平成21年に全世帯に1個ずつ火災報知器を配布し、消防団員が設置いたしました。その際、電池はおよそ10年持つこと、切れた際には個人負担になることを伝えておりますが、設置から16年が経過して未設置家屋や電池切れも確認していますが、個人や集落経費で電池交換をしている例もありますので、現在は、火災予防期間中など機会をとらえて、個別訪問、チラシ配布などで設置の呼びかけを継続しているのが現状であります。

次に、2点目の消火器の取り扱いについて、使用期限経過後の消火器の処分に困っている住民が多いとの意見がある。消火器処分に対する対策を伺うとのご質問ですが、新しい消火器を購入する際は、古い消火器を引き取ってもらえる場合があるようです。現在、廃棄処分について住民から問い合わせがある場合、消火器は高圧ガスを含むため一般のゴミとして収集できませんので、奄美市にある専門4業者を紹介しております。

次に、3点目の防災訓練について、住民や団員より毎回同じような訓練であり、マンネリ化しているとの声があるが、防災訓練のさらなる充実化に向けた取り組みについて伺うとのご質問ですが、防災訓練について、現在は想定される災害として、台風、大雨と地震、津波を想定して避難訓練を行っております。訓練は、防災備品や避難経路伝達訓練や手順を再確認することも重要でありますので、これからも基本的な部分では変わりなく継続していく考えであります。訓練では、指定された避難所への意識が大切になってきますが、地震、津波が真冬、真夜中に発生した場合は、避難箇所には車で避難する人が多いと思います。実際、トンガフンガのときには多くの人が車で避難をしました。先日、与論町において車避難の訓練を行っていた事例もありますので、今年は交通安全に十分気を付けて、地震、津波想定の子避難訓練を実施したいと考えております。

次に、生涯スポーツの推進対策についての、現在、陸上競技場を再整備中であるが、今後、スポーツ合宿誘致を積極的に進めていくことが重要視される。具体的な合宿誘致対策を伺うとのご質問ですが、村教育委員会としましては、陸上競技場を活用し、これまでどおり村民の生涯スポーツの推進を進めていきたいと考えております。具体的には、完走歩会の実施や、施政方針の中でも述べたとおり、5年ぶりとなる村民体育大会の実施、また、今回の再整備に合わせて陸上競技場の照明の修繕も行い、健康づくりのために夜間でも村民が陸上競技場を使用できるような対策も行いました。併せて、その他の施設についても、昨年度から、宇検村社会体育施設及び運動公園の再整備検

討委員会の中で再整備に向けての協議を進めているところであります。奄美大島観光物産連盟に事務局を置いて、奄美大島全体で誘客を促進する奄美満喫ツアー助成事業でも引き続きPRを行ってまいります。学生スポーツゼミ合宿の費用の助成と、宿泊所と運動公園施設が徒歩圏内である良好な条件を前面に打ち出し、幅広い団体が利用できるよう周知してまいります。以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○3番（壽山新太郎君）

それでは、各項目ごとにですね、再質問をしたいと思います。まず初めに、園芸作物等のブランド協力金の助成の件についてでございますが、村長の答弁でもございます、今までやっております、たんかんの光センサーのですね、選別手数料の補助、大変ありがたく思っているところでございます。答弁によりますと、当初の約2倍にまで浸透しているというところで、本当にですね、ありがたい助成だと思います。しかしながらですね、答弁の中でも新たな助成項目は設定はありませんとうたっておりますが、先ほどですね、先輩議員からもございましたとおり、この件につきまして、例のたんかんのですね、苗木の補助、購入補助の件なんでございますが、これは私、以前からも一般質問で何回か要望している案件でございます。その中でですね、以前の答弁の中で、後ほどですね、その地域計画策定についての関連でもですね、質問いたしますが、本年度の地域計画策定時において、これ前回の答弁ですね、の中で、多くの村民の中の意見等を聞きながら今後の支援について検討していきたいとご答弁をされておりますが、その値上げの補助に関してですね、こういうご答弁をされております。その検討結果はまずどうであったか伺います。

私、去年の一般質問で、そのたんかんの苗木の購入補助を要望しました。その中で、できない、正直、結論的にできないということだったんですけど、その中の答弁の中で、本年度、例の地域計画策定をしていますよね。その中において、多くの村民の方の意見を聞きながら、今後この苗木の購入補助についての支援について検討していくというご答弁なんですよ。その、していくという答弁だったので、その検討結果はしたのか、しているのであれば、その結果はどうであったかを聞いています。

○産業振興課長（柳 栄治君）

令和6年度に地域計画の策定を行い、現在…広告中ではありますが、地域計画を策定するにあたって、各農業員の方から各農家の方へのアンケート調査を行っております。その取りまとめ内容につきましては、要望というより、今後面積を規模拡大する予定があるかとか、現在使っている畑を将来的に誰かに引き継いでもらうとか、他の方への賃貸借を含めた希望、そういったところを踏まえた集積の計画、そういったものを取りまとめて作成されております。要望等におきましては、この地域計画のアンケートの項目にはそういったところは含まれておりませんが、各集落の、今年、ふるさと探検隊や地域支援事業で全集落のワークショップも終わっております。その中でも、具体的なたんかんの苗木の補助というところは私どもの耳には届いてはおりませんが、昨年度、その前か

らも壽山議員のほうからたんかんの苗木の助成については質問を受け、課内でも検討しているところではありますが、先ほど吉永議員の質問でもあったとおり、どうしてもこう、現在、村単独で行っている助成として、品目が6品目に対して14項目の助成を行っておりますが、その中の4品目がたんかんについての助成であり、苗木を購入するための助成ではなく、そういう小さな農家を決して切り捨てるという意味ではなく、そういった方を選果場に出してもらえる、そういったところにつないでいくような形を我々のほうで推進していき、この今言ったブランド協力金や選果手数料の助成をそういった方が使っていただけるように、そういった農家の育成というか、そこにつないでいくような対策を重点に行っていきたいということで協議を行っております。

### ○3番（壽山新太郎君）

私が質問したのはですね、そのたんかん苗木購入を要望しました。できないということで、ご答弁の中で多くの村民の意見を聞くと言っているんですよね。その多くの村民の意見っていうのは、例えば一般の村民の声を聞いているのか、農業委員会とか関係機関を集めてですね、そういった中での声なのか、そこをちょっと聞きたかったんですよ。

### ○産業振興課長（柳 栄治君）

要望の聞き方としましては、住民の方、農業を営む方に対して個別にいろんな要望が上がってきます。私どものほうから、多分、前回のもしかしたら質問の中で、苗木の補助についてどう思いますかっていうところをこちらのほうからアンケートを取るみたいな形の答弁になったのかもしれませんが、直接その1点についてのみ要望を聞いたというところは現在しておりませんが、いろんな農業委員会の定例会や巡回するときに、こういった方がたんかんを植えたいと言っているよ、増やしていきたいって、老木を植え替えたいとか、そういった話は聞いておりますので、そういったときに、先ほど言った果樹支援対策、産地パワーアップ事業の話はしております。それについては、導入してから4年、8年と経過を報告する義務等がありますので、いや、そこまでまだ大きくは考えていないっていう方がほとんどいらっしゃるので、現在、その苗木の補助については、今の段階では先ほどお答えしたような答弁になっております。

### ○3番（壽山新太郎君）

それはそれとして分かりますけど、前回もですね、村民の声とか聞くということと、村長がいつもおっしゃっています、そういう組織、果樹部会の団体であったり、そういった声からですね、上がれば対応も検討するとかいう、前回、村長のほうからも何回かご答弁がございましたが、農協の果樹部会がございしますが、その中では、そういうたんかんの代金の購入補助とか、そういう意見とかは実際出ているんでしょうか。

### ○産業振興課長（柳 栄治君）

果樹部会との話し合いの中でも、そういった講習会の中でも、今のブランド協力金というのが今のところ令和7年度で終了するというので、それに対してはできるだけ継続して行ってもらいたいという要望は聞いております。それと、先ほどお話しした新しいブランド確立事業に対して、それを

村としてどうしたいかという意向も果樹部会の中から聞いております。先ほど言った苗木のことについては、部会の中からは要望としては現在のところは出てきておりません。

### ○3番（壽山新太郎君）

その果樹部会の中からもですね、そういう部会の中では出すようには私、仕向けてはいるんですよ。私も果樹部会の一員なものですから、なかなかちょっと会議、その果樹部会の会議にちょっと参加することもですね、なかなかできていない状況なんですけど、今後のですね、果樹部会の中でもそういったのを提案していきたいと思いますので、またその際にはですね、よろしくお願いします。このたんかんの内容上、しつこく毎回言っておりますが、これもちょっと近隣の市町村の例を例えますとですね、瀬戸内、大和は今どうなっているかわかんないですけど、瀬戸内でもですね、この果樹産地の育成助成事業ですか、たんかんの2分の1補助でしたかね、ちょっと要項を見たんですけど、やっております。先ほど先輩議員の答弁の中でもありましたけど、購入後の追跡調査であったり、その事業成果が見えにくい等の課題があると課長の答弁でございましたが、私は、それはそれで難しい問題かもしれませんが、それをできる、する仕組みづくりとか瀬戸内町ができていますので、なぜ宇検村ではできないのかなというのをですね、いつも疑問に思っています。そのあたりはどういうあれか、見解をお伺いします。

### ○産業振興課長（柳 栄治君）

近隣市町村の話を経験としていろいろ聞いたりしておりますが、先ほど言った、やっぱりその追跡的な経過の問題とか、他の市町村では、その事業を導入して買った苗木を、その市町村で植え付けなくてほかの人に転売したりだとか、そういった事例も出てきて、なかなか効果が上がらないという情報も聞いております。瀬戸内町が今行っている事業の内容については、現在のところ、こちらでも具体的にどういった形でその効果やそういったのを見出だしているかというところは確認をしながら、今後また検討していきたいと思います。

### ○3番（壽山新太郎君）

やはり瀬戸内町もですね、いろんな仕組みを考えてですね、やっているといます。ぜひですね、宇検村もですね、この助成に関しては、ぜひですね、やっていただきたいと思います。本当にですね、これ大きな農家、たんかん農家ですね、なり庭先でちょこちょこしている農家の方からですね、本当にこの購入の一部助成の声が本当に多いんです。本当に私も毎回毎回購入補助の要望をお願いしてるところでございますが、本当にですね、たんかんを今後ブランド化を目指すのであれば、やはり足元から見てですね、まず植える最初の段階、たんかんを植えるところから見てですね、将来的なことも視野に入れながらこういった助成事業を積極的に導入するべきであると思いますので、そのあたりはですね、村長、どういうお考えでしょうか。

### ○村長（元山公知君）

壽山議員から以前からもこのたんかんの苗木の購入補助については伺っています。先ほど課長も答弁したとおり、その1本、2本を購入することに対しての助成っていうのはちょっと今難しいです

けど、10本以上とかそういうふうになると、またJAさんとの、先ほど農地のパワーアップ事業とか、そういうので活用できるので、ぜひ相談、まず役場のほうに相談に来てほしいと思います。それでも自分たちは、そこで、こう、やっぱり追跡っていうのはやっぱり大事なので、やっぱりそれ、追跡ってイコール一緒にサポートしながら伴走していくような、たんかんの農家を育てていくような形にしたいと思っております。ですから、その果樹部会とかで、やはり大きく事業をしている方から、やっぱり大きくたくさんの本数を植えている方が、自分たちは農家としてやっている、頑張ってる、それを今度はまた庭先に1、2本植える方に対して言ったら、その今度は農家の方々が、自分たちはやっぱり頑張ってたくさん売って、売り上げを上げようとしていただいているっていう、やっぱり誇りもあって、やっぱり自分たちの、それとまた今度、農家じゃない方っていうか、そこをなんかまた一緒にとか、そういう厳しい意見もやっぱり一部では寄せられていますので、そこはやっぱり我々としては大きく、営業している農家として経営をやっている方にもまたサポートしなければいけない、また、今議員がおっしゃった、1本、2本の購入にもその助成をしてということなので、またそこはまたその農家の方と、また果樹部会の方とか、またいろんなこうたんかん以外の農家の方々とのバランスをまた考えながらちょっと検討していきたいと思っています。

### ○3番（壽山新太郎君）

本当にですね、今村長がおっしゃったみたいに、いろんな農家いらっしゃいます。私もたんかんやっている関係上、もう本当に多くの意見を聞いてございますので、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、関係機関とですね、密に連携していただいて、本当にですね、このたんかんの苗木の購入補助をですね、ぜひ実現してほしいと思ひまして、これもまた今回要望とさせていただきます。

次に、パッション、さとうきびの助成についてでございますが、パッションフルーツの苗木補助は何年か前からやっていると認識してございますが、まず、この事業自体は村単事業なんでしょうか。まずそこから伺います。

### ○産業振興課長（柳 栄治君）

パッションフルーツの苗木助成金に対しては、村単独の助成になっております。

### ○3番（壽山新太郎君）

今現在、そのパッション農家は何先あって、村全体で栽培面積がどれぐらいあるのか、そこを伺います。

### ○産業振興課長（柳 栄治君）

すみません。各品目の面積、農家数については、また後ほどお答えします。

### ○3番（壽山新太郎君）

じゃあ、後からよろしく願ひします。大変ありがたい助成制度だとも思っております。ちなみに、この今年度ですね、またちょっと…なんですけど、いくら苗木の補助をしたのか、そこあた



り、もし分かれば教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

その金額につきましても後ほど調べて返答します。

○3番（壽山新太郎君）

本当にですね、パッション農家の方からも声聞きますけど、大変ありがたいという声を聞いているところでございます。これ、ちなみにですね、このパッションの苗木の購入補助も、先ほどのたんかんみたいに、その購入後の追跡調査であったり、そういう実態調査というか、そういったのはやっているのでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

パッションにつきましては単独での助成となっておりますが、まず、植える方のその本数とか面積とかもまちまちで、それに対して販売するところの補助、助成をしておりますので、その植えた後のもの、たんかんとかですと、何年という形で出てくるんですが、パッションの場合はもう何年で植え替えるとかいうところもありますので、追跡までは行っていない状況です。

○3番（壽山新太郎君）

パッションについては了解しました。引き続きですね。先ほどの答弁、また後ほどでも構いませんけど、教えていただければと思います。引き続き、パッションのですね、苗木の補助、よろしくお願いします。

次に、サトウキビの助成金に関するのですが、宇検村のサトウキビ収穫はもう終了していると認識しているところでございますが、村につきましては、出荷助成金、また収穫に関わるですね、ハーベスターの収量の助成措置をしていただき、農家の方々もですね、大変ありがたいという声を聞いているところであります。ここですね、ちょっとお聞きしますけど、こういったありがたい助成措置を実施してございますが、実際に、サトウキビのですね、面積や生産量の拡大、また、1番重要でございます、単収アップにつながっているかどうか、そのあたりは分析はしておりますでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

サトウキビの出荷に関しましては、令和5年度の助成を行った農家的には26農家であり、トン数として385 t 出荷をしております。面積については、最近、ここ数年、イノシシの被害等で生産をやめられた方がいらっしゃったり、他の方に貸したりとか、そういったところもあって、詳しい面積については、今のところちょっと手元のほうにはございません。

○3番（壽山新太郎君）

令和5年が26農家で385 t、令和6年はまだ数字出ていませんか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

令和6年度の収穫につきましては、多分今日まで作業を行うという公社の話があったので、3月中には報告があると思います。

### ○3番（壽山新太郎君）

じゃあ、令和6年度のやつはですね、また後日、産業振興課のほうに私が出向いて確認をさせていただきます。やはりこのサトウキビにつきましても、宇検村のですね、主要作物であると私は認識しております。今年はですね、サトウキビ農家の方々に聞くとこによりますと、たんかんと同じですね、夏の猛暑によりまして全体的に糖度が少なかったと。それによりまして、単収がですね、ちょっと低くなったということをですね、聞いてございます。その原因をですね、役場としても把握していると思いますが、またですね、せっかくこういう助成措置もありますし、少ないサトウキビ農家で、宇検村のためにですね、頑張っておられますので、今回のその糖度低下、そういったのをですね、十分対策をしていただいて、多分出荷反省会とかまた近々あると思いますので、その今年の糖度低下の要因とか、そういった分析していただいて、また来年度に向けた、農家の単収アップに向けた強化ですね、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、先ほどのですね、もうちょっと時間がないので、地域計画策定の件。これ、施政方針での関連質問なんですけど、令和6年度に制定した地域計画のさらなる充実に向け、農地中間管理事業を活用した農地の流動化とありますが、市町村はですね、この地域計画策定にあたり、まずは地域計画の区域を策定すると思いますが、この対象区域は村全域になるのか、伺います。

### ○産業振興課長（柳 栄治君）

地域計画の策定につきましては、4校区に分けて作成しております。

### ○3番（壽山新太郎君）

4校区、了解しました。その対象区域をですね、策定した後に、その区域における農業の将来のあり方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めて目標地図を策定する流れと思いますが、この目標地図の素案はですね、農業委員会が村の求めをですね、受けまして作成するとお聞きしておりますが、今現在、その農業委員会とのその目標地図策定に関してどこまで協議が進んでいるのか、そこあたりを伺います。

### ○産業振興課長（柳 栄治君）

地域計画におきましては、先月25日の農業委員の定例総会の中で、農業委員の意見を踏まえ、現在公告中で、3月中にまた正式な形でホームページ等に掲載していくことになると思います。

### ○3番（壽山新太郎君）

じゃあ、今農業委員会と協議中で進行しているということによろしかったでしょうか。その地域目標地図を作成する中でですね、ある委員の方からの意見の中でですね、これは、この意見については私も前回の一般質問でも申し上げましたが、作成するにあたっては、やはり村内で誰がどのような作物を栽培してどれくらい作っているのか等ですね、実態把握をやはり行政が行わなければこの目標地図の策定は難しいという委員のですね、ご意見を聞いてございます。そういった中で、私も前回、12月議会への質問の中で申し上げましたが、その農家の実態調査をですね、前回のご答弁の中で農業委員会と連携して進めていくというご答弁でございましたが、その実態調査は実際行

ったのか、行っているんであればどういう実態調査の仕方をして進めているのか、そこを伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

地域計画の策定におきましては、農業委員のほうから各農家のほうに、現在使っている畑で何を耕作しているか、また所有者は誰なのか、そして今後その畑を集積する予定があるかとか、他の方に引き継いでもらう予定はあるかとか、そういったところの聞き取りを行って、色分けをした状態のマップというのを、目標地図というものをもう作成されております。

○3番（壽山新太郎君）

すみません、それは分かりますけど、農業委員会と連携して農家の実態調査を進めていくという点に関してはどうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

農業委員会のほうで各農家に聞き取りを行って、それを行政のほうで地図に落としておりますので、そこは各農家の方の意向が反映された形となっていると思います。また今後、令和7年度からはそれをこう活用しながら、今後の宇検村の畑の利用方法だとか、先ほど言った担い手の育成につなげていくような形を取れたらというふうに思っております。

○3番（壽山新太郎君）

分かりました。やはりですね、この地域計画、いろいろ中身を見てみますと大変な作業だと認識しておりますが、やはり策定するにあたりですね、やはり農家の実態調査、実態把握はですね、必要不可欠だと思います。この宇検村についてもですね、集落によりまして農業のやり方が違ってきております。特に崎原地区とかにおきましては、やはり潮風が強いんですよ。そこで、やはりたんかんは路地ではなかなか難しいと、枯れてですね、たんかんのほうは山の奥でしか栽培できないとか、潮風が当たる場所で栽培ができるのはドラゴンフルーツだとか、今現在はそういうドラゴンフルーツ等をですね、畑を大きくして栽培しているというふうな話も聞いております。ですのでですね、やはり農家のですね、やはり実態調査、実態把握をですね、やはり行政としましてもやはり進めていかないと、今後ですね、その集落、各集落、地域に見合った持続可能な農業振興策がですね、今後やはり考えていくべきだと私は思いますが、そこあたりの件につきましてはいかがお考えでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

各農家から聞き取りを行った地域計画につきましては、最低でも年1回更新することとなっておりますので、今後また見直し等を行いながら、農業振興のほうにつなげていくように進めていきたいと思っております。

○3番（壽山新太郎君）

これ、地域計画案は3月にはもう完成するんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

国からの方針により3月中には作成するという事で現在公告を行っております。

○3番（壽山新太郎君）

その3月に完成するという事なんですが、完成後の対応ですけど、農家の方々に對してどのように周知、啓発していくのか伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

作成したものに関してはホームページ等で公表するようには考えておりますが、各農家への周知というのは、農家の方と意見交換をするという、一人ひとりに対して多分説明をするというところはなかなか難しいと思うんですが、今回そういう農家の方の意向を聞いておりますので、それに対して今後どういうふうにもたやめていくかというところは随時話し合いを行いながら更新作業を進めていきたいと思ひます。

○3番（壽山新太郎君）

策定にあたっては色々大変だと思いますけど、農家のためでございますので、農業委員会とですね、連携した取り組みの強化を一つよろしくお願ひをします。

次に、農業共済への加入促進についてでございますが、ちょっと時間がございませんので、簡潔に質問をします。この農業共済の加入について、加入要件があると思いますが、ちょっと私も勉強不足で分かりませんが、どういった方々がこの共済に入れるのか、そこあたり、ちょっと教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

この農業共済につきましては、先ほど村長も答弁で述べましたが、現在入られている方は、農業用施設の共済は、ハウスを導入された方がハウスの被災に遭ったときにそういった保険を受けるといふこと。そしてもう1件は、畜産農家のほうが畜産を営むにあたって様々なそういった被害を受けた場合の保険となっております。今後私どもが進めていきたいといふのは、まず果樹共済のほうで、台風や災害などによる、自然災害による果樹の損害、そして、収益保険といふのは、各、毎年農家の方が所得を申請されているものが、自然の災害だけではなくて、市場の価格が下がったりとか、そういった販売不振などによる収入の減少に係る保険のほうを、現在加入されている方もいらっしゃるのではないので、やはり何かの不慮のことが起こるときに備えて保険の推進のほうも今後取り組んでいきたいといふふうを考えております。

○3番（壽山新太郎君）

私も農済のホームページで色々ちょっと確認はしたんですけど、いろんな種類の保険があるんですね。先ほど課長が言ったみたいに、大規模農家、果樹専用の保険とかですね。今、…なんとか言いましたかね。要は、一農家の方が、災害であつたり、結局大まかな災害に対しても保険がおりますよつていうやつもございます。そういったいろんな共済のですね、種類がございますので、やはりそこも、農業委員会と連携したとしてですね、不測の罹災、災害に備えた対応をとらないといけませんので、そこあたりもですね、加入率の向上に向けた取り組み方をですね、1つよろしくお願

いをいたします。

鳥獣被害につきましては、先ほども同僚議員からございましたが、大体言いたいことは同じなんです、そのヒヨドリ対策について1件だけお願いいたします。先ほどの同僚議員の答弁にもございましたが、このヒヨドリ対策についてでございますが、同僚議員がその対策については行政のほうから指導というかアドバイスをぜひお願いしたいというところでございます。自分のほうからは、それプラスですね、やはり野菜を植えている方、もうかなりの被害を受けているということでございますので、これも高齢者対策になると思いますが、アドバイスにも含めて、この例えば入らない支柱のガーデンポールですか、支柱とかで、ちっちゃな網ですね、そういったのもですね、もしできれば少しでも購入補助という形でしていただきたいと思いますと思いますが、そこあたりはどうか。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

そういった被害対策に係る部分に関しましては、資材購入費の中で助成ができますので、購入した金額の半分の助成するという形になっておりますが、上限が10万円という規定はあるんですが、そういった中で購入して対策していただければそのほうの助成も可能であります。

#### ○3番（壽山新太郎君）

資材の購入補助ができるということは周知はしておりますが、これもっと広く、やはり村民にですね、周知啓発をしていく必要があると思います。これ、手続きは難しいんですか。例えば、ややこしい、いろんな、どんな書類を申請しなければいけないとか、手続的には難しいのか、そこは聞きします。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

手続的には、どこかで網を買ったとか、そういったものに対して領収書と一緒に申請書を提出していただければ、それに対しての半額をお支払いするという形になっておりますので、活用されていただければと思います。

#### ○3番（壽山新太郎君）

ありがたいことですので、やはり先ほど言ったみたいに、広くですね、村民の方に周知することが大事でございますので、あらゆる広報手段を使って、こんだけやはり被害が出ておりますので、その購入補助、網とかですね、に対する購入補助の周知徹底がたをですね、再度お願いをいたします。

次に、火災報知機の未設置店舗に対する対策でございますが、村長のご答弁でもありましたとおり、2006年に義務化されて、当宇検村におきましては、平成21年に、村の補助によりですね、消防団が各世帯一斉設置に向けて実施した経過がございます。答弁にもありますが、この警報機、当初は1個のみの補助で設置ということでございましたが、中にはですね、設置基準によりまして、2階だったら踊り場、2階の階段の踊り場とか、そういう設置基準があるんですよ。2カ所以上設置しなければいけない家屋もありますし、まだ未設置、設置基準をですね、満たしてない家屋もです

ね、あると思います。これ、未設置家屋に対する調査はですね、消防として直近で行っているのか、伺います。

○総務課長（原田俊昭君）

消防の火災報知機は、村で設置してから16年経過しております。それで、未設置家屋とかも、義務にはなっておりますが、あるということも思っております。調査としましては、一応ですね、数ではっきり上がってきてはいないんですが、そういう設置の促進も含めて、令和3年に全世帯を回ってですね、消防団で呼びかけと設置していますかという、そういうふうな活動は行っております。数としてはちょっと把握はしておりません。

○3番（壽山新太郎君）

今、令和3年7月にですね、調査をやっております。これも私、消防からですね、資料もらったんですが、この時の調査では、未設置家屋が全体で35件なんです、35件って見ますと結構整備、設置されているように見えますけど、結局、その世帯の調査率ですか、要は調査する、要は家に入ってますね、その調査の率が100%じゃないんですよ。やはり個人情報とかいろいろ今問題がございますので、中には湯湾とかですね、27%とか、須古で13%ということで、調査率がかなり低いんですよ。っていうことは、かなりその未設置家屋がですね、まだ件数も増える可能性もございますし、その2個以上をつけなければいけない基準を満たしていない家屋もですね、これ以上件数が増えると予測されますが、もう令和3年ですので、もう3年ぐらい経過しておりますので、今一度ですね、消防団をやはり調査させますと、予算が伴い、報酬とかあって伴いますけど、これはかなりですね、義務ではございますが、違反とか、例えばつけていなかったらそういう法律違反にはならないとか、そういう、あやふやな部分がございますので、やはり火事とかで村民の命を守るためにも、やはり義務化でございますので、やはり今一度調査をしていただいて、正式なその未設置家屋の数字は出ないと思いますけど、電池交換もですね、もう10年経過しておりますので電池交換も必要な家屋もあると思いますし、この電池交換はですね、なんか専用のリチウム電池らしくて、電池を、改良はもうこの物自体を、本体自体をですね、変えたほうが安いという消防…のご意見もございましたので、そういったのもひっくるめてですね、再度調査をして進めていくべきと思いますが、そこは総務課長、いかがお考えでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

確かに令和3年の調査では、家に入れてもらえなかったとか、もう断られたとか、そういうのも聞いております。ですから、全世帯を対象に調査はしましたが、議員がおっしゃるように、率としては低かったと思います。ですが、この火災報知機の件はですね、まあ消防白書なんかを見ても、建物火災の90%以上が住宅火災で、被害に遭った方の8割近くが高齢者とかいうこともあります。そしてまた、逃げおくれが原因とかいうのも出ております。ですから、やはりそういったのを考えると、再度調査をして、火災報知器をつけているかですね、罰則はないとは言いますが、そこら辺広く周知をしてですね、進めていきたい。そのためには消防団の活動が1番大切になってくると思いま

すので、そこら辺はまた一体となって取り組んでいきたいと思います。

○3番（壽山新太郎君）

よろしくお願いします。先ほど総務課長からもありましたとおり、やはりですね、私は、この設置に関しては、調査することも大事でありますけど、我々若い世代はですね、名瀬に行って、もし故障していたら購入して、若い世代はすぐ設置ができるんですよ。私が申し上げたいのは、やはり高齢者の対策でございます。高齢者の方々は、まず名瀬にもまず買いに行くのもなかなか難しいですし、買った後の設置となると、なおさら高齢者はですね、設置なんか絶対無理でございます。でするので、集落単位でされているところもやっていると、対応しているということも聞いてございますが、村としましてはですね、例えば、購入はどうするか分かんないんですけど、購入した後のその高齢者宅の設置については、例えば近くの消防団にお願いするとか集落に降ろすとかですね、そういったですね、…っていうか、設置対応基準みたいのをですね、やはり簡単なやつを作って、区長会とかですね、に降ろしてですね、そういう対応をですね、ぜひしていただきたいと思います。私の近所でしたら私がつけたり交換したりするんですけど、なかなか近くに消防団がない集落もございまして、そういう高齢者のですね、そういったご意見もいっぱい聞いてございますので、そういったですね、対応もですね、ぜひお願いしたいと思います。これ、設置に関しては、今、火災予防訓練期間中でございますので、3月1日の村の防災無線でも設置の呼びかけをしておりましたので大変ありがたいとも思いましたが、その高齢者に対する設置対応ですか、そこあたりはですね、もう1回、区長さんとか消防を含めて関係機関と対策のほうをですね、1つよろしくお願いします、これ要望で挙げたいと思います。もう時間がないです。もう消化器はですね、これ本当にどこに処分するか分からなくて、まず、その手の答弁で、4業者、奄美市にあるということを紹介しておりますって書いておりますが、これも広く、広報誌やポスター等でですね、どこの業者に引き取る、処分をお願いするとか、そこあたりをまずお願いをしたいと思います。あと、防災訓練はいろいろとございますが、答弁であるとおりでですね、していただきたいと思います。

最後にですね、生涯スポーツについてでございますが、1点だけ、令和5年度、今年度も含めてなんですが、各学校でスポーツ合宿に宇検村に来られた実績が分かればちょっと教えてください。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

令和4年度からですね、いきます。令和4年度が3団体65名、令和5年度が3団体の152名、今年度に関しては5団体の133名の実績となっております。

○3番（壽山新太郎君）

自分もですね、スポーツが好きな関係でですね、スポーツ合宿に来た関係者によりますと、やはり環境は素晴らしいというお褒めの言葉をいただいております。しかし、ネックになるのがやはり宿泊と食事であると聞きました。そこあたりは、…村当局はどういう対応というか、どういう見解をお示しか、お聞きします。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

どうしてもやっぱり、宿泊所のキャパの問題だったりとか、食事の問題がネックになっていると思います。ですが、今までですね、各団体のOBだったりOGだったり、関係者の方々の協力を得て合宿を進めているところでありますので、引き続きですね、関係者の協力は得られながらやっていければと思っております。

○3番（壽山新太郎君）

やはり、このような立派な陸上競技場を再整備しておりますので、生涯スポーツの推進対策として、合宿誘致のですね、さらなる対策のほうをよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（喜島孝行君）

先ほどの件でちょっと柳産業振興課長より求められましたので、許します。

○産業振興課長（柳 栄治君）

パッションフルーツの令和6年度の苗木の販売実績についてですが、販売農家が49戸、販売本数が1,917本、栽培面積が2.8haです。

○3番（壽山新太郎君）

了解しました。

○議長（喜島孝行君）

これで3番、壽山議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時47分

---

再開 午後 1時10分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、倉本議員。

○2番（倉本富夫君）

場内の皆様、こんにちは。通告に従いまして一般質問する前に、一言所見を申し上げたいと思います。

早いもので、年が明けて3カ月が経ちました。1月、2月は寒波の影響で比較的寒い日が続きましたが、最近は徐々に温かい日も増えてまいりました。村民の皆様には、体調管理をしっかり行い、本年も元気いっぱい笑顔のあふれる年にしていきたいと思います。

それでは、令和7年第1回定例会一般質問を、通告に従い、行いたいと思います。

まず、施政方針について、1、遊休農地の解消の方法と有効活用の具体的な施策を伺います。

2、ソバ栽培の現状と今後の方針を伺います。

3、体験観光メニューの公社旅行部門のツアーとあるが、その内容はこういったものか。



4、地域公共交通計画を広域と市町村で策定したとありますが、本村ではどのような考えか。また、その考えの具体的な取り組み方を伺います。

5、地域創生プロジェクトが完成間近とのことですが、プロジェクトマネージャー制度とは何か。また、どのような役割を果たすのか、お聞きします。

次に、元気の出る公社、パークについての今の現状と、来年度からどうやっていくのかを伺います。

最後に、鳥獣被害対策について、猟友会メンバーが高齢化してきている。今後、新規狩猟者、または、猟銃免許の取得を検討している方に対しての助成の考えはないか、です。

以上で質問を終わります。

あとは通告席にて再質問いたします。

**○議長（喜島孝行君）**

ただいまの倉本議員の質問に対して答弁を求めます。

**○村長（元山公知君）**

倉本議員のご質問にお答えいたします。まず、施政方針についての1点目の、遊休農地の解消の方法と有効活用の具体的な施策を伺うとのことのご質問ですが、遊休農地の解消につきましては、元気の出る公社による農地の開墾と、具体的な有効活用につきましても、施政方針でも述べましたとおり、地域計画のさらなる充実に向け、農地中間管理事業を活用した農地の流動化や、多面的機能支払交付金、水土里サークル活動による集落の環境保全などの取り組みを促進し、生産者の技術向上を目的に、定期的に各品目の講習会の周知や個別指導を行い、栽培技術や経営能力の向上を目指してまいります。

次に、2点目のソバ栽培の現状と今後の方針はとのご質問ですが、今年度のソバ栽培実証につきましては、大型機械の故障が大島本島内での修理ができず、圃場の準備期間に機材利用が困難となり、栽培に至ることができませんでしたが、現地適応性については関係機関から得る情報も多く、今後のサトウキビや景観改善植物と併せて、スマート農業の可能性を探るための、穀類としての意義のある選択枝の1つと考えております。今後は、気象条件や機材調整に対応した代替品目の対応も考慮した、農地利用のモデルを検討したいと考えております。

次に、3点目の体験型観光メニューの公社旅行部門のツアーとあるが、その内容は、とのご質問ですが、元気の出る公社旅行は、去年10月に旅行会社として旅行商品を正式に販売できるようになったため、11月に開催されたやけうちどんと祭りの際、体験メニューを造成し、旅行商品として販売しております。集落歩きやナイトツアー、ケンムン巡りなど、9つのメニューに39名が参加いたしました。これを皮切りに、2月も民間団体から企画を依頼され、バスツアーの商品を販売しております。今後も、宇検村ならではの体験メニューが、宇検村観光物産協会を中心に造成されていくものと思われまます。

次に、4点目の、地域公共交通計画を広域と市町村で作成したとあるが、本村ではどのような考え

か、また、その考えの具体的な取り組み方を伺うとのご質問ですが、奄美大島5市町村共同による広域の地域公共交通計画並びに宇検村地域公共交通計画の5カ年計画を策定いたしました。奄美大島の自治体、民間事業者、住民が一体となって公共交通の確保、維持に向けた取り組みを推進するための基盤の構築を目的としております。宇検村は、令和7年度に、自治体や非営利団体が主体となり、自家用車で有償運送を行うことができる公共ライドシェアの導入に向け、国土交通省の実証事業を行う予定であります。現在、しまバスを2路線運行しておりますが、アンケート調査からの村民の利用実態や意向、ニーズを踏まえ、自家用車で有償運送による地域交通の充実を図るため、新たな仕組みを検討してまいります。

次に、5点目の創生総合プロジェクトが完成間近と言っているが、プロジェクトマネージャー制度とは何か、どういうことを行っていくのか、とのご質問ですが、総合戦略で打ち出した事業等を実施していくためには、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが必要であり、その関係者間を橋渡ししつつ、計画をマネジメントする人材を導入する計画です。総務省が令和3年度に創設した制度ですが、今回、プロジェクトを着実に成果へつなげられるよう、また、14集落のそれぞれの実情、人間関係等を深く理解し、プロジェクトを遂行できる方を募集し、採用する予定にしております。

次に、公社のバーク体制についての、元気の出る公社のバークについて、今の現状と来年度からどうしていくか伺うとのご質問ですが、令和6年度までは、部連の旧チップ工場跡地にて、1事業所とバーク購入契約を結び、月10tの購入を予定していましたが、契約当初から出荷が不安定なこともあり、昨年11月に村及び県、大島市長、元気の出る公社、事業所と協議を行い、契約解除の合意をいたしたところであります。今後の購入計画としましては、引き続き、村外2事業所からの購入及び令和7年度にて粉碎機を購入することにより、安定したバークの確保と購入経費の削減を図りたいと考えております。

次に、鳥獣被害対策についての猟友会メンバーが高齢化している。今後、新規狩猟者、または、新たな猟銃免許の取得を考えている方に対しての助成等の考えは、とのご質問ですが、現在、猟友会在籍者が37名で平均年齢が62歳、狩猟登録者27名で平均年齢が62歳となっています。猟友会メンバーの高齢化による狩猟免許返納や、猟銃による狩猟をやめる方も毎年増えており、村としても喫緊の課題であると考えております。今後、助成等に関しましては、実施隊への加入促進や村民への周知、また、狩猟者登録の義務化等のルールを決めたうえで、狩猟免許取得等の助成を検討していきたいと考えております。

以上であります。

#### ○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

#### ○2番（倉本富夫君）

まず初めに、遊休農地の解消の方法と有効活用の具体的な施策のところなんですけど、今までど

おり元気の出る公社に農地の開墾とかを頼んでいくような形になると思うんですけど、今年度もまた、今年、6年まではお願いされた農地とかだけを開墾していったりとかしていたけど、今後、この施政方針の中で増やしていくというか、開いていくみたいな形で書いていると思ったんで、どこをどういうふうにもた、増やしていくのかなというのをちょっとお聞きしたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

遊休地の解消対策につきましては、令和4年度から阿室集落の背後地、そして、本年度は宇検集落を開墾して、公社のほうで植え付けを行ってるところであります。今後の対策としまして、各集落の遊休地が目立って開墾、耕作されていないところがありますが、基本的には優先順位としては、その後にそこで営農される方がいらっしゃる、そういったところを中心に、また、なかなかそういう方が見つからない場合は、公社が耕作をしていける範囲で、今、阿室にしても、今度の宇検にしても、湯湾の干拓、広下に関しましても、公社が独自で行っているんで、やっぱり、公社が独自で行うにしても、やっぱり、キャパというのがあると思うので、そういったところを考慮しながら、今後また、対策を行っていきたいと考えています。

○2番（倉本富夫君）

そうですね。宇検の地区、今年、今年度やるということだったんですけど、公社が畑を開いて、公社がまた、何かを植えるということですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

宇検の開墾した農地につきましては現在、公社のほうで進めておりますが、ちょっと品目のほうは聞いてはおりますが、なかなか確保だとか、やっぱり、ある程度、村の重点品目に合う形でやっていく部分と、また、試験的に行う部分もあると思うので、そこは十分考慮しながら、公社とまた、協議を進めていきたいと思います。

○2番（倉本富夫君）

とても良いことだと思うんですけど、やっぱり、遊休農地って宇検村にたくさんあると思うんですよ。一個一個が全部、公社がやっていくには人手も足りない、で、時間も足りなくなってくるというのが絶対出てくると思うんですよね。地域おこし協力隊、シマッチゅ見習い隊で募集するという話になっていたじゃないですか。それも毎年やっているけど、その人材が来ないというふうに今、なっていると思うんですよ。根本的に人がいない状態に、今、どこの集落っていうか、宇検村内でそういうふうになっていると思うんですけど、集落の人とやっぱり、ちゃんと話して、遊休農地を解消しますという、多分、話はされていると思うんで、各集落集落にお願いして、そういう人材を、そういう人材っていうか、そういう人たちを集めてやってもらうというのも、やっぱり、やらないといけなくなってくると思うんですよ。そこについてはどう思いますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員が言われたとおり、基本的には誰か耕作する方を見つけて、その方が農業を規模拡大していくために、公社に耕作をしてもらって、その畑を使ってもらおうという形が、今後、そういった

遊休農地を減らしていく対策にはなると思うんですが、おっしゃるとおり、なかなかそういう人材が見つからないということで、地域おこし協力隊に関しまして、募集はしていたんですが、ちょっと新年度予算の中では、産業振興課の農業水産費の中では予算化していなかったんですが、そういう相談が何件かあって、今後、そういった方と今、村としてお願いすることが確立できれば、今言ったように、協力隊のほうで他のことも進めながら、何年間か農業に、公社の農業部門として、そこで従事してもらって、その後独立してもらおうという形ができたらと考えています。

○2番（倉本富夫君）

次にというか、関連なんですけど、農地中間管理事業というのを、ずっとこう言っているんですけど、この管理機構というのはどういうことをやっていくものなのか、ちょっと教えてもらえませんか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

この農地中間管理事業というのは、農地の有効利用を目的とした制度で、個人個人で貸し借りができないので、それを取りまとめて、役場で貸したいという方と借りたいという方をつないで、この事業のほうで推進していくというものであります。

○2番（倉本富夫君）

今、遊休農地になっている場所は、貸したいという方が多分、多数だと思うんですが、名前はあってもどこにいてかいうのも分からない状態の土地の、名義がそうなっている場合があると思うんですよ。そういうのも管理している人に、その土地を管理している人に、また、この中間管理機構、管理事業でまとめて、今後また、そういう借りたいという人に貸せれるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

基本的に農地の貸し借りというのは、やっぱり、名義人、その方がもし存在していなければその相続人という形になっておりますが、実際こういう制度を使って管理をしている方が相続の中の1人であれば、そういった人を代表として貸すというふうに制度も見直しが行われています。

○2番（倉本富夫君）

是非、そういう遊休農地になっているのは誰の名義か分からないとか、名義は分かっているけど島にいない人とか、そういう人たちも結構多いと思うんで、利用して、この中間管理事業を利用して、なるべく多くの遊休農地を開いてもらって、貸したい人に貸せるような状況にしてもらいたいと思います。

あと、次に、ソバ栽培のほうなんですけど、去年はもうその機械が故障して、全く去年は実証については、修理ができず、栽培に至ることができませんでしたということなんですけど、また、今年から、春じゃなくて秋植えのほうになるのかな、は、一応やる予定で、その場所を、また、同じ場所だとは思いますが、また、どこか教えてもらいたいと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ソバの実証試験に関しましては、令和5年度の10月に秋まきを行って、そこでは成果が得られたんですが、1月末、2月の春まきに関しては、生育が思うような結果が出ず、その原因というのを、また、試験場や県と検証していたところではありますが、今年の令和6年度に関しましては、先ほど言ったように、ちょっと公社のトラクターの故障がなかなか直らないというのと、春まきに関しても、サトウキビの作業と重なるとかということもあり、検証することができなかったんですが、令和7年度に関しましては、場所としましては、前回行った試験の部分及び、また、阿室のほうの公社が開拓を行った部分で、試験で行った成果がそのまま他のところでも実証されるのかとか、そういったところも含めて検討しております。

○2番（倉本富夫君）

今、ソバのほうは、品目に入っていないじゃないですか。今後入れる予定ではあるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

5年度の秋まきでは結果が出ておりますが、それが同じような形で栽培されるというのがあれば、重点品目の中に入れることはあると思いますが、それもある程度こう、期間を決めて、何年以内でどれぐらいそういう希望の方がいらっしゃるかとか、そういったところもありますので、重点品目に追加するかどうかというところは、また今後、実証結果を見ながら考えていきたいと思います。

○2番（倉本富夫君）

2回しか収穫していないんで、今後の結果次第だと思うんですけど。今からやっぱり、ソバ植えて実験していく中で、以前、同僚議員が言っていたみたいに、ソバを作る農家も増やさないといけない。売る先も考えていかないといけない。薬とかいろいろ、また、使わないといけないと思うんですけど、そこをまるまるやっぱり、計算、計算というか、全部含めて重点品目にするかしないかというのをやっぱり、決めていかないといけないと思うんで、しっかりとまた、今年度、結果が出たら、また、いろいろ話して、出なくても話はしないといけないと思うんですけど、しっかりと対応していってもらいたいと思います。

次、3つ目なんですけど、体験観光のメニューなんですけど、これ、この元気の出る公社の旅行部門がツアーをつくっているんじゃなくて、その観光物産協会のほうがツアーをつくったり、あと個人の事業主がツアーをつくったりというのをしているんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

現在は観光物産協会が手配業、そして、ツアーの造成をして、公社のほうで販売をするという形で始まっております。

○2番（倉本富夫君）

じゃあ、元気の出る公社の旅行部門は販売を主にやっていくという会社になる、なっていくのですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

うまく連携をしながら、そういう形になっていく予定になっております。

## ○2番（倉本富夫君）

ちなみに、宇検村の元気の出る公社の旅行部門、販売しているのは、インターネットとかチラシとか口コミとかいろいろあると思うんですけど、どういう形で、どういうふうにして、どこに販売しているのかということも教えていただきたいと思います。

## ○企画観光課長（辰島月美君）

販売ができるように許可が下りたのが10月ということで、スタートしたばかりなんですけれども、宇検村をより深く知っていただくために、宇検村のガイド、もしくは、宇検村が観光産業で行っている個人、団体、そういう部分の皆さんが関わっている中で、宇検村らしい商品開発をして、公社のほうで販売の許可をとっているんで、そちらのほうで販売ができるようになったということで、今までは手配業は宇検村の観光物産協会でもってはいたんですけれども、手配業は宿泊と食事をつなぐとか、ガイドと宿泊をつなぐとか、そういう手配はできるんですが、それを販売するということができなかったんで、宇検村でつくった宇検村の体験メニューを、宇検村として売ることができるという、そういう形を今後、宇検村としても公社のほうを支援していきたいと思っております。

## ○2番（倉本富夫君）

今は宇検村内でしか販売していないということになるんですか。

## ○企画観光課長（辰島月美君）

どんと祭りのとき、初めて販売したんですけれども、全戸チラシの配付を群島内新聞折り込みでやったと思います。島外にもそうですし、島民、奄美大島本島の方々にも販売すること、できます。

## ○2番（倉本富夫君）

宇検村のための宇検村の観光体験メニューだと思うんですけど、宇検村にばかり周知、村内というか、村内にばかり今まで周知していたみたいな話だったんで。話だったんでじゃないや。何か話に聞こえたんでお聞きしたんですけど、やっぱり、いろいろSNSとかいろいろ、また、情報媒体とかもあるんで、そちらを使って、また、宣伝していくというか、そのツアーを販売していくとか、あと、大手の企業さんにこういう宇検村の体験観光メニューがありますよというのを周知して、売ってもらおうとかいうのも考えられないのかなと思ってですね。はい。ちょっとお願いします。

## ○村長（元山公知君）

この旅行部門を立ち上げたのが、宇検村の体験メニューとか宇検村のツアーをまずは充実して、それでその後、また、どんどん広げていこうということでもありますので、今しっかりと、今、宇検村の観光物産協会を中心に体験メニュー等、いろいろなメニューを今、つくっているところですけども、こちらから発信するのもあれば、また、2月のツアーの場合は、団体の方が来て、こういうツアーを宇検村でつくってほしいんですけど、ということで持ってきたのに対して、宇検村の体験メ

ニューをつくって提供したら、あ、じゃあこのツアーでお願いしますということで決まったとかでもあるので、そういうふうなちょっと、つくり方もあるなというのはちょっと、我々もやりながら改めて分かったので、今後また、そういうふうな依頼とかにも対応していくということなので、まずは、こう広げていくというか、紹介はいろいろ、こう、周知、島外にもするんですけども、村外島外にもするんですけども、例えばツアーのメニューに入れるのを、例えば、隣の町のツアーも、そこも一緒に回るようなツアーにしていくとか、そこまで広げていくのはまだちょっと私の中では考えていない。まずは、ちょっと、宇検村を充実させていこうということを今、考えているところでございます。

## ○2番（倉本富夫君）

いや、ちょっと違うな。ツアーは宇検村のやつだけでも良いと思っているんですよ。販売のほうを自治体というか、いろんなところをお願いしたら良いんじゃないかという話だったんで、本当に今まで観光物産協会がいろいろとツアーとか組んだり、いろいろなことをしています。で、しっかりと新聞にも載っていましたよね。ニュースにも、多分、Yahoo!ニュースとかにも載っていたんですけど、やっぱり、しっかりと結果を残せていけているので、今後また、そういうツアーがたくさんできるように、また、村のほうも応援して、いろいろとこう、企画の立案もして良いと思うんで、いろいろなツアーを考えていただきたいなと思います。販売に関しては、本当に全国にでも世界にでも、もう行ってもらいたいなと思うんですけど、そこら辺は大丈夫ですよ。

## ○企画観光課長（辰島月美君）

今後、この素材は多く宇検村にありますので、広くPRをするように協力をしながら、観光物産協会、そして、公社の旅行部一体となって、観光産業という部分を進めていければと思います。

## ○2番（倉本富夫君）

その観光産業をしっかりしていくというのはすごい良い、今後、また、宇検村のためになってくと思うんですけど。道とかいろいろなところにごみが多いです。はい。捨てられているごみがやっぱり、以前と比べてかなり多くなりました。見かければ拾ったりとかはしているんですけど、赤土山なんか特に余暇期とかにごみが捨てられたりとかしているんで、そういうごみを捨てるなという、人のモラルだとは思いますが、その看板とか、いろいろなやっぱり、配慮も必要だと思うんで、そういうのも、赤土山、あと、集落と集落の間、歩いてみたら、崖の下とかもいっぱいごみが多分あると思います。なんで、そこら辺はしっかりと道路の管理している人たちが多分見てたりはすると思うんですけど、やっぱり、道は綺麗にしてもらいたいし、見かけも良くなってくる。なんで、そういう看板とかもしっかりと設置していただきたいなと思いますけど、村長、どうですか。

## ○村長（元山公知君）

やはり、ごみが増えてきているというのが、まだ、観光客のせいなのか、もしかしたらまた、他の方のせいなのか、ちょっと分からないんですけども、やはり、ごみをやっぱり、捨てちゃいけない

いというのは本当、当たり前のことでありまして、それをやっぱり、周知していくのも大事と思いますが、なかなか今度、そこにどんどんどん看板をどんどん立てていくというのもちょっとどうかと思いますんで、周知徹底は、啓発はしっかりと、例えば広報誌でも、やっていくとか、いろんなのでやっていきたいと思うんですけども、看板を立てていくというのはちょっとまだ、ちょっと協議をさせてください。お願いします。

○2番（倉本富夫君）

すみません。看板はやっぱり、言い過ぎかもですね。何だろう。宇検村へようこそそのところに、隣にちっちゃくとか、誘導でも良いのかなと自分は思います。本当に宇検村に来ている人が増えていると思っているんで、その分また、捨てられているごみも増えているような感じがしますんで、そこら辺ちょっと、みんなで考えていかないとけないなということで、この話は終わりたいと思います。

次、地域公共交通計画のところなんですけど、宇検村のほうでは公共ライドシェアという導入に向けてと書いてあるんですけど、詳しくちょっとまた、教えていただきたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

答弁の中にもありましたが、今、屋鈍線、宇検線の2路線のバスが運行しております。地域公共交通の計画を立てる際に、村民へのアンケート調査を行いました。その中では、結構、空バスが走っているであったりとか、自分たちの時間のニーズに合わない、ちょっと不便を感じる、利用しにくいという、そういう意見が多くありました。2路線とも今、乗車率が1%を切っておりまして、その結果からも、やはり、公共交通の在り方、その運行の仕方というのを検討して、利便性を良くしないといけないという課題が浮き彫りになっております。その中で、先ほど申し上げました、その公共ライドシェアという部分なんですけれども、公共交通のそのバスの運行の代わりに、一般の乗用車を利用して有償運送ができるという部分になっております。今までの2種免許が必要という部分も撤廃されておりますので、その仕組みでしたら利用したいときに利用ができる。課題は、運転者が確保できるか、運行をどういうふうな団体で組織をしていくかという部分が課題にはなってくるんですけども、今年度は国土交通省の実証事業というのがあるので、そちらのほうに申請を今からあげるんですが、それが採択されたら実証実験ということで、どういう形で運行ができるかというのを1年間通して形付けていけると思います。

○2番（倉本富夫君）

ということは、今年度は一応、バスもちゃんと走らして、その、何だっけ、有償運送をしてもらうという形になっていくわけですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

しまバスさんのほうには従来どおりのバスの運行を依頼しながら、その有償運送という部分の実証実験を行っていきたいと思います。

○2番（倉本富夫君）



そうですね。しまバス2路線で、湯湾から新村まで、一応、3路線という形になるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

路線で言えば、屋鈍線が湯湾までで、宇検線が新村まで行くという、そういう路線になります。

○2番（倉本富夫君）

そうですね。今、結構、しまバスのほうに毎年お金を払ってバスを運行してもらって、やっていてると思うんですけど、今後、また、実証実験で、湯湾までの線が有償運送のほうで賄えるとなったら、一応、湯湾から新村まではしまバスを経由して、で、あとは有償運送みたいな形になってくる。まだやっていないから分らないのか。一応そういう予定ではあるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

このしまバスの公共交通を、どの路線を残すのか、どちらを有償運送にするのかということも含めて、今後、検討が必要となってくると思います。村内の移動もそうなんですけれども、奄美市までの日帰りという部分がなかなかしにくいという村民の声もあるので、どこまでが有償運送で補えるかという部分も含めて、今後、広い意見をいただきながら検討していきたいと思います。

○2番（倉本富夫君）

今後、また、高齢者が増えたりして、車の免許も返納する年代も増えたりとかしていくと思うんですよ。バスはやっぱり、今の現状はやっぱり、ないと使わない、使わないというか、使わない人がいるかもしれないけど、やっぱり必要になってくる乗り物なんで、そこをもうちょい、何だろう、しっかりといろいろなことを考えていただきながら、今後、この実証をやっていく中で、しっかりとまた、そこら辺も含めて考えながらやっていってもらいたいなと思います。

次に、5番目の創生総合プロジェクトのほうなんですけど、ちょっと僕は頭が悪くて分からないんで、もう一度詳しくちょっと教えてもらえませんか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この総合戦略は第2期が終わって、今第3次の計画を作成中です。これは、この計画の最大の目標というのは、もう人口減少に歯止めを打つというのが目標でありまして、午前中の答弁にもいろいろあったと思うんですけども、保育所、そして、小学校の児童・生徒の減少というのが、今のその出生からも明らかにこう見えている部分があります。そういう中で、人口減少に歯止めを打つための計画がこの総合戦略となっております。

○2番（倉本富夫君）

プロジェクトマネジメントをする人材を、していくという計画らしいんですけど、その計画をマネジメントする人材というのが多岐に渡ってくると思うんですが、今、現状でどういう人が必要とか、そういうのは全て、人数というか、必要な人はどういう人かというのは、頭の中というか、その構想の中とかに入っているんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

現在、地域プロジェクトマネージャーですか、の募集をかけているんですけども、やはり、宇

検村の地域性をよく理解してくださる方、そして、人と人をつなげる力のある方というのを項目に挙げております。

○2番（倉本富夫君）

それはすみません、村内で募集しているのか、それとも、村外とかいろいろ種類があると思うんですけど、どういうふうな場所、どういうふうな形で、どういうふうな人を募集しているのか、今分かっている段階で良いんで、ちょっと教えてもらえませんか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この地域プロジェクトマネージャーの募集なんですけれども、総務省の事業でして、人件費は全て交付金で下りてくることになっています。基本的には、地域おこし協力隊と同じような条件なんですけれども、さらには、地域おこし協力隊の経験があって、地域を把握しているという部分でしたら、指定都市から来なくても良いという、その条件が1つ加わってはいるんですが、基本的には地域おこし協力隊と同じ条件で、中央からの募集というのが謳われております。

○2番（倉本富夫君）

中央地区からの募集みたいな、地域おこし協力隊と同じような形ということなんですけど、14集落それぞれの実情、人間関係を深く理解して書いているけど、なかなかね、集落外、村外に住んでいる人もですけど、あんまりそういう詳しいことを言われたらいいと思うんですけど、これについてはどう思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

中央からいらっしゃる方がそのままIターンとは限らず、Uターンで島を理解している方、もしくは関係人口ということももちろん考えられます。先ほど申し上げたように、中央からこちらのほうに来て、地域おこし協力隊として理解をしている方も対象となるという部分では、広く公募をかけて、応募者が多ければ、また、再度検討が必要とはなってくるんですけれども、そういう人材を導入しながら人口減少に歯止めを打つ、その施策を手伝いをしていただくという、そういう方針で今、募集をかけているところです。

○2番（倉本富夫君）

すみません。ちょっとあんまり意味が分かっていないんで、もう一回、一から順にちょっと詳しくお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

地域おこし協力隊であったり、この地域プロジェクトマネージャーであったり、これは国の施策となります。中央で活躍するその人材を地方にという部分で、地方の発展、地方創生が国の発展であるという総理の指針も出たところだったんですけれども、地方に対してのすごい手厚いそういう仕組みという部分は、今、国のほうが打ち出しているところです。その仕組みをこう利用させていただいて、外部の力をこう行政に使わせていただくという、そこに手挙げをして、こう募集をかけるという流れになっております。

○2番（倉本富夫君）

今、言われたことは理解できました。そのうえで、宇検村の14集落の人間関係とか実情をしっかりと分かっている人が良いという感じの募集をするんですよね。しているんですよね、今。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい。おっしゃるとおりです。

○2番（倉本富夫君）

これは一応、今年度からの、令和7年度からの募集になっていくと思うんですけど、来ると思いますか。いや、本当に、何だろう。ちょっと条件が狭すぎてというか、なかなかこういう人いないと思うんですけど、やっぱり、もうちょい、いろんなね、分かってもらえるよう、分かてもらえるようなというか。あれ、何て言えばいいのかな。宇検村の良さを分かてもらえるような人を呼ばないといけないというのは分かるけど、一応、来ると思いますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

広く募集をして、それが結果はどうなるかというのは、今、お答えはしかねるんですけども、地域おこし協力隊であったり、外部からの人材というのは、今、宇検村はすごく必要と感じております。ですので、広く募集をして、実際に宇検村に来ていただいて、また、宇検村で活躍する人材というのは、その地域プロジェクトマネージャーのみならず、地域おこし協力隊にしても広く募集をして、今後増やしていければと考えております。

○2番（倉本富夫君）

しっかりと、そういうのが来れるようにいろいろと条件はつけないといけないと思うんですけど、その条件の、今、最近、地域おこし協力隊も募集、各課でもしていると思うんですけど、なかなか人が入ってこないっていう状態になっていると思います。なんで、しっかりと精査していくのも当たり前だと思っているんですけど、やっぱり、島に、宇検に興味を持ってもらって、やっぱり、初めてのことだと思うんで、しっかりと対外にアピール、宇検村へのアピールとか、いろんなものもしてもらいつつ、やってもらいたいなと思います。本当に、旅行部門のところでも話したんですけど、そういう良さを知って初めて、やっぱり、こういうのに応募してくると思うんで、そういうのもしっかりと活用して、いろいろなものをこうひっつけながらやってもらいたいなと思います。

次に、公社のパーク問題なんですけど、大島支庁、元気の出る公社、事業所と協議を行い、契約解除の合意をいたしたところでもありますということですが、これはそのパークのことに関しての契約の解除なのか、また、場所全てに関しての契約解除なのかというのをまた、お聞きしたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ただいまの質問ですが、パークの購入契約、これの分に関しましての解除です。占用料は、あれは多分1年間の契約だったと思うので、3月いっぱいまでの占用料はいただくようになっております。

○2番（倉本富夫君）

じゃあ、来年度からまだどうなるかというのも、契約はしていないということになるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

契約というのは、占用に関しましては、まだ、林業自体はまだ継続されて、しているので、それに対して、その場所を使うというのは、また、4月以降、今のところは多分話がないので、継続して申請を出されるんじゃないかと考えています。

○2番（倉本富夫君）

そうですね。パークのほうに関しては、引き続き、村外の2業者から購入及びまた、粉碎機を購入するということなんで、ようやくこれでパークについての問題は少しは改善されたかなと思います。価格についても、今年度また、機械が入っていろいろした後には決まってくると思うんですけど、なるべく村民のニーズに合ったような金額でお願いしたいなと思います。

次に、鳥獣被害対策についてのことなんですけど、自分も今、猟友会に入っています。猟友会、本当に人数が少ないんじゃないです。だいぶ高齢化してきています。狩猟免許を持っているのは37人と書いているんですけど、猟銃の免許を持っているのが今、現在6人しかいません。6人でも、そのうち1番若いのがちょっと僕で、その次に若いのが、もう自分より5つぐらい上の方になってくると思うんですけど。やっぱり、何だろう、いろいろと自治体とかでも、自分たちも回るんですけど、なかなか、猟銃の免許を持っている人というくくりを多分、自治体の中でも設けているのかなと思うんですけど、なかなか、いや、何だ、高齢化、周りが高齢化していて、行きたいときに行けないとか、そういう感じにもなってきています。なんで、今後、狩猟免許を取る方に関して、罟は1年に1回で、罟も鉄砲も1年に1回の新規で免許は取れていくと思うんですけど、何て言えば良いのかな、今後、やっぱり、猟銃のほうもやっぱり、増やしていかないといけないと僕は思っているんですよ。シシの駆除をするにも、大きいのが取れたら鉄砲の人を呼ぶとか、そういう感じに、多分、大きいのにマキ打ちとかなかなかできないんで、やっぱり、猟銃は必要になってくると思うんで、そこら辺をちょっと助成して、助成とかいろいろ補助金とか出して、免許を取ってもらう人を増やしてもらいたいなと自分的には思うんですけど、ちょっとどうお考えでしょうかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃったとおり、免許を持たれる方がだいぶ高齢化が進んで、返納されたりとかいう事例も聞いております。今、実際、自治体のほうで3名の方が活動していただいておりますが、まず、その猟友会の登録されている27名の方で、今後、去年とか今年のように実施隊の出動が多くなるようであれば、そこの加入の実施隊に対しての活動を一緒にしてもらおうという推進をしながら、今後、ほかの市町村とかにも確認をしたんですが、大島群島の中では狩猟取得に関しての助成を行っているところは、現在のところ、どこの市町村もないみたいなので、そういったところは、今後、そういった地域の課題として現状を把握しながら検討をしていきたいと思っています。

○2番（倉本富夫君）

時間をかけて取るのが罨で、すぐに見かけたら、見かけたらすぐに撃てるっちゅうのもちょっと言い方おかしいんですけど、いろいろと安全を配慮して、すぐにちょっと、やっぱり、駆除をできるのが鉄砲と自分は思っているんですよ。いろいろと今、鳥獣被害とか話あって、柵をしているから大丈夫じゃなくて、やっぱり、その個体を減らすことによって、何だ、結果が出てくると思うんで、是非、本当に若い人なり、今までやっていた人も、免許返納した人とかも多分、鉄砲、かなりいるんですけど、何だろう、みんな維持費とかもやっぱり、高いんで、なかなか山に行かないのに鉄砲を持っていてもって返す人とかもいらっしゃるんで、やっぱり、撃つように、撃つようにって言ったらおかしいか。まあまあ、狩猟に行ってもらって、ちょっとでも被害を減らせられるようにという考えで、新規の人たちにも一応、その実施隊で参加してくださいというくくりを持ったり、あと、今持っている方に対しても、俺が言うのもちょっとおかしいかもしれませんが、年間の維持費が5万ぐらいになるんで、やっぱり、そこら辺も何とか減らせるようにとか、で、今後また、猟に行ってもらえるような環境を作るとかいうのも必要だと思ってくるんですけど、村長、どう思います。

#### ○村長（元山公知君）

今まで我々も、我々と言うか、私の感覚で言いますと、やはり、猟とか猟銃の取得とかいうのは、本当失礼ながら趣味の範囲とばかり、今、解釈していたんですが、やはり、もう今のこの鳥獣被害とかそういうのがこう出てきますと、やはり、先ほど議員がおっしゃったように、個体を減らしていくことが大事とか、そういうこともありますので、そういうふうな防除の面から、また、どういうふうに対策していくか、また、我々ができることはないかというのを考えていきたいと思います。また、新規の取得に対してというのはちょっとなかなか難しいと思うんですけども、例えば、更新とかそういうふうなのはちょっとまた、されている自治体もあるとかいうのを聞きますので、また、ちょっとその点はちょっと協議して、また、回答させてください。お願いします。

#### ○2番（倉本富夫君）

自分も今、猟友会で多分一番若いんですけど、一緒に猟に行く仲間も今いません。何だろう。やっぱり、個体を減らすのが大事だと常日頃からやっぱり、いろんな人からも聞いて思っているんで、なるべくその被害に遭う前になくすというの心がけて、今後も猟友会も盛り上げていきたいなと思います。

以上です。

#### ○議長（喜島孝行君）

これで2番、倉本議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時25分といたします。

休憩 午後 2時11分

---

再開 午後 2時25分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、肥後議員。

○5番（肥後充浩君）

場内の皆様、こんにちは。昼間で一番短い眠たい時間ですけど、頑張りましょう。

通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますが、その前に一言、所見を申し上げたいと思います。新年になりまして初めての議会であります。村民の皆様には、この1年が良い年であるとともに、健康で過ごされますように祈念いたします。世界ではまだウクライナやパレスチナなど、侵略戦争が起こっております。紛争解決の早期解決を心より願っております。多くの犠牲者が出ておりますが、犠牲者の方々に哀悼の意を表したいと思います。1日も早く平和な日が来ることを祈願いたします。また、2月末より山林火災が岩手県の大船渡市で起こっております。鎮火が早急にできることを願っております。明るいニュースといたしまして、今年1月19日に行われました、男子都道府県駅伝大会におきまして、本村の男子中学生が鹿児島県を代表いたしまして出場いたしました。上位の成績を残されまして、これからの活躍を大いに期待し、応援を行っていききたいと思います。村民生活ではまだ、感染症などが見受けられますが、幸いにして宇検村においては、大規模な感染が見えません。誰もが感染してもおかしくない状況です。引き続き、十分に手洗いやうがい等の感染予防対策を行いながら、日常生活をお願いしたいと思います。皆さんがそれぞれで健康に留意して、村民みんなで笑顔が見える宇検村をつくっていききたいと思います。頑張りましょう。それでは、一般質問に移りたいと思います。

同僚議員と同じ質問が多少あります。なるべく重ならないような質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、今年度の施政方針について伺いたいと思います。農業振興についてですが、K—G A P 取得に向けたブランドとあるが、現在のK—G A P の品目とその取得農家数は何人になっているのか、また、昨年のK—G A P の新規取得者は何人なのか、教えてください。

2点目に、昨年9月議会でも質問しましたが、試験栽培を行ったソバですが、答弁では阿室地区において実証を行うという答弁をもらいましたが、実際に播種を行ったのか、その結果はどのようなものであったのか、お答えをください。

3点目に、鳥獣被害対策についてですが、今年度の農産物へのカラスとヒヨドリ被害は多く見られたと思います。施政方針では鳥獣被害対策として、カラス箱罟を設置と書いてあるが、何箇所の計画をしているのか、また、今年のヒヨドリの被害は把握しているのか、ヒヨドリへの被害対策の検討はしていないのか、お答えください。

次に、粉碎機購入についてですが、昨年の9月議会でも質問しました。また、農業用大型機械運営委員会が開催されましたが、運営委員会においては購入に賛成の意見が出ておりました。予算書がまだ配付されていない時点での通告書の提出ですので、購入計画の話はどのようなになっているの

か、お答えください。

次に、観光振興ですが、昨年度より新たに公社に旅行部門ができておりますが、その進行状況はどのようになっているのか、また、いつの時点から公募を行うのか、その内容はどのようなものなのか、計画なのか、そのプランの数はいくつほど計画しているのか、教えてください。

6点目に、交通基盤整備について質問いたします。赤土山（トンネル）と昨年より明記しておりますが、議会・行政とも同じ方向で国や県へ要望しております。先ほど、2月にありました南部議員大会において、今後の計画として、他の町村の計画が聞こえてきました。本村においても早急に要望活動を行わなければなりません。そこで、今年度実施予定の活動計画はどのようになっているのか、お答えください。

次に、子育て支援についてですが、可愛しゃんくわあまがぁば旅すむろプロジェクトを進めるとあるが、実際どのような活動をするのか、教えてください。

次に、前にも質問いたしましたが、宇検村振興育英基金について、議会には運営状況の報告がありますが、村民の方々には知らない方もいると聞いております。今年度の申し込み状況を教えてください。また、過去5年間の貸付件数と金額を教えてください。

あとは通告席にて再質問いたします。

#### ○議長（喜島孝行君）

ただいまの肥後議員の質問に対して答弁を求めます。

#### ○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えいたします。まず、施政方針についての1点目の農業振興において、K—G A P 取得に向けたブランドとあるが、現在のK—G A P の品目と取得数は、また、昨年の新規取得者数は、とのご質問ですが、現在の認証品目は、マンゴー、卵、トマトの3品目であり、それぞれ4戸の農家からなる組合と2事業所で取得しており、マンゴー、卵においては、令和7年に長年にわたり認証取得をしてきた団体・個人にK—G A P マイスターとして県の認定に向けて取り組んでいます。認証基準である安心・安全の考え方として、生産・栽培基準に適合した生産管理、または、栽培管理がなされ、適正に管理された施設等で集出荷が行われることにより、生産履歴等の記録、保存の確実な実施、消費者の疑問、もしくは、質問等の事態が速やかに対処できるなど、消費者の信頼を得られる体制が整備されていることを、第三者機関が審査・認証を行うものとなっています。また、昨年度の新規取得者数はありませんが、前述の安心・安全な農林水産物の生産に取り組む農家の育成支援に努めていきたいと考えております。

次に、2点目の、昨年のソバの実証実験の検証結果はどのようになっているか、とのご質問ですが、先ほどの同僚議員の質問でもお答えしましたが、今年度のソバ栽培実証につきましては、大型機械の故障が、大島本島内での修理ができず、圃場の準備期間に機材利用が困難となり、栽培に至ることができませんでしたが、現地適応性については関係機関から得る情報も多く、今後のサトウキビや景観改善植物と併せて、スマート農業の可能性を探るための穀類としての意義のある選択肢

の一つと考えています。今後は、気象条件や機材調整に対応した代替品目の対応も考慮した、農地利用のモデルを検討したいと思います。

次に、3点目の鳥獣被害対策としてカラス箱罟を設置するとあるが、何箇所ほどを計画しているのかとのご質問ですが、カラスの箱罟については、現在、2基設置していますが、昨年12月の区長会でも各集落から被害状況と箱罟の要望の聞き取りを行いました。令和7年度に県へ鳥獣被害対策実践事業の予算要望を行っており、新たに1期の設置を行う予定です。

次に、今年のヒヨドリ等の被害は把握していないのかとのご質問ですが、具体的な被害面積、金額の算出は、カラス等の他の鳥類との被害仕訳が不可能なため、難しい現状であります。

次に、その対策等の検討は行っていないのかとのご質問ですが、対策等については、ヒヨドリ等の隠れ家をなくすため、圃場周辺の伐採の周知徹底や防鳥網にて農作物をすっぽり覆う等の対策を検討していますが、保護鳥への影響が懸念されるため、慎重に検討していきたいと思います。

次に、4点目の、元気の出る公社の堆肥生産において、必要な粉碎機購入計画はどのようになっているのかとのご質問ですが、現在、堆肥の原料となりますパークの購入につきましては、元気の出る公社の経営におきましても、資材の購入費、運搬時間、それに係る人件費等、当初の予定からも多大な負担となっているところであり、昨年12月に行われた宇検村農業用大型機械運営協議会でも、多々ある農業機械の中においても粉碎機を最優先に購入すべきとの意見もあり、令和7年度の当初予算にて予算計上したところであります。

次に、5点目の観光振興において、昨年度から公社旅行部門の進捗状況は、いつから公募等を行うのか、また、プランの数は、とのご質問ですが、元気の出る公社旅行は、去年10月に旅行会社として旅行商品を正式に販売できるようになったため、11月に開催されたやけうちどんと祭りの際、体験メニューを創成し、旅行商品として販売しております。集落歩きやナイトツアー、ケンムン巡りなど9つのメニューに39名が参加しました。これを皮切りに、2月も民間団体から企画を依頼され、バスツアーの商品を販売しております。今後も宇検村ならではの体験メニューが宇検村観光物産協会を中心に造成されていくものと思われます。

次に、6点目の交通基盤について、赤土山（トンネル）は昨年より明記してあるが、今年度の実施予定の活動計画はどのようになっているのかとのご質問ですが、まず、去年は県、瀬戸内事務所や環境省、奄美群島国立公園管理事務所と、再実施に向けての必要性の検討や国立公園区域内で行う道路事業の手続き等の協議を行いました。先月には、以前より発足されていた宇検村赤土山バイパス整備促進期成同盟会に出席いたしました。行政、議会、民間団体が一体となり関係機関へ要望活動を行っていくことを再確認し、相互の情報共有を図り、先月末には、県知事へ要地方道、湯湾新村線のトンネル建設早期実現についての要望を、議会議長、促進期成同盟会会長、副会長とともに要望書を手渡してまいりました。今後の活動計画予定も各団体や議会と協力しながら、執行部や関係機関に認識していただけるよう、積極的に要望活動等を行っていきたいと考えております。

次に、7点目の子育て支援について、可愛しゃんくわあまがぁば旅すむろプロジェクトを進めると



あるが、実際どのような活動を行うのかとのご質問ですが、8月の夏休み期間中に村内の中学3年生を対象として、横浜市で職場体験プロジェクトに参加します。現在、中学校の教育課程の中で、本島内の事業所への職場体験を実施しておりますが、奄美大島にはない、様々な職業に触れ、見識を広げることで、子供たちが将来的に宇検村とどう関わっていける可能性があるのかを学んでほしいと思っています。また、大人になることに対して夢と目標を持てる体験や、義務教育終了が近づき、自分の進路と改めて向き合う時期であるため、自分の将来像を描くうえで刺激となるような機会を提供することを目的としています。財源につきましては、クラウドファンディング型ふるさと納税で確保しております。

次に、8点目の宇検村振興育英基金について、今年度の申し込み状況は、また、過去5年の貸付件数、金額はとのご質問ですが、今年度の申し込み件数につきましては、高等学校進学が6件で、短期大学、専門学校も含む、及び大学進学生につきましては5件の申し込みがありました。また、過去5年間の貸付状況についてですが、令和2年度が14件で貸付金額が342万円、令和3年度においては16件で468万円、令和4年度、21件の貸付金額が900万円、令和5年度、21件で1,056万円の貸付があり、令和6年度が22件で1,122万円の貸付状況となっております。以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

まずは、K—G A Pについてですけれども、新たに規格を取得したのではないということですが、も、どういった品種を、新たなK—G A Pを取得させるものと考えているのか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほどの村長の答弁でも述べましたが、現在のところ、取得されている団体はマンゴーの生産組合の4農家と、卵、そして、トマトとなっております。現在、村で推奨をしているのは、マンゴーを生産されてる方にこのK - GAPの認証制度を活用していただいて、認証を受けるというところを進めておりますが、施政方針でもありましたとおり、奄美大島のブランド確立の事業により、今後、タンカン認証についても推進をしていく方針であります。

○5番（肥後充浩君）

タンカン、津之輝等も入ると思うんですけども、やっぱり、取得には、面倒くさいと言ったら悪いんですけども、いろんな段階を踏んで認証されると思うんですけども、この認証についてのその期間というのはどれぐらいを予想してるんですか。もし新規でそういう方がいらっしゃったら。

○産業振興課長（柳 栄治君）

このK—G A Pの認証につきましては、生産記録の管理、記録を残すということと、あとはまた、帳簿類の報告、そして、また、立ち入り検査があった場合にはその協力をするというところがあります。また、それに対して、農薬のどういうものを使っているとか、そういったところも常に報告しながら、毎年更新を行って、今、長い方でもう11年なる方もいらっしゃるんですが、申請

に関してはそういう県に申請をするための書類作成等を役場のほうと一緒にやって作成し、認証を受けた方はもうそれぞれ、県のほうに報告しているという形をとっております。

○5番（肥後充浩君）

これまで11年間取っていた方がいるということですが、その方は、やっぱり、それを持っていることで何か違って収益が上がったとか、その価格に跳ね上がったとか、そういったのはあるんですか。その辺の検証はされていないですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

まず、このK—GAPの認証というもののメリットとしては、やはり、こういう認証を受けていることによって、その品目の信頼性が一番向上するというので、認証を受けていることによって、私はこういうものを作っていますという市場へのアピールや、個人で販売される方に関しまして、そういう認証を持っていることで、そういった検査を受けています、こうやって完了しているので、もしクレームがあっても、こういう経過で作りましたのでという迅速な対応をすることができるといようなメリットになっています。

○5番（肥後充浩君）

それは分かるんですけども、一応、今年からでも良いですので、マンゴーの名瀬の市場へ出したときに、他の町村でK—GAPを持っていないところと、結局、今、市場でセンサーのタンカンとそうでないタンカンとが分かれていますので、そこでは完全に単価の差がつくんですよ。ついていません。だけど、やはり、これをするによってそういったことができるんだったら、たくさんの方々に、タンカンの方々にも、あなたたちもK—GAPを取って、単価を上げて儲けてくださいということが言えるんだけど、その辺の実証ができていないとなかなか、大きな農家の方々にそういったことも勧められないと思うんですよ。で、それともう1つ聞きたいのは、更新のときにどんな手続きが必要なのか。毎年更新なのか、それとも3年に一遍ぐらいの更新なのか、ちょっとその辺を先に教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど更新というふうに申し上げましたが、報告事務としましては、毎年そういったものを記録として残して報告するという形になっております。市場のほうでその認証を受けている方とそうでない方の価格をというところに関しましては、直接市町村とかそういったところが関与しているところは少ないと思うんですが、あとは消費者の方がそれを買うときに信頼できるものを購入するためにどちらを選ぶというところの基準にはなると考えています。

○5番（肥後充浩君）

これは良い制度ですので、たくさんの人に私も入ってほしいと思うんですよ。ですので、ここでやはり、メリットを出していかないと、多くの方々も、同じだったら別に取りんでも良いかな、そんな面倒くさいことしなくても良いかなというように形になりかねないと思うので、やはり、そこはちゃんと、これをするによってこういう値段の差があるんですよというように、市場

調査とかそういったのを1年ぐらいかけて、やっぱりして。だから、新規農家の方々にアピールするのがないから、俺は去年も0だったと思うんですよ。栽培している農家も、マンゴーなんかはいないだろうけども、多くの新しい方が。しかし、これからマンゴーとか津之輝の方々をK-GAPに入れるんだったら、やはり、そういった努力もして、ちゃんと目に見える形でメリットがありますよということを教えてやるべきじゃないかと思うんですけど。だから、この1年間でもかけて調査をしながら、何か、ここに今あるのはもうマンゴーと卵、卵はどうかなと思うんですけど、トマトとかその辺は1年かけても調べて、その差額というのがどういうふうなのかというの、することはできないですか。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

その価格の違いとか、そういったものに関しましては、今後また、調査を行って、取得されている方とそうでないところにどういうまた、差があるのかとか、そういったところはまた、検証が必要だと考えます。

#### ○5番（肥後充浩君）

それと、パッケージが多分、K-GAPのパッケージは俺見たことないんですけども、マンゴーの箱にそういったの何かありますか。

#### ○産業振興課長（柳 栄治君）

タンカンにつきましては箱を補助しておりますが、マンゴーに関しましてはふるさと納税で返礼品として返す方の箱は提供しております。そうでない方は多分、個人で使われていると思うので、それは村として売り出すというよりも、それを作っている農家の方が自分たちで認証を受けていますというところですので、そこはまた今後、検討していきたいと思います。

#### ○5番（肥後充浩君）

多分、というのは、マンゴーの農家は少なくて、がっしりと固まっていて、今もう6件ですかね。4件ですか。その方々以外にはなかなか作ろうという方々いないと思うんですけども、これからタンカンや津之輝等はたくさんの農家が作っていますので、自分もそれに入りたいというときには、やはり、パッケージが違うようなパッケージをやはり、出さないと、同一になってしまうので、その辺はやはり、検討して、ちゃんと村が進めて取ってもらった認証を、やっぱり、全国にもアピールするためにはそういったことが必要だと思うんですけども、その辺は今年1年かけてでもやる気はないですか。村長、どうですか。

#### ○村長（元山公知君）

ありがとうございます。今までマンゴーの方々のK-GAP取得されている方々が、しっかりとまた、そのK-GAPマイスターに向けてまた、こう取り組むということで、本当にまた、ありがたく、また、卵、失礼しました。トマトですね。あるんですけど、やはり、今までそのタンカンの、今、私、思っていた、選果場で選果をして、で、光センサーで良以上のものにはブランド協力金として作ったというのもあったんですけど、今はもうやはり、K-GAPとしてもすごいこの認

証を受けているということなので、また、そこはしっかりと考えてというか協議して、また、庁内で、そこはまた、この1年間では、結果、また、本当、成果というか、協議した結果をちゃんとしっかりと報告したいと思っています。で、今後、タンカンのK—GAPということで、私も今、市場の値段とかそういうのを見たときに、光センサーを通した一番最高級のものが、やっぱり、今までの経験値のある方々のものが、光センサーを通していない方のほうが上に値段がついているときがあったときに、ちょっとそこは私としても何か、若者がこう、良いものを光センサーを通してしっかりと認証を受けたのにもかかわらず、一番上の値段がつかなかったということも、今後はちょっとあまりこう、是非、個々の、光センサーを通したものを評価してもらわないと、光センサーを通す意味もなくなってくるかなというふうにも思っていますので、そこはもう奄美大島全体で考えて、市場の価格もそうですし、肥後議員もおっしゃったみたいに、K—GAPを出したときにはやはり、K—GAPのほうが値段がつくとか、そういうふうなのを市場全体、奄美大島全体で考えていかなければいけないなと思っていますので、また、そういうふうな機会があるときにはしっかりと5市町村長の会議の中でも訴えていきたいなと思っております。

○5番（肥後充浩君）

是非、よろしくお願いします。そうすることによって、やはり、宇検村ブランドも確立するだろうし、いろんなところでも、やはり、我々としても鹿児島県の認証も受けているんだよということも言えますので、是非、その辺は検討して、農家の少しでも、1円でも収入が上がるようなことをお願いしたいと思います。

次に、ソバについてですが、去年は機械が故障したということですが、これは、機械は、種まきの時期は何月で、機械が故障したのは何月なんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

秋まきについては9月にまく予定でしたが、壊れた機械は、耕耘、土を堆肥を混ぜたりとかそういうする段階で、公社のトラクターが、オイルのほうが悪くて、その修理がなかなか発注のときと間に合わず見送ったという経緯です。

○5番（肥後充浩君）

大型機械は数が、宇検村が持ってる数はもう少ないですので、その辺はもう早急に買い替えとか修理とかいうのが、代替機があるようなのをまた、お願いしたいと思います。でないと、この時期になるとサトウキビの刈り取りだから、耕しからいろんなことで使いますので、是非、その辺は気を付けて運行してほしいと思います。阿室地区で、今年はしなくて、7年度にまた、春まきでするんですか、秋まきでするんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

春まきは通常ですと1月から2月にかけて行うものでありますので、今年の予定は、秋まきを行ったうえで、その結果を見ながら来年の春まきを検討していきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

芦検地区ではまだ、もう一度同じ場所でまく予定ですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

前回試験をした圃場の方がその後、また、サトウキビを植えられるとか、そういったところも話も聞いておりますので、そういった、畑を使わせていただけたところとの兼ね合いも見ながら、また、必要であれば公社のほうで開所を行ってその面積のほうは確保したいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

これ、あくまでも試験栽培ですので、できたら、もう1回春まきを同じところでしないと、試験的に、前回、春は良くて秋はダメだった、だから今回は春は良くてまた秋もダメだったとなると、やっぱり、秋まきにはそぐわないな、春まきだけで良いなということできると思うんですけど、また、場所が変わると、また、ちょっと何か実験的なのが新たに始まるような感じがして、その辺はやはり、場所選定も3年だったら3年借りられるようなところを選定してほしいと思います。それと、今回5年から始めていますよね。一応何年までする予定に、実験として、3年なのか5年なのか、もうそろそろ、それをはっきりさせても良い時期じゃないですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほどの議員の質問でもお答えしましたが、村としましては、平成5年に行いまして、平成6年には実証できなかったということもありますので、最低でも5年間、あと3年間のほうは検証をして、それが宇検村のほうに向いた作物なのかというところを検証していきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

ということは、令和10年までということの良いんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

平成7年、8年、9年、できなかった1年も含めて5年間で考えています。

○5番（肥後充浩君）

今、10年が出なかったけど、令和10年で良いんですよね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

そこは5年というふうに申し上げましたが、平成7年からの3カ年の経過を見ながら、そこで再度実証が必要なのか、もうすぐそこが栽培のほうに移行できるのか、そういったところも見ながらとは思っていますが、一応5年間ということですので、令和5年から9年で5年ですよ。そこを期間として考えております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。私も前のときに、3年から5年は必要だろうということ、この議会でも、それは実験だから良いんじゃないですかということと言った記憶があります。ですので、ここで再確認して、終わりの年度を切っとなないと、これがだめだった、これがだめだったからって言って次々延びていっても困るので、そうじゃなくて、やっぱり、こういったのは5年だったら5年で実証結果を出して、皆さんに勧める。いや、これはやっぱり、宇検村にはそぐわないというのも5年では出ると

思うので、令和10年で是非、完結させるようなことをお願いします。それと、場所を変えたと言いますけども、まずは、もう2年前でソバにした、ソバに選定した理由は、間にできるからということで選んだんじゃないかなかったですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

転作の部分に関しても向いているという話はありませんでしたが、遊休地を解消したうえで、そこで作物をとると、サトウキビとかに関しましても、その苗の確保とかそういったものがある程度限られているところもということもありますので、そのサトウキビとかができない場合に、代わりにどういった品目が向いているかというところを検討、協議したうえで、何年か前にソバを1回実証したということもあって、今回も1回ソバをチャレンジしたらということになりました。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。是非、その初心、最初のその考え方からぶれていかないようなことをお願いいたします。

次に、鳥獣被害ですけども、新たにカラス箱を1基ということですけど、この1基はどこにするのか。それで、合計3基になるんですよね。で、その前の2基の場所までお願いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

カラスの箱罾につきましては、現在継続として行っている部連のほうに1カ所、先月、湯湾の仲田地区と石良の稲戸地区の間の旧農道のほうに小型の箱罾を設置しております。今年要望した1カ所につきましては、県から採択をいただいたら、前回の区長会で要望があった生勝地区を優先して設置していきたいというふうに考えております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。区長会ではやっぱり、たくさんの要望が出たんですか。設置の要望が。被害の要望は出ているかもしれないけど、設置の要望は出たんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

設置にあたりまして、やっぱり、ネックとなっていますのが、捕獲したカラスをどう駆除していくかということもウェイトを占めるものですから、条件としては、その駆除まで集落もしくは農家、水土里サークルとかで行っていけるところをという話を区長会でお願いしたところ、1集落から要望が上がってきたということになります。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。やはり、処理とかそういったのも大変な事業ですので、その辺は各集落の区長さんも分かってくれたと思います。しかし、また、今後、必要とする集落があったら、是非、また、それにすぐに対応するようにお願いしたいと思います。

それと、ヒヨドリなんですけども、私はちょっと捕って良いヒヨドリと捕って悪いヒヨドリがいるというのを聞いていたもんですから、網にかかったら、それは捕って良いヒヨドリだから皆さん食べなさいということを私はあちこちで言っているんですけども、それは何か間違えとったみ

たいで、全てヒヨドリは捕ってはいけないということなんですけども。防鳥網を農協で購入したら、それを補助できるような、1個100円でも良いし、その補助の仕方はいろいろあると思うんですけども、木1本に1つだいたいかけますので、多いところでは30個買ったりする農家もいますので、その辺の補助をするような、ただし、名瀬で買うと誰が何に使ったか分からないので、ここの農協だとある程度農家さんの顔も分かりますので、その辺のそういった補助の仕方は、ヒヨドリに対して、ヒヨドリ、カラスに対してできないのか、考えられないのか、お願いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

この資材購入費補助に関しましては、村内農協とか名瀬とかのそういったホームセンターとかで買われても、領収書を添付されれば2分の1の補助を行います。その申請をいただいた場合は、現地で確認をして、それがちゃんと設置されているかというのを確認してお支払いをするという形になっておりますので、今後はまた、周知をして、そういった対策について取り組んでいただけたらと思います。

○5番（肥後充浩君）

それは、イノシシ網だけでなく、ヒヨドリ用のカラスとか鳥用のその防鳥網にもそれは適用するということによろしいんですね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

鳥獣被害対策という形の補助ですので、イノシシ、カラスに関わらず、そういった被害に対して活用していただける補助となっております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。ありがとうございます。私はちょっとその辺を、イノシシの網だけということで理解していたもんですから、他の方々にもまた、それは伝えていきたいと思います。それと、そのヒヨドリとかカラスとかの予防で、網も予防なんですけども、昔、ヒヨドリよけにこういう機械で、その機械の中からヒヨドリが嫌う声が、ギャーとかそういったのが出て、一時的に追い出すようなのが昔、10何年前にあったんですね。それを役場が買って、そして、農家に試して使ってくれということで配付されたこともあったんですけども、やはり、今時代が進んできていますので、そういったものの空砲、ししおどしみたいな空砲もありますし、いろんな形のものが網だけでなくであると思うんですよ。声も一定だけじゃなくて、慣れてしまうとまた、別の声が出るような、そういったものもありますので、その辺は、今年、7年度に予算がそういったのを買って役場で実証して、鳥だけでなく、網だけでなく、他のにもそういったことを進めるような施策はできないですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ただいま議員からあったような、音を鳴らして撃退させる方法や、また、レーザーポインターなどで追撃するとかいう方法もありますが、この件に関しましては、大島本島内、群島内でも課題となっておりますので、そういったところをまた、ほかの市町村と協議しながら、そういった効果と

かそういったのを踏まえたうえで、対策につながるような施策を考えていきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

まだそういう情報等はやはり、ちょっとでも流してもらわないと、農家は、まあ言えば4年に一遍、我慢すれば良いが、来年はヒヨドリは来ないがと思っている方々も多くて、今年はもう仕方ないというふうなこともなりますので、是非、役場としても広報等を通して、今現在、こんなことをしているみたいなことも、村民の方に知らしめたほうが少しは良いんじゃないかと思っております。是非、その辺もまた、検討してください。いろんな方法があると思います。今もうこれだけ世の中が進んできていますので、その辺もまた、時代に負けずに皆さんの知恵を絞って農家のために1つでも進めてください。

次に、去年の粉砕機についてですけれども、去年の9月にも質問しましたけれども、今年度4,000万ついています。それで、今年まだ予算は通っていないんですけども、今後のだいたいの見通し、何月に予算が通ったら何月に発注して、何月頃機械が購入して、その機械の置く場所とか、そういったの計画はなされているのかどうか、その辺どうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

粉砕機に関しましては、令和7年度の当初予算のほうにて計上しております。予算のほうが通りましたら、早急にまた、発注手続きをしないと、価格も毎年上がっていくというところもありますので、新年度になったらまず、見積もりのほうを各業者から取り寄せて、入札の手続きを取りたいと思います。粉砕機に関しましては、4,000万近い高額な備品となっておりますので、議会の承認をいただかなければなりませんので、6月議会のほうには間に合うように発注をして、また、発注した段階では、それが納入されるまでの期間、それから制作したりして、年度内に納入できるかということも課題はあるんですが、その中でまた、設置場所とか運営方法等は大型機械運営協議会の中で協議をさせていただきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

是非、そういうふうに早急に全体計画を立てて、して、設置場所とかも搬入前には是非、みんなで良い場所を作って、稼働がすぐできるような体制を是非、お願いしたいと思います。

次に、観光振興についてですけれども、施政方針では去年の12月議会で民間宿泊所が足りないということも言っていたんですけども、今年のこの9組ですかね、9つのメニューというのはだいたいどういう組み合わせのメニューなんですか。それが分かれば教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

今回販売した体験メニューは、どんと祭りと抱き合わせてやったので、宿泊を伴わない体験メニューということで販売しております。

○5番（肥後充浩君）

ということは、どんと祭りをみんなで見よう、そして、夕方まで見せて帰るという1つのメニューだけなんですか。何と何かを組み合わせ、どんと祭りを見て、そういう、どういったメニューが9



つのメニューなのか。

○企画観光課長（辰島月美君）

午前中、宇検集落を探索をして、クルマエビの料理を食べて、夜は花火を見る、そういうコースを9つ。そのパターンだけではないんですけども、箸作りをして、集落歩きをして、夜は確保されたその観覧席で花火を見るという、そういういろいろなメニューを9つ販売しております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。それに合わせて、今後、私が提案したいのは、宿泊型で、それをふるさと納税の返礼品として、1つのメニューとして出して、で、割と大きく、高い金額でもどんと祭りを見ながらだったら、そういったのが来るといいますので、そういったの方法も是非、考えてほしいと思います。そして、やはり、体型メニューは、タンカンの収穫とか、キビ刈りとか、やっぱり、新聞で出ているようなことも是非、必要だと思いますので、パッション農家の、6月、7月のその時期も、パッションもありますし、何か探せばまだ実はいっぱいいついていっていると思いますので、是非、その辺も偏らずに、月々に偏らずに、12カ月間できるようなメニュー対策をお願いしたいと思います。今のは要望ですので、是非、お願いします。

県道のバイパス関係ですけども、この宇検村赤土山バイパス促進期成同盟というのは、これ、いつできたんですか。

○村長（元山公知君）

これは看板にも書いていますとおり、以前からその活動していたということだったので、やはり、その名前はそのままのほうが良いという判断で、再結成というか立ち上げていただきました。その中で私どもも参加させていただきまして、そこで一体となって要望活動に取り組んでいこうということを、民間の団体として、また、議会として、行政として、その一体として取り組んでいこうということで立ち上げていただきました。

○5番（肥後充浩君）

これ、私だけが聞かなかったのかもしれませんが、議会で私はこれ聞いたことなかったんですけども、この同盟の話は。だから、どういった方々が入っているのかなということでお聞きしたいと思っていたんですけども、議会からは議長が出られたんですか。

○村長（元山公知君）

はい。議長も出席しました。

○5番（肥後充浩君）

これ何名ぐらいで組織されているのかな。

○建設課長（栄 平四郎君）

期成同盟会のメンバーですが、宇検村商工会の会長さんが会長になります。副会長に宇検村建友会の会長、会員として、宇検村の漁協協同組合の組合長、JAあまみの宇検支所長、あと、宇検村観光物産協会会長と、あと、宇検村区長会会長になります。6名になりますね。はい。

○5番（肥後充浩君）

確かこれは10何年、もうちょっと前か、に結成したときのやつですよね。と思うんですけど、そうですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

今、大畑の先の橋が今に2橋かかっているんですけど、その当時の期成同盟会です。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。どういう形であれ、そういったことをとにかく一步一步進めていくことが大切だと思っております。早急にこの問題は陳情を続けていかないと、本当にこの前の、先ほども言いましたけども、南部議会でも、おがみ山トンネルのときはほかの町村のトンネルの名前が出たものですから、我々もちょっと焦ってしまって、次に名前が出るのは宇検村の赤土山じゃないかと思っていたんですけども、それじゃなくて、他の町村のが出たものですから、その辺はもう慌てて、全部で後押しして、とにかく、それと、何月でしたかね。私がしたときは。看板もお願いしたんですけど、あの看板はどうなっていますか。

○建設課長（栄 平四郎君）

今後の計画としまして、年1回総会等を開いて確認をしたいと思います。それと、看板のほうも、まだ予算には入っていないんですが、現在ある看板を移設して、赤土・湯湾新村線のその要望する場所に立てたいと考えております。

○5番（肥後充浩君）

是非、入口と出口をお願いします。それと、もう本当にあの道は、今年の2月も交通事故があって、エアバッグが出るぐらいの事故があってますので、やはり、大きな事故になってからではまた、遅いので、我々も協力しますので、是非、宇検村民一丸となっていきたいと思いますので、よろしく行政のほうもお願いいたします。

それと、可愛しゃんくわあまがぁばですけども、やっぱり、これは良いことですので、是非、進めてほしいと思います。やはり、宇検村を担う若い子供たちのためには、ある程度お金を突っ込んでいくべきだと思います。私は、財源はクラウドファンディングとふるさと納税とは思わなかったものですから、育英基金のほうからでも出しているんじゃないかと思ったんですけども、良いことに使うかなと思っているんですけども、これで足りない分は育英資金でまた、追加できるような方法も是非、考えてほしいと思います。

続きまして、育英資金ですけども、6件ということで、現在の残高は3億6,000万ぐらいでよろしいですかね。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

現在の残高はちょっと把握できておりませんが、令和5年度の決算で3億3,886万8,000円程度となっております。

○5番（肥後充浩君）

ありがとうございます。去年の私が聞いたときで、滞納者13名ということで、令和5年度、そして、13名の滞納で2人不明ということで聞いておりますけども、今年はそれはどういうふうに、少しは改善されました。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

昨年6月議会においても議員から同様の質問をいただきましたが、1年以上返済が滞っている方が昨年は13名、議員がおっしゃるとおり、答弁いたしました。今年度に関しては12名となっております。1名は改善したんですけども、引き続き、督促通知書の定期送付はもちろんのこと、本人にも直接電話をしたりして、少しでも滞納者を減らす努力を続けてまいりたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

改めて、現在の貸付、高校生は月幾らですか。高校生、大学生、専門学校生、教えてください。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

現在、高校生が月3万円、短大生、専門学校生、大学生が月5万円となっております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

これはいつからこの金額になっているのか分かります。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

令和3年度の途中で規則の改正をしまして、適用は令和4年度からの適用となっております。

○5番（肥後充浩君）

これ、やはり、年にしますと、高校生でも36万で、大学生だと60万、やはり、それは大きい。返済の金額としては大きいと思います。私は前から、返さないで良い奨学資金にしたかどうかということをおっしゃっているんですけども、また今回も、前、同僚議員からもブリ資金ということで、その前にも私はブリ資金の話をしましたので、したんですけども、そのブリ資金のことが2、3日前の新聞に載っていました。そうすると、そのブリ資金の話で、2016年度から始まっています。ブリ資金が。で、23年度時点で返還者が106名始まっております。そして、そのうちの55名の方が帰郷しています。ということは、52%のUターン者ですね。ブリ資金の考え方は、10年以内に帰郷した人には返済はしなくて良いという条件を出している。ですので、やはり、これは本当に50%余りの帰ってくる方がいるということは、我々は今、たくさん子育てとか、子供に手当とか、Iターン者・Uターン者とか、いろいろ施策をしているんですけども、やはり、これも1つの島の人口減少を歯止めをかけるための1つの施策だと思います。ですので、1年間、私が提案するのは、都会から帰ってきます。すると、5月に帰ってきたら、5月から3月まではその方に金を返済してもらおう。しかし、3月までいたら、4月の時点でその払った金をみんな返す。その方に。だから、途中から抜けていく人には返さないで良いですから、結局、島に滞在、ずっと住んでもらうためには、帰ってきたら金は払わなくても、いや、払うんだけど、その金は返ってきますよということで、結局払わないで良いのと同じような形になりますので、是非、また、そういった方法も、大和村が独自の財源で、多分自分たちの一般財源でそれをやっているはずなんですよ。ですので、やっぱり、良いところは倣っ

て、我々は基金というのがあって、その基金の中で動いていますので、他の町村は自分たちの一般財源の中で動かしていますから、それは財政を圧迫したりしますけども、我々のところはまだそこまでいっていませんので、是非、今後はそういったのも考えて、子供たちがやっぱり、帰ってくる環境作りというのは、そういったのも1つの方法だと思いますので、金を使ってでも、住民税、それから、人口比率にいろいろ関連するところの国勢調査においてもいろんな有利になりますので、財源のない宇検村にとっては1つ、そういったのもまた、行政として是非、考えて、1年ぐらいかけて考えてもらって、で、次年度からそういったことができるようなことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

これで終わります。

**○議長（喜島孝行君）**

これで5番、肥後議員の質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたしたいと思います。

**○事務局長（保枝力人君）**

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 3時25分

# 令和 7 年第 1 回宇検村議会定例会

第 3 日

令和7年3月6日

令和7年第1回宇検村議会定例会会議録  
令和7年3月6日（木曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問

1番 川上 真理 議員

○散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

| 議席番号 | 氏 名        | 議席番号 | 氏 名        |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 川 上 真 理 議員 | 2 番  | 倉 本 富 夫 議員 |
| 3 番  | 壽 山 新太郎 議員 | 4 番  | 海 原 隆 家 議員 |
| 5 番  | 肥 後 充 浩 議員 | 6 番  | 杉 浦 治 俊 議員 |
| 7 番  | 吉 永 常 明 議員 | 8 番  | 喜 島 孝 行 議員 |

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 保 枝 力 人 君 書 記 森 妙 子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

|         |           |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 村 長     | 元 山 公 知 君 | 会 計 課 長   | 柳 百々代 君   |
| 副 村 長   | 植 田 稔 君   | 教育委員会事務局長 | 藤 貴 文 君   |
| 教 育 長   | 村 野 巳代治 君 | 建 設 課 長   | 栄 平四郎 君   |
| 総 務 課 長 | 原 田 俊 昭 君 | 住民税務課長    | 小 松 洋 仁 君 |
| 保健福祉課長  | 松 井 学 君   | 産業振興課長    | 柳 栄 治 君   |
| 企画観光課長  | 辰 島 月 美 君 |           |           |

## △ 開 会 午前9時30分

### ○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

### ○議長（喜島孝行君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

## △ 日程第1 一般質問

### ○議長（喜島孝行君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

### ○1番（川上真理君）

皆さん、おはようございます。

一般質問を行う前に、一言所見を申し上げます。明後日、3月8日は国際女性デーです。国連での国際女性デーが制定されて今年で50年となります。この国際女性デーは、世界の女性たちがパンと権利と平和のために一斉に立ち上がる日です。私も唯一の女性議員として、女性の権利や子育て支援の拡充、異常な物価高騰でますます苦しくなる暮らしと営業への対策、そして平和とジェンダー平等の実現に向けて、引き続き奮闘していく所存です。

それでは通告に従い、元山村長が示した施政方針について質問を行います。

質問の1つ目ですが、公共機関の維持と利便性の向上として、高校生通学バスの利便性の向上について伺います。

質問の2つ目は、地域防災力の強化として、災害時の長期停電に対する避難所体制の強化について伺います。

質問の3つ目は、村の宝である人と自然が輝く交流についてですが、第三次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、第二次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略に対する取り組みの成果について伺います。

質問の4つ目は、地方創生の実現を目指すためのプロジェクトマネージャー制度の導入について伺います。

質問の5つ目は、第六次宇検村総合振興計画にある重要プロジェクトの一つであるゼロカーボンプロジェクトについて伺います。

以上、あとは通告席にて再質問いたします。

### ○議長（喜島孝行君）

ただいまの川上議員の質問に対して答弁を求めます。

### ○村長（元山公知君）



皆様、おはようございます。それでは、川上議員のご質問にお答えいたします。

まず、施政方針についての基本方針2「快適な生活を支えるむらづくり」の合理的な土地利用の推進の1点目、公共機関の維持と利便性の向上についての高校生通学バスの利便性の向上について伺うとのご質問ですが、高校生通学費助成を受けるには、従来、実際に定期券を購入した後、その領収書を添えて住民税務課に申請し、助成を受ける方法をとっていましたが、令和5年度から、利用者の利便性の向上を図るため、交通事業者が提供するスマートフォンアプリを利用して乗車できる方法も導入しております。事前に定期券を購入しなくても通学時にバスが利用できるため、パンフレットの配布などを通して利便性の案内をしております。

次に、2点目の地域防災力の強化についての、災害時の長期停電に対する避難所体制の強化について伺うとのご質問ですが、ここ近年では、令和5年6月の線状降水帯と昨年9月の台風13号でおよそ1日半停電いたしました。6月の線状降水帯では、村内6集落が孤立し、電力復旧も相当時間がかかるかと覚悟しましたが、九州電力が陸路を歩いて復旧工事にあたり、1日半で復旧いたしました。その間の対応としましては、孤立した全集落を回り、災害の状況や生活支援体制を説明し、海上輸送によるプロパンガスや燃料の補給体制も取りました。台風13号での対応としましては、携帯電話充電のための公民館発電機活用の呼びかけや発電機燃料経費の対応など、停電が長期化することでの不安解消に努めました。今後も同様な停電を伴う災害は十分考えられますので、村民の生活支援を念頭に、公民館の発電機を昼夜運転できる燃料補給体制を図ってまいります。

次に、基本方針3「魅力あふれる「人と自然」が調和するむらづくり」の豊かな自然環境を次世代につなぐ地域社会の、村の宝である人と自然が輝く交流についての、1点目の第三次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略に対する取り組みの成果について伺うとのご質問ですが、現在の第二次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和6年度までであることから、本村の実情に応じた第三次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組んでいるところであります。12月から1月にかけて、現総合戦略の事業の進捗を確認し共有するため、職員のワークショップを数回行い、事業の効果、継続の有無、新規事業等について協議をいたしました。戦略が人口減少対策としているという観点から見ると、国立社会保障人口問題研究所を基にした推計で、宇検村の2060年の人口は、前回時の663人から979人と316人上がっているため、ある程度の成果があったと言えるかと思います。しかしながら、設定した将来人口目標の1,400名には程遠く、大変厳しい状況下に置かれています。ワーキング等で新たに出された事業アイデアを第三次戦略に組み入れ、社会経済情勢や村民のニーズに的確かつ柔軟に対応できるよう、一連のプロセスをPDCAサイクル、計画、実施、評価、改善で実行してまいります。

次に、2点目の地方創生の実現を目指すためのプロジェクトマネージャー制度の導入について伺うとのご質問ですが、総合戦略で打ち出した事業等を実施していくためには、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが必要であり、その関係者間を橋渡ししつつ、計画をマネジメントするプロジェクトマネージャーを導入する計画であります。総務省が令和3年度に創設した制度ですが、今

回、プロジェクトを着実に成果へつなげられるよう、また、14集落のそれぞれの実情、人間関係等を深く理解し、プロジェクトを遂行できる方を募集し、採用する予定であります。

次に、3点目の第六次宇検村総合振興計画にある重点プロジェクトの1つであるゼロカーボンプロジェクトについて伺うとのことですが、令和5年度から向こう10年間の3つの重点プロジェクトの中の1つで、再生可能エネルギーの導入、自然環境保全、マングローブの植栽、グリーンスローモビリティの拡充の取り組みを推進しております。再生可能エネルギーの導入の取り組みでは、電気自動車の導入や公共施設等のLED化、地域性を考慮した再生可能エネルギー導入の検討、エコ意識の普及啓発などであります。自然環境保全の取り組みでは、やけうちっ子環境学習の開催や赤土流出対策など、さらに新たな取り組みとして、森林管理などによる温室効果ガスの排出削減、吸収量をクレジットとして国が認証する制度、J-クレジットによる脱炭素実現です。マングローブ植栽の取り組みは、先の9月議会でもご説明しましたが、枝手久島の一角でのメヒルギの植林活動です。グリーンスローモビリティの拡充の取り組みは、グリーンスローモビリティの利便性の向上を図るとともに、観光分野での利用拡充が主なプロジェクトとなっております。以上であります。

○議長（喜島孝行君）

再質問はありますか。

○1番（川上真理君）

ただいま村長からご答弁いただきました。それを踏まえて再質問をさせていただきます。まず、1点目の高校生の通学バスの助成金のところなんですけれども、ちょっと私の質問が利便性の向上ということでしたので、ちょっと返ってきた回答がですね、利用しやすいようなスマートフォンを使って購入するとか、そういった利便性の回答でしたので、改めて質問をさせていただきたいというふうに思います。まず、高校生の通学バスの助成金についてですけれども、令和6年度は1,100万円ほど予算を組んでおりました。先日、担当課に確認をしたところ、見込みですけれども、今年度、助成金の総額が440万ほどになるだろうということでした。1日平均の利用者数も伺ったところ、16名ほどという回答を得ていますけれども、令和5年度もですね、補正でこの予算について半分ほど減額もされているというところであれば、予算の半分にも満たない利用状況についてどのように分析をしているのか、お伺いします。

○住民税務課長（小松洋仁君）

予算を要求する段階で、前年度の10月現在ぐらいで積算を行っています。積算のもとになるのが、当該年度で1年生と2年生の方がそれぞれ進級した人数と、それから次年度に卒業予定である人数を足した人数で、しかも、村内の全集落から奄美市内、名瀬市内までに行くバスの定期代の平均×12月っていう形で予算をちょっと要求せざるを得ないかなというところで予算要求をあげております。以上です。

○1番（川上真理君）

なぜこの質問をしたかということ、計算方法はね、大体そういうことだろうというふうに、分かり

ます。ただ、なぜこの質問をしたかという、この高校生のバス助成金制度についてはですね。この第二次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、全額補助を実現することで、村内から通学しやすく、本村への定住促進を図るということ、そして、村内に住むことでですね、青年団活動なども通してその学生にこの本村の魅力をより知ってもらいたい、そして高校、大学卒業後、本村へＵターンをしてもらいたいという、やはりそういう思いも込めてですね、この助成をしているというふうに思います。この助成制度が、将来に向けた定住促進の先行投資というべきものであるとすればですね、やはりこの下宿とかね、寮とかに入る子たちも当然いるかと思えますけれども、この少ないところを開拓する必要があるかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○住民税務課長（小松洋仁君）

利用者の増加の目標として、こちらのほうから毎年度卒業予定者の方とそれから保護者に向けて、こういう制度をやっていますっていう形で事前に3月、卒業前ぐらいですね、に案内等を差し上げて利用促進を図っているっていうのが今のところの現状でございます。

○1番（川上真理君）

では、その中で、目標に到達しないというか、なかなか利用がされていないという状況でいけば、利便性が悪いということではないかなというふうに思います。昨日、同僚議員が地域公共交通計画について質問をした際に、担当課長よりアンケート調査結果が示されていました。時間帯がニーズに合わない、利用しづらい、そして奄美市まで日帰りするのが難しいなどの意見があったという答弁をいただいておりますけれども、高校生の通学バスについても同様の状況にあるのではないかと思います、その点はどのように分析していらっしゃいますか。

○村長（元山公知君）

この通学バスですね、利便性に関しましては、やはり部活動をした後に帰ってくるときには、ここまでの便がないので、保護者の方々が迎えに行ってもらってということをしております。ですから、今後の公共交通計画の中では、やはりそういうことも踏まえた上でいろいろ考えていかなければいけないなと思っておりますが、この高校生バスの利用率は、その先ほども議員もおっしゃったようにですね、利便性が悪いから高校生のバスが伸びないというよりは、やはり子供たちが寮生活をしたい、やはりこちらから通うのではなくて、そういう方の意見もたくさん、我々もバス、無料バスを利用してください、どうですかって言っても、やっぱりそういうふうな、やっぱりご家族での判断もあると多く聞いていますので、その点はその利便性との兼ね合いという、そこだけではないとまた考えております。ですけども、やはりバスの公共交通に関しての利便性はやはりこう追求していくことでありますので、しっかりとまた計画の上で、みんなで協議して、また村民の方々のご意見を取り入れながらしっかりとやっていきたいと思っております。

○1番（川上真理君）

当然ですね、宇検村から毎朝通うということも、通学するっていうことも、朝早くっていうことで大変な状況にもなりますし、それぞれの事情等ありますから、100%を求めているわけではありま

せんけれども、先ほど村長が言われたように、今この高校生の帰宅時間のバスの状況ですけれども、改めて少し説明をしますが、授業が終わってバスを乗り継いで宇検村で帰ろうというふうにするんですね、島バス本社前を起点としたところでお話しますけれども、16時49分発の古仁屋行きのバスに乗らなければ新村での乗り継ぎバスに間に合わないという状況になっています。宇検村行きの新村発17時35分というのが、これが最終になっています。しかし、今村長も言われたように、高校生ですから部活等も当然ありますので、どうしてもこのバスにはですね、乗れないわけです。子供たちが宇検村に帰ろうとすると、島バス本社前を18時58分の最終にしか乗れないという状況で、そうなんです、新村着が19時39分。当然、宇検村へのつなぎのバスがありませんから、保護者やそして祖父母がですね、もう家族総出で毎日迎えに行くという状況になっています。私が聞いた話では、18時54分発の最終便には最低でも常時5、6人は生徒が乗っているというふうにも聞いています。せっかく宇検村がですね、バスの助成を出しているにも関わらず十分に利用できずに、さらに、この物価高騰の中で家族の経済的負担、それから身体的負担が増えているというこの状況を村としても、今後、新たなね、交通公共機関の利便性っていうところで考えていくというふうに、先ほど検討しますというふうに回答がありましたので、ぜひそこについてはさらに御検討いただきたいというふうに思います。昨日、公共ライドシェアの導入に向けての話がありましたが、令和7年度から国土交通省の実証事業ですね、行うとのことでしたが、実証するにあたって、やはり懸念要素というのは、やはり安全が確保されるのかというところだというふうに思います。そういった点でいけば、今契約しているですね、島バスさんとは、運航のさらなる拡大について十分な議論を行っているのでしょうか。

#### ○企画観光課長（辰島月美君）

令和6年度、奄美大島全体の地域公共交通の計画を立てる際には、もちろん島バスさんや大島タクシーさん、民間事業所も参加をしていろいろ議論がなされているところです。昨日も申し上げたんですけれども、この2路線というのは、島バスさんにとっては赤字路線ということで、利用率も低いということで、今、運転者不足、そしてマイクロバスの不足っていう部分では、自立のできるこの地域交通っていう確率を宇検村としてもやってもらいたいという、そういう意向も島バスさんからはいただいております。一緒になって、今のこの利便性、公共交通、そしてまた地域交通のあり方っていうのは今後検討していく必要があるので、令和7年度、この地域公共交通、地域交通については議論を深めて、自家用有償運送が叶うような目標を持って協議をしていきたいと思っております。

#### ○1番（川上真理君）

ありがとうございます。村としてもですね、ぜひ現状をしっかりと把握をしていただいて、住民の足の確保とですね、同時に、やはり安全の確保、そしてそれを含めた運行時間のさらなる拡充を早急をお願いして、次の質問に移ります。

次に、災害時の長期停電に対する避難所体制の強化についてですけれども、先ほどの答弁では、

村民の生活の支援を念頭に、公民館の発電機を昼夜運転できる燃料補給体制を図ってまいりますというふうな答弁でした。私は、昨年10月の第3回の定例会での一般質問でこの長期停電の問題を一般質問でさせていただきましたが、そのときですね、ゼロカーボンシティをこの村が目指すなら、発電機ではなく、避難所に蓄電を備えたソーラーパネルの設置を提案しましたが、その後、そのような議論はされたのでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

村は毎年台風が来るわけですから、やはり停電等はまだ心配しております。ですから、避難所に来られる方を快適に過ごさせるためにはやはり避難所の電気が必要ということで、現在、全集落っていか防災会館以外のところには発電機を配置しておりますが、その発電機の燃料が切れないうちにですね、まずは第一にはそれを考えてございます。防災会館を建替えると、プロパンガスですか、それが72時間持つ体制でセットされますので、3日間は持つと、そういうふうになっております。そういうので、順次会館は建替えてプロパンガスの体制をとっていきますので、現在のところはソーラーパネルの計画は話し合っておりません。

○1番（川上真理君）

そのプロパンガスでのものは72時間持つということでエアコンをつけても大丈夫というようなものでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

エアコンのほうが電気代とかですね、家庭の電気の半分以上はエアコンというふうに聞いております。プロパンガスの場合はどの程度か分かりませんが、クーラーをつけて快適に今のところ避難所で過ごしているということで、プロパンガスの供給がうまくいけばですね、全然大丈夫だと考えております。

○1番（川上真理君）

発電機の設置の話がありましたけれども、実はこれ、昨年10月に同僚議員が停電時の発電機の質問をしていたんですね。その際に担当課長は、今回の停電を通して大きい発電機の導入も検討を進めていかなければいけないと思ったとの答弁もしているんですけども、この予算書、明日からですね、予算が始まりますけど、令和7年度にそのような発電機の予算についてつきました。

○総務課長（原田俊昭君）

発電機ですね、今回、湯湾生活会館が改修工事が入っております。実際は、建設するときにはもう必ずプロパンガスの設置が義務付けられてますので、できますけど、改修の場合はそういうのはないです。ですけども、今後は改修もですね、1度改修すると10年、20年はもう新たな改修を行いませんので、もう今回からは、その際にはこの発電機も設置していこうということで、この湯湾生活会館の改修には発電機も入っております。その前に改修を行ったところも、今後10年、20年という改修が入らないので、また見直してですね、新たに追加をして、大規模改修を行ったところには大きな発電機を設置していこうという考えで進めております。

### ○1番（川上真理君）

これも昨年の10月の定例会ですけれども、再生可能エネルギーのところで担当課長が答弁をして、今後ですね、やはり再エネなどを当然考えていくというところでは、新たな建物を建設する際には、そういった太陽光パネルなどもですね、提案をしていきたいという答弁がありましたので、それでいけば、今のね、発電機を設置していくっていうのとはまたちょっとね、違うのかなというふうに思います。やはりこの村が何を目標しているのかっていうところをしっかりと、皆さんの中でですね、協議をしてほしい。それぞれが持っているやっぱり知恵もありますし武器もあるので、やっぱりそういったことを、防災イコール総務課じゃなくて、本当にいろんな課からの情報や知恵をお借りして、やはり防災というのは村民の命にやっぱり直結する課題ですので、ぜひ様々な課からの、知恵をですね、借りて、ぜひゼロカーボンシティの村を実現していただきたいというふうに思います、宇検村地域防災計画を更新する際はですね、ぜひ様々なリスクを想定をし、回避できる策をですね、打ち出していきたいというふうに思いますし、もうすぐもう台風時期になってきますので、長期停電も想定した対応ができるように検討をお願いしたいと思います。村長、どうですか。

### ○村長（元山公知君）

先ほどの防災公民館、避難所に発電機を設置していくっていう話は、先ほど議員もおっしゃったみたいに、村民の安心・安全をまず最初に考えた発電機の設置なんです。太陽光パネルというのは、その発電機を補助するというような形での太陽光パネルの設置しか難しいと思っています。太陽光パネルで72時間、その今の発電機よりももっと大きな電力を生めるかって、それは難しい話だと思うので、まず、この、今我々が発電機を優先して設置していこうという話は、村民の命を守る最優先のことだから、まず太陽光じゃなくて発電機を設置するという話で今進んでいます。その太陽光のゼロカーボンシティ宣言の中での太陽光パネルにしても、やはりこういういろいろなとこに、やはりこう、今後それだけで賄うとかいうわけではなく、補助的なもので賄っていくための設置としては考えていこうと思っています。

### ○1番（川上真理君）

ありがとうございます。それであるならば、しっかりですね、この令和7年度の予算にしっかり組み込んでいく必要があったのではないかなというふうにも思いますので、そこも付け加えて、また予算委員会の中でもお話をさせていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。質問の3つ目ですけれども、2020年3月策定の第二次宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略についての取り組みの成果についてです。先ほどの回答ではですね、宇検村の2060年の人口は前回時の663人から979人と316人上がっているということで、ある程度の成果があったと言えるかと思いますというご答弁でした。私もこの総合戦略見させていただいて、これ2020年の3月に策定をされています。この時点の将来人口について何もしなければ、今、直近で言う2025年ですけれども、この表を見ると1,400名ぐらいに落ちている予想だったんです。ですけれど

も、現在やっぱり1,600名ほどを維持をしています。減少を何とか食い止めているというのは本当にここからもよく分かりますし、その1番の要因は何だというふうに分析されていますか。

#### ○企画観光課長（辰島月美君）

人口が維持されるっていう部分では、出生、死亡、そして村に入ってくるか出ていくか、この4点の要因しかないと思います。見るところによりますと、よそから入ってくる、そして島から出ていくっていうのがほぼこの5年間は同じ人数となっています。ですので、今のこの人口のその構成から、年齢構成からすると、多分島から出ていく人のほうが多くなるはずなんですけれども、それが維持されているっていう部分では、親子山村留学のその方々とか移住、定住、そういう計画、プロジェクトっていうのがかなり効果を生んでいるのではないかっていう部分では分析しておりますが、自然現象で言いますと、約5年間で亡くなられた方が130名ぐらい、出生が30名ぐらいと、この自然現象という部分はなかなか食い止められない、なかなか難しい部分があるので、第三次には、若者がいかにこう入ってくる村にするのか、定住、移住をどのように増やしていくのかっていう部分を重点にまたプロジェクトを新たに計画をしていきたいと思っています。

#### ○1番（川上真理君）

ありがとうございます。本当に、この全国で人口減少が叫ばれている中ですね、こうやって何とか今食い止めているこの状況は、やはり皆さんのご努力の賜物だと思いますし、やはり雇用の創出と移住、定住促進の施策の効果が出てきているのかなというふうに思います。引き続きご尽力いただければというふうに思いますが、今も定住促進の地域プロジェクトの話もありました。昨日も、昨日からありましたけれども、その第三次の総合戦略を今作成中とのことで、その重点目標は、昨日も言われていました、人口減少に歯止めを打つということで、地域プロジェクトマネージャー制度についての導入が提案されています。制度についてはですね、昨日、同僚議員の質問に対して担当課長が丁寧に何度も答弁されていまして、よく理解できております。それを踏まえて質問をさせていただきます。現在、公募を行っているということですが、次の質問にも入りますので、ごめんなさい。総務省がいう対象者に該当するものとして、三大都市圏をはじめとする都市地域等からこの離島に住民票を移動させた者であること、または、過去に地域おこし協力隊等で活動した経験があり、かつ任用時にこの宇検村に生活の拠点があり、住民基本台帳に記録されているもの、そういったものが書かれています。宇検村のホームページを見たら募集が出ていましたけれども、募集要項も掲載されておりましたが、三大都市圏や都市地域等へ募集案内を広げる手段はですね、このホームページのみなのでしょうか。それともほかの募集の案内を行っているのでしょうか。

#### ○企画観光課長（辰島月美君）

宇検村が持っているFacebook並びにSNSでも広く公募しております。

#### ○1番（川上真理君）

今Facebookっていうのが出たので、私も見ました。村長、フォロワー数知ってます。

○村長（元山公知君）

すみません。ちょっとフォロワー数まではちょっと認識しておりません。

○1番（川上真理君）

F a c e b o o k のフォロワー数ね、1,509、もう村民と同じぐらいの人口の数字で、1,600名弱ぐらいなんですね。その1,600名ぐらいの人が、当然フォローしてる人がそれだけっていうことで、当然見てる人はもっといるかとは思いますが、それぐらいしか広がっていないものですね、広く三大都市圏とか、あの辺まで伝わるものかなっていうふうに思います。逆に身近にいてこのことを知っている人しかもう応募してこないのではないかなという気もしますが、関係人口を増やすという意味でも、さまざまな手段を使って公募する必要があると思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

おっしゃるように、今いろんな手段があるので、そちらのほうは今、宇検村ではとても弱い部分だと思います。令和6年度、関係人口を創出するっていう形で若い人たちがネットワークを作る事業を今展開しております。これは、定住、移住だけではなく、宇検村をいかにPRするかっていう、そういう手段で東京にいる若者につないでもらってという部分で今動いているんですけども、今後はそういうネットワークっていうのがすごく強みになってくると思いますし、宇検村の方針であったり、いろんな事業の展開をするにあたって、皆さんに周知する手段もやはりそういう部分が大事だと思っておりますので、DX担当も今総務課のほうでそういう仕組み作りっていうのを動いているので、一緒になって広く活動ができればと思っています。

○1番（川上真理君）

ぜひですね、優秀な人材を取っていただきたいというふうに思います。質問変えますけれども、その予算書を見る限りですね、会計年度任用職員の採用ということだというふうに思いますが、従事期間は最長で3年ということでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

本人の希望にもよりますが、最長3年ってなっておりますので、3年間は関わっていただきたいと希望しております。

○1番（川上真理君）

目的は、当然ですね、人口減少に歯止めをかけ、そして地域を活性化させるということだというふうに思いますが、この3年間でこのプロジェクトマネージャーが果たすべき役割の数値目標を教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

今計画をしている第三次元宇検村まち・ひと・しごと創生の総合戦略に目標数値があります。これは5年計画になっているので、地域プロジェクトマネージャーの3年間とはちょっと誤差があるんですけども、毎年毎年の検証の中でその数値が目標達成できるような、そこを任務っていうか、そこをこう検証するっていう部分でやっていただければと思っています。



#### ○1番（川上真理君）

例えば、これ第二ですけれども、ここにですね、人口目標だとか将来人口目標だとかいろいろ載っています。将来人口の目標値、この3年で何名増やそうとか、あと雇用を何人増やそうとか、定住促進も何件増やそうとか、そういった目標を村としてきっちり持っていらっしゃるのでしょうか。

#### ○企画観光課長（辰島月美君）

そのとおりです。この第三次に目標値を年何名か、その第三次のこの計画が終わるまでの目標値、それぞれ事業によって目標値は変わってはおりますが、目標値をしっかり立ててプロジェクトを推進していければと思っています。

#### ○1番（川上真理君）

今課長のほうから第三次の総合戦略についてありましたけれども、この質問の最後になりますけれども、一つ苦言とそれから要望を言って、この質問を終わりたいというふうに思いますが、その第三次総合戦略について、私は、議会事務局を通じて、この第三次の素案が見たいというふうに言いました。そしたらですね、素案が見たくてですね、素案に対するパブリックコメントは出していないのかというふうに問い合わせをさせていただいたところ、パブコメの予定はないとの回答でした。パブコメを募集するとなれば完成してからかなというような回答もいただいていたところです。あの、今年1月にはですね、第三次宇検村子ども・子育て支援事業計画の素案が出され、村民に対してパブリックコメントが求められていましたので、私もそれに対して意見を述べたところですが、その意見がね、どれだけ反映されるかは、分かりませんけれども、やっぱり役場の職員、そして議員である私たちの役割としてですね、やはり村民の幸福のために知恵を出し合い、持てる力を発揮してそれを実現させることだというふうに思っています。それには、あの村民の声に耳を傾け、それからアンテナを張り、さまざまな情報収集を行い、透明性があり、スピード感のある村政運営にすることだと思います。まさに、1日目に村長が示した施政方針のとおりだというふうに思います。第三次総合戦略は、この宇検村の未来がかかった、やはり重要な戦略ですので、ぜひ素案の段階でパブリックコメントを広く求めるよう要望したいと思いますが、村長、いかがですか。

#### ○企画観光課長（辰島月美君）

この第三次総合戦略をするにあたって、第二次の反省点とか、今後どうするのかっていう部分のワークショップを12月から始めております。民間のほうのワークショップもやっております、商工会、建友会、観光物産協会や福祉事業所、集まっていいただいてワークショップなどを執り行つて、今後の宇検村のあり方っていう部分を皆さんで意見を聴取してっていうことで、期間的にはかなり短かったんですけれども、素案が昨日、一昨日、こうでき上がりまして、パブリックコメントは、3月の上旬も素案がちょうど上がったばかりですので、今週中もしくは来週の頭からはパブリックコメントをいただく予定にはしております。ちょっと駆け込みになった、こう計画のこの時間帯だったんですけれども、民間の方々からも広く意見をいただいて、若者のその役場職員のワークショップもかなり多く回数を重ねてこう意見を聴取していますので、皆さんの意見ということで、

また出来上がったその総合戦略をまた見ていただいて、ちょっと意見を聴取して最終的に仕上がり  
っていう形で、今後5年間の目標をみんなと一緒にクリアできるようにプロジェクトを遂行してい  
きたいと思っています。

○1番（川上真理君）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。では、最後の質問になります。第六次宇  
村総合振興計画にある重点プロジェクトの1つであるゼロカーボンプロジェクトについてです。この  
宇検村は、あの令和4年3月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までにCO<sub>2</sub>排出ゼロを目指  
し、脱炭素への取り組みを推進するというふうにこの中でも書かれています。昨年までの施政方針  
の基本方針3のところにはですね、メヒルギ事業と併せて、産学官連携協定を活かし、ゼロカーボン  
シティや環境保全、地域振興に取り組んでいくことの方針がしっかりと明記されて打ち出されてい  
ましたが、今回これがこの施政方針に全く載っていないのはなぜでしょうか。

○村長（元山公知君）

この施政方針は、私の中では、その年間年間のことを大まかにこう皆様にお伝えしていくことだ  
と思っております。ですから、このゼロカーボンシティに関して、宣言に対しての、いろいろな  
重点施策に対して、しないということではなく、続けて、継続して、ずっとまた事業もされます。  
そのメヒルギの植栽の件もそうですし、続けていくことですから、あえて、ここ、施政方針では、  
皆さんに伝えていないということ、ご理解いただけるでしょうか。

○1番（川上真理君）

だって、この宇検村総合振興計画って、宇検村の最上位計画ですよ。これの第一プロジェクト  
、プロジェクトの第一に乗っているゼロカーボンのプロジェクトですね、もう確かにのっけない  
ってというのはちょっと方向性が変わったのかなっていうふうにちょっと思わざるを得なかったん  
です。令和6年の6月の補正です、重点対策加速化事業で計上していたこの再生可能エネルギーの  
事業についてですね、物価高騰だとかの関係で事業費がかなりかかるというようなことで、一旦環  
境省と含めて協議した結果、再度計画の見直しが必要だというふうに判断したという担当課長の答  
弁がありました。そして新たに計画を練り直し、再スタートするということでした。承知だ、という  
答弁の内容になっていました。私は、やはり、ゼロカーボンシティ宣言をした村ですから、計画を  
練り直している段階なら、大きな予算がついていなくても、やはり村の重点プロジェクトとしての  
位置づけで施政方針にしっかりと触れておくべきだったというふうに思いますが、村長はどうでし  
ょうか。

○村長（元山公知君）

議員さんからのまたその意見を、ありましたので、来年の施政方針には、またしっかりとみんな  
で協議して、1時間が2時間になるかもしれませんが、しっかりとまた皆さんにお伝えしていきたい  
と思います。

○1番（川上真理君）

ぜひですね、そういう村を、可能エネルギーでやはりCO2削減、そして再エネでの、地産地消をですね、この宇検村で実現をしていただきたいというふうに思います。引き続きのご尽力をお願いしたいと思いますし、また、私自身もですね、その協力を惜しまないつもりでいますので、やはり村あげて、村民の意見もしっかり聞きながらこのプロジェクトを成功に導けばなというふうに思っています。ちょっと時間の配分間違えまして、ちょっと早く終わりましたが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（喜島孝行君）**

これで1番、川上真理議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

**○事務局長（保枝力人君）**

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前10時20分

# 令和 7 年第 1 回宇検村議会定例会

第 4 日

令和7年3月14日

令和 7 年第 1 回宇検村議会定例会会議録  
令和 7 年 3 月 1 4 日（金曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 議案第 1 号 令和7年度宇検村一般会計予算について
- 日程第 2 議案第 2 号 令和7年度宇検村国保事業特別会計予算について
- 日程第 3 議案第 3 号 令和7年度宇検村国保施設事業特別会計予算について
- 日程第 4 議案第 4 号 令和7年度宇検村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 5 号 令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 6 号 令和7年度宇検村簡易水道事業特別会計歳予算について
- 日程第 7 議案第 7 号 令和7年度宇検村集落排水事業会計予算について  
(以上7件一括上程・委員長報告・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 13 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 14 号 宇検村消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 15 号 宇検村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 16 号 宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 17 号 宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 18 号 宇検村子ども医療費給付条例の制定について (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 19 号 宇検村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 20 号 宇検村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第 21 号 宇検村農業用トラクター耕うん機及び農機具使用条例の一部を改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 議案第 22 号 工事請負変更契約について（宇検村陸上競技場大規模改修工事） (説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 18 議案第 23 号 工事請負変更契約について（5災 第138号道路災害復旧工事（奄美中央線）） (説明・質疑・討論・採決)

- 日程第 19 議案第 24 号 工事請負変更契約について（湯湾港港湾メンテナンス工事 R5線）  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 20 議案第 25 号 工事請負変更契約について（5災 第39号河川災害復旧工事（河内川））  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 21 議案第 26 号 宇検村観光拠点施設「ケンムンの館」指定管理者の指定について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 22 議案第 27 号 工事請負変更契約について（4災 第14号道路災害復旧工事（奄美中央線））  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 23 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 24 発議第 1 号 宇検村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について  
（委員長説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 25 議員派遣の件について
- 日程第 26 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 27 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○閉会の宣言

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

| 議席番号 | 氏 名        | 議席番号 | 氏 名        |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 川 上 真 理 議員 | 2 番  | 倉 本 富 夫 議員 |
| 3 番  | 壽 山 新太郎 議員 | 4 番  | 海 原 隆 家 議員 |
| 5 番  | 肥 後 充 浩 議員 | 6 番  | 杉 浦 治 俊 議員 |
| 7 番  | 吉 永 常 明 議員 | 8 番  | 喜 島 孝 行 議員 |

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 保 枝 力 人 君 書 記 森 妙 子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 村 長 元 山 公 知 君     | 会 計 課 長 柳 百々代 君   |
| 副 村 長 植 田 稔 君     | 教育委員会事務局長 藤 貴 文 君 |
| 教 育 長 村 野 巳代治 君   | 建 設 課 長 栄 平四郎 君   |
| 総 務 課 長 原 田 俊 昭 君 | 住民税務課長 小 松 洋 仁 君  |
| 保健福祉課長 松 井 学 君    | 産業振興課長 柳 栄 治 君    |
| 企画観光課長 辰 島 月 美 君  |                   |

## △ 開 会 午前9時30分

### ○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

### ○議長（喜島孝行君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 議案第1号 令和7年度宇検村一般会計予算について

△ 日程第2 議案第2号 令和7年度宇検村国保事業特別会計予算について

△ 日程第3 議案第3号 令和7年度宇検村国保施設事業特別会計予算について

△ 日程第4 議案第4号 令和7年度宇検村介護保険事業特別会計予算について

△ 日程第5 議案第5号 令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について

△ 日程第6 議案第6号 令和7年度宇検村簡易水道事業会計予算について

△ 日程第7 議案第7号 令和7年度宇検村集落排水事業会計予算について

### ○議長（喜島孝行君）

日程第1、議案第1号、令和7年度宇検村一般会計予算についてから、日程第7、議案第7号、令和7年度宇検村集落排水事業会計予算についてまで、以上7案を一括議題とします。

本7案について、審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

### ○予算審査特別委員長（壽山新太郎君）

場内の皆様、おはようございます。令和7年第1回定例会において本委員会に付託されました令和7年度一般会計予算、4特別会計予算及び2企業会計予算について、審査の結果を報告いたします。

まず、審査の概要を申し上げます。

全員で構成する予算審査特別委員会に付託された議案7件、令和7年度一般会計予算、4特別会計の国保事業、国保施設事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び2企業会計の簡易水道事業、集落排水事業の歳入歳出予算について、3月7日から3日間、審査をいたしました。

村民の福祉向上、地域の活性化等、住民生活の安心安全等を広く客観的に村民全体の立場に立った上で、公平公正な予算計上がなされているかを重点に審査し、その結果について、以下、報告いたします。

はじめに、一般会計予算についてでございますが、歳入歳出総額は40億4,369万7,000円で、前年度に対し3,762万7,000円の増額で、前年度対比0.9%の増額予算となっております。

歳入の主な内訳は、自主財源の村税は1億3,225万2,000円で、前年度比2.4%の増となっており、繰入金が6億9,357万円で、前年度比67%増額予算となっております。

本年度も基金からの繰り入れによっての予算編成であり、新たな自主財源の施策方針が求められます。更なる財政健全化を行い、適正な行財政運営を強く望みます。



歳出の主な内訳の性質別の割合は、人件費7.6%増、扶助費7%増、公債費1.2%増、投資的経費においては10.6%減額計上されておりますが、今後とも公債費削減はもとより、財政健全化を念頭に自主財源の増加や公債費負担比率も改善する努力が必要であると考えられます。

次に、特別会計予算等についてでございますが、4特別会計歳入歳出総額6億9,065万1,000円、前年度比2.6%の減額予算となっております。国保事業は前年度比32%の増となっており、国保施設事業は52.7%減、介護保険事業はほぼ同額で0.1%減、後期高齢者医療事業は7.2%減となっております。

特別会計は依然として一般会計からの繰入金で維持運営されている現状であり、今後も独立採算を原則に運営を求めます。

2企業会計の簡易水道事業、集落排水事業の歳入歳出総額は5億8,149万円、前年度比14.4%の増額予算となっております。両会計は公営企業会計の適用に移行され、経営、資産等の状況が正確に把握されることにより、健全な経営実現を求めます。

次に、審査の中で主な意見、質疑を申し上げます。

森林環境税においては、配当割合も考慮するよう国・県へ要望をすること。住宅使用料、水道使用料等については、連帯保証人、相続関係者から徴収するよう努めること。国際サシバサミットについては、村内外に周知を徹底し開催に望むこと。現在運行しているマジンスローカーの運行範囲を広げ、時期限定での運行も検討すること。電動シニアカー等の公認補助はできないか。ノヤギ対策として駆除頭数を増やすなど検討をすること。県営急傾斜事業については、土砂崩壊などで人命に関わることであるため、用地買収が終了している箇所から先行して事業に着手できないか、県へ要望すること。消防団員の人員不足については、解消に向け十分検討をすること。増刷した書物、「ウイム」「なぎ物語」「興湾大親」は周知を図り販売すること。各校区活性化委員会と連携を図り、少子化対策に取り組むこと。無医村にならないよう高校、医大生へ啓発を行うと同時に医師、看護師の確保に努めること。専門職の正規採用に努めること。物価高騰によるガソリン価格について、村単独での補助はできないかなどが挙げられました。

審査の結果についてであります。令和7年度一般会計予算は前年度とほぼ同額で、対比0.9%増額予算となっており、保健・医療・福祉の充実、農業の振興、教育環境の充実、インフラの促進を図る予算案であると考えられます。しかし、本年度も基金からの繰り入れによる予算編成がなされ、旧態依然として自主財源が乏しく、依存財源に頼っている状況で、早急に財政健全化の行政運営に取り組むべきであります。村民の福祉向上、村民生活の安心安全に務め、時代の変化に伴い発生する様々な課題や問題に迅速に対応する柔軟性のある行財政運営を、職員一丸となって取り組むことを強く望みます。

本予算審査特別委員会に付託されました令和7年度宇検村一般会計予算、4特別会計予算及び2企業会計予算は、全会一致で可決するものと決定をいたしました。

最後に、村当局は本特別委員会の指摘と提言、意見を真摯に受け止め、今後の行財政運営に速や

かに対処していただきますよう切望し、令和7年度予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（喜島孝行君）

以上で、委員長の報告を終わります。

ただいま委員長報告がありましたが、全員で構成する特別委員会で3日間に渡り慎重に審査が尽くされておりますので、議案第1号から議案第7号までの委員長に対する質疑は省略したいと思います。

これから、一括して討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、令和7年度宇検村一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第1号、令和7年度宇検村一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第2号、令和7年度宇検村国保事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第2号、令和7年度宇検村国保事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第3号、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第3号、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第4号、令和7年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第4号、令和7年度宇検村介護保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第5号、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第5号、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第6号、令和7年度宇検村簡易水道事業会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第6号、令和7年度宇検村簡易水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第7号、令和7年度宇検村集落排水事業会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第7号、令和7年度宇検村集落排水事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第8、議案第13号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、議案第13号について提案理由のご説明をいたします。

議案第13号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてですが、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律が、令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例について整備を必要とし条例の一部を改正しようとするもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第13号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第9 議案第14号 宇検村消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第9、議案第14号、宇検村消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第14号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第14号は、宇検村消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、鹿児島県市町村総合事務組合条例の改正に伴い整合性を図るため、関係条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（壽山新太郎君）

すみません、1点だけ確認をさせてください。16条の2の退職金の支払い方法についてちょっと伺いますが、退職金が発生した場合、その消防団員に対して現金で支給しているということを聞きましたが、やはり現金とするのは、役場のほうも現金準備も大変ですし、現金を動かすとなるとなかなかリスクもですね、発生することが考えられますので、現金支給はお互い記録でも残るのがちょっと難しい部分もありますので、現金支給ではなく、一般的な振り込みで支給する方法に変えていただくというか、今現状はそういったとお聞きしているんですけど、振り込みに変えたほうがいい

んじゃないですかね。いかがでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。この退職金の支給ですが、ずっと同じような感じでやってきたと思いますが、これはもう最近の流れとしましてはキャッシュレスだったり、そういった振り込みの流れになっておりますので、これはもう全然変えることに問題はないと思いますので、はい、そのように進めていきたいと思います。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、宇検村消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第14号、宇検村消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第15号 宇検村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第10、議案第15号、宇検村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第15号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第15号は、宇検村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、人事院勧告を踏まえ、一般職の期末勤勉手当の率、特別職、議員、診療所長の期末手当の率及び一般職の給料表の改定を今年度施行分と来年度施行分として改める他関連規定の改正の必要があるため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理君）

まず、第1条の別表の俸給表が載っているのと、それから第3条にも俸給表、これは給料表ですね、ごめんなさい、給料表が載っていますが、その違いについて、まず説明をください、してください。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。これは提案理由でも村長が申し上げましたが、第1条は今年度施行分、第3条は来年度施行分というふうに分かれてございますので、給料表が二つ掲載されてございます。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

○1番（川上真理君）

では、宇検村特別職の職員の給与に関する条例の一部改正というページになりますけれども、先ほどの村長の点で、特別職についてもいずれも期末手当のところの変更というような提案だったと思いますけれども、実際に特別職については、年間の率というか、は変更があったんでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

村長の答弁にもございましたが、人事院勧告を踏まえての改正でございまして、こちらに書いてあるとおりの改定になります。以上です。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

○1番（川上真理君）

すみません、ちょっと勉強不足で申し訳ないです。そのページの第2条の第5項の中の、まず100分の170を6月支給を100分の170、12月に支給する場合には100分の175に改める、その下は第2条第5項中、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する分には100分の175を100分の172.5に改めると書いてるんですけど、これは下がっているということですか。違う。結局、つけかえている、ト

ータルすると3.45、率にしたらですね、3.45なのかなと思うんですけど、同じなんじゃないかなと思ってらるんですが。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。人事院勧告を受けての改定になりますが、議員の説明でございますけれども、そこら辺のところですね、詳しく説明をするためにちょっと情報を収集してから、また暫時休憩をいただいて説明ということでよろしいでしょうか。

○議長（喜島孝行君）

暫時休憩します。再開は10時いたします。10時10分にいたします。

休憩 午前 9時57分

---

再開 午前10時04分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（原田俊昭君）

先ほどの質問にお答えいたします。この率というのは、改正は6年度も7年度も変わりませんで、6年度の場合は、この175というのは12月に一気にしております。令和7年度の場合は6月と12月に分けて行いますので、この172.5というふうに下がって見えますが、トータルでは率是一緒ということです。以上です。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

○1番（川上真理君）

令和6年度と令和7年度の率は同じということですか。違う。ごめんなさい。

○総務課長（原田俊昭君）

給与改定後の率はトータルで一緒ということになります。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第15号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第16号 宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第11、議案第16号、宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第16号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第16号は、宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律により関係条例を改正する必要性が生じたため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理君）

16条の2、それから第16条の3というところは、介護離職防止のための条例の内容になるかと思いますが、厚労省のこの育児介護休業法改正のホームページとか、いろいろ見ているとですね、やはり介護両立支援制度の中には、当然介護休業というのにも含まれてはいると思うんですけども、こ

の今提案された文章からは介護休業という言葉が一つも触れられていないですよ。厚労省はこれに関して、例えば第16条の3の1で（1）のところにいけば、職員に対する介護休業・介護両立支援制度等に関するとかというふうに、必ず介護休業というのを前面に出しているというところがあるんですけども、何か、あえて抜かれたのかなという気がするんですが、そこをご説明いただければと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。これは関係条例の整理として行いますけれども、そこら辺の介護休業に関してあえて抜いたということではなく、介護休業とかいうのは、介護両立支援制度というのの中に、もう入ってございますので、簡潔に分かりやすく、短くですね、条例を上程したということでございます。

○1番（川上真理君）

職員が本当に遠慮なくですね、そういう事例が生じたときに休みと取れるというところでいけば、介護休業そして介護両立支援制度等というふうにあるほうが、ああ、介護休業取っていいんだ、そういう制度があるんだというふうに周知、それこそ今回の条例のところでは、育児介護休業法の改正では、やはり周知というところがメインにもなってくると思いますので、やっぱり職員に分かりやすく、辞めずにですね、働き続けられるためにも、分かりやすい条例の文章にさせていただければというふうに思います。

○総務課長（原田俊昭君）

確かにですね、この職員に対する周知でございますが、この改正文の中にもですね、職員に対して知らせなければならないというところもございます。また、職員に対する介護両立支援制度に対する研修も実施しなければいけないという記載もございます。そういったことで、しっかり研修等を行い、また職員にはしっかり周知してまいりたいと思います。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号、宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第16号、宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △日程第12 議案第17号 宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第12、議案第17号、宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第17号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第17号は、宇検村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する効率により、関係条例を改正する必要性が生じたため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号、宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第17号、宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第13 議案第18号 宇検村子ども医療費給付条例の制定について

○議長（喜島孝行君）

日程第13、議案第18号、宇検村子ども医療費給付条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第18号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第18号は、宇検村子ども医療費給付に関する条例制定についてですが、乳幼児医療費の支給に関する法律並びに鹿児島県子ども医療費制度の一部改正に伴い、宇検村乳幼児等医療費助成条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号、宇検村子ども医療費給付条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第18号、宇検村子ども医療費給付条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第14 議案第19号 宇検村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第14、議案第19号、宇検村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第19号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第19号は、宇検村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正しようとするもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号、宇検村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第19号、宇検村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第20号 宇検村営住宅設置及び管理条例の一部改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第15、議案第20号、宇検村営住宅設置及び管理条例の一部改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第20号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第20号は、宇検村営住宅設置及び管理条例の一部改正する条例についてですが、子育て世帯における同居者の年齢要件引上げ及び同居親族要件を緩和するため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、宇検村営住宅設置及び管理条例の一部改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第20号、宇検村営住宅設置及び管理条例の一部改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第16 議案第21号 宇検村農業用トラクター耕うん機及び農機具使用条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第16、議案第21号、宇検村農業用トラクター耕うん機及び農機具使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第21号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第21号は、宇検村農業用トラクター耕うん機及び農機具使用条例の一部を改正する条例についてですが、耕うん機及び農機具の使用料を改めるため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号、宇検村農業用トラクター耕うん機及び農機具使用条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第21号、宇検村農業用トラクター耕うん機及び農機具使用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第17 議案第22号 工事請負変更契約について（宇検村陸上競技場大規模改修工事）

○議長（喜島孝行君）

日程第17、議案第22号、工事請負変更契約（宇検村陸上競技場大規模改修工事）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第22号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第22号は、工事請負変更契約についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、宇検村陸上競技場大規模改修工事の請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

今一生懸命工事をやっているところですけども、これの工期は伸びるんでしょうか、工期はいつまでですか。



○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。工期は3月の24日までとなっております。以上です。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号、工事請負変更契約（宇検村陸上競技場大規模改修工事）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第22号、工事請負変更契約（宇検村陸上競技場大規模改修工事）については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第18 議案第23号 工事請負変更契約について（5 災第138号道路災害復旧工事（奄美中央線））

○議長（喜島孝行君）

日程第18、議案第23号、工事請負変更契約（5 災第138号道路災害復旧工事（奄美中央線））についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第23号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第23号は、工事請負変更契約についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定に基づき、5災第138号道路災害復旧工事（奄美中央線）の請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論は終わりました。

これから、議案第23号、工事請負変更契約（5災第138号道路災害復旧工事（奄美中央線））についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第23号、工事請負変更契約（5災第138号道路災害復旧工事（奄美中央線））については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第19 議案第24号 工事請負変更契約について（湯湾港港湾メンテナンス工事R5線）

○議長（喜島孝行君）

日程第19、議案第24号、工事請負変更契約（湯湾港港湾メンテナンス工事R5線）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第24号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第24号は、工事請負変更契約についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、湯湾港港湾メンテナンス工事の請負変更契約を締結したので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号、工事請負変更契約（湯湾港港湾メンテナンス工事R5線）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第24号、工事請負変更契約（湯湾港港湾メンテナンス工事R5線）については、原案のとおり可決されました。

## △日程第20 議案第25号 工事請負変更契約について（5 災第39号河川災害復旧工事（河内川））

○議長（喜島孝行君）

日程第20、議案第25号、工事請負変更契約（5 災第39号河川災害復旧工事（河内川））についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第25号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第25号は、工事請負変更契約についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条に基づき、5災第39号河川災害復旧工事（河内川）の請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号、工事請負変更契約（5災第39号河川災害復旧工事（河内川））についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第25号、工事請負変更契約（5災第39号河川災害復旧工事（河内川））については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議案第26号 宇検村観光拠点施設「ケンムンの館」指定管理者の指定について

○議長（喜島孝行君）

日程第21、議案第26号、宇検村観光拠点施設ケンムンの館指定管理者の指定についてを議題とし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○村長（元山公知君）**

議案第26号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第26号は、宇検村観光拠点施設ケンムンの館指定管理者の指定についてですが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（喜島孝行君）**

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○7番（吉永常明君）**

今回、令和7年度から10年の3月31日の契約なんですけど、委託料については令和6年と令和7年と同額になっていました。今度10年度までの間に委託料の見直しとかは、当然やっていくんですよね。以前、最初契約したときに、何年かに1遍、委託料を見直すような話をされたんですけど、それがいつの時期なんですか。

**○企画観光課長（辰島月美君）**

令和4年の4月1日に初めてプロポーザル方式でケンムンの館の委託を行いました。そのときには、経営状況も労働者数を何名にするのか、そして来場者がどれぐらいで、売上がいくらあるのかという、はっきりとした目安がなかった経緯がありましたので、その都度協議をさせていただいて、光熱水費の増とか、足りない部分の増額をお願いしてきたところです。今回は2度目の更新となるんですけれども、今のところこの金額の指定管理の中で運営ができていくという提案もいただいているところですので、今後、物価高騰などで施設の大きな費用がかかることがありましたら、また協議の上、皆様にご相談する形になるんですけれども、この指定管理料で運営していくというめどが立っているということで、3年間は運営していきたいと思います。別にキャッシュレス決済の導入ということで実証実験をするので、それに対しての手数料は別にいただいているところで、6年度に組んだんですが、その導入をして1年間検証をするという部分が半年ずれ込んだので、明許繰越で検証が令和7年度の9月30日で1年を迎えて、その検証ということになります。その決済手数料の部分が経営の中で負担が増額になるようでしたら、ここの部分を相談することもあるかと思いますが、現在はこの状況の中で運営をお願いしていきたいと思っています。以上です。

**○議長（喜島孝行君）**

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号、宇検村観光拠点施設ケンムンの館指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第26号、宇検村観光拠点施設ケンムンの館指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第22 議案第27号 工事請負変更契約について（4 災第14号道路災害復旧工事（奄美中央線））

○議長（喜島孝行君）

日程第22、議案第27号、工事請負変更契約（4災第14号道路災害復旧工事（奄美中央線））についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第27号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第27号は、工事請負変更契約についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2号の規定に基づき、4災第14号道路災害復旧工事（奄美中央線）の請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（吉永常明君）

今回、8,000万近くの変更なんですけど、その説明をお願いします。

○建設課長（栄 平四郎君）

説明いたします。これは4年度災害で議員の方も現場を視察された現場になりますが、何度か崩れが発生しまして、事故繰の3年になりますので、事故繰越という制度を使って繰り越しております。それで増えたのがですね、上の法面とかですね、法枠のモルタル吹付とか、そういうのが527平米あったのが1,700平米ぐらいになったとか、残土量が、これは福浦の残土捨て場に運んでいるんですけど、500リュウベが4,000リュウベ近くなりました。あとは木の処分代とかですね、2リュウベあったのが240リュウベということで、ちょっと3倍ぐらいに膨れ上がっていますが、そういう状況でした。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号、工事請負変更契約（4災第14号道路災害復旧工事（奄美中央線））についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第27号、工事請負変更契約（4災第14号道路災害復旧工事（奄美中央線））については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（喜島孝行君）

日程第23、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

諮問第1号について、提案理由のご説明をいたします。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてですが、人権擁護委員として宇検村阿室32番地、吉久往男氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、意見書



のとおり答申することに決定しました。

△ 日程第14 発議第1号 宇検村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第14、発議第1号、宇検村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（肥後充浩君）

発議第1号について、提案理由の説明をいたします。

発議第1号は、宇検村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例ですが、国の個人情報の保護に関する法律施行規制の一部を改正する規則が制定交付され施行されることに伴い、条例の一部を改正するため会議規則第14条の規定により提案するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号、宇検村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

発議第1号、宇検村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第25 議員派遣の件について

##### ○議長（喜島孝行君）

日程第25、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元にお配りしてありますとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、お手元にお配りしてありますとおり、本村議会議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

#### △ 日程第26 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

##### ○議長（喜島孝行君）

日程第26、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### △ 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

##### ○議長（喜島孝行君）

日程第27、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります本会議の会期日程と会議の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回宇検村議会定例会を閉会します。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 喜 島 孝 行

宇検村議会議員 吉 永 常 明

宇検村議会議員 川 上 真 理